

広島市西部水資源再生センターアンケート下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

※入札説明書等の対応ページ及び対応部分が質問内容と不整合のものがありますが、提出された質問書のとおり記載しています。

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分									質問内容	回答
			頁	章	節	項	())	①	ア	(ア)		
1	入札説明書	ユーティリティ	7	2	5	2	2	3	①			貴市の業務内容にユーティリティの供給とあります、技術提案による付帯事業のユーティリティについては事業者にて確保するという理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	入札説明書	肥料利用拡大推進	7	2	5	3						貴市の行う肥料利用拡大推進に向けた協力するものとするとありますが、貴市にて想定される事業者へ求める協力をご教示いただけますでしょうか。	新たな販路の確保や、下水汚泥由来肥料の利用促進に向けた啓発活動への協力等を想定しています。具体的には、下水道ふれあいフェアなどの広報イベントに向けてサンプル配布のパッケージ作業及び当該イベントへの参加協力などを想定しています。
3	入札説明書	事業期間	9	2	8							脱水汚泥受入施設の施工が令和10年度に完了、令和11年度より維持管理包括委託業務が開始となります、引き渡し条件は工事請負契約書案第50条の部分引き渡しになるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	入札説明書	事業期間	9	2	8							脱水汚泥受入施設の施工が令和10年度に完了、令和11年度より維持管理包括委託業務が開始となります、何かしらの理由で脱水汚泥が市から供給されず、試運転が令和10年度内に完了しなかった場合のリスク負担は貴市という理解で宜しいでしょうか。	発生した事象を勘査して双方と協議の上で、適切な負担者を決定します。
5	入札説明書	設計業務期間	10	2	8		1					「本事業の設計業務期間は工事請負契約を締結した日から2029年（令和11年）3月30日までを期限とする。」とありますが、効率的に設計業務を進めスムーズに施工業務に移行するために、業務期限よりも前倒しで設計業務を完了させ、検査を受検（機器承諾等を含む）することは可能でしょうか？また、検査を受検し承諾を受けた以降は設計変更としての取り扱いになるという認識でよろしいでしょうか？	前者の質問については、前倒しで設計業務を完了させ検査を受けることは可能です。後者の質問については、検査を受検し承諾を受けたことをもって、免責されるものではないことに留意してください。なお、当該変更に係る費用については、発生した事象を勘査して双方と協議の上で、適切な負担者を決定します。

広島市西部水資源再生センターアンダーソン汚泥再資源化施設更新・運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

※入札説明書等の対応ページ及び対応部分が質問内容と不整合のものがありますが、提出された質問書のとおり記載しています。

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分									質問内容	回答
			頁	章	節	項	())	①	ア	(ア)		
6	入札説明書	施工業務期間	10	2	8		2					景観壁を設置する場合は、下水汚泥再資源化施設等を全系列完了時に工事が完了していればよろしいでしょうか。	下水汚泥再資源化施設等が全系列完了時に景観壁が設置されれば問題ないと想定していますが、設計業務時の本市都市整備局都市計画課との協議によります。なお、下水汚泥再資源化施設等の各系列の引渡し時には、振動及び騒音等の規制を満足させる必要があります。
7	入札説明書	施工業務期間	10	2	8		2					①脱水汚泥受入施設等の施工期間中に②下水汚泥再資源化施設等にかかる建築物、基礎等を前倒しして施工することは可能でしょうか。	西部水資源再生センターの維持管理及び既設下水汚泥燃料化事業の燃料化物の搬出等の妨げにならなければ、可能とします。ただし、下水汚泥再資源化施設等に係る設計業務を完了させ、検査に合格しておく必要があります。
8	入札説明書	本事業の技術提案に関する提案上限価格	11	2	10							維持管理・運営業務に係る提案参考価格は、実際は貴市が負担する「雑用水、汚水排水及び消化ガスの使用に伴う費用」を含んだ価格という理解でよろしいでしょうか。	提案参考価格には、本市が負担する「雑用水、汚水排水及び消化ガスの使用に伴う費用」は含んでいません。入札説明書の記載が不明瞭であったため、入札説明書等に関する質問回答の公表に合わせ、表現を見直した修正版を公表します。
9	入札説明書	提案上限価格	11	2	10							本事業の技術提案に関する提案上限価格についての記載がございますが、要求水準書p.51、3-4-3ユーティリティ及び消化ガス単価における雑用水、汚水排水及び消化ガスの使用に伴う費用については、提案上限価格に含まれないと理解でよろしいでしょうか。 また、同様に本費用は予定価格にも含まれないと理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 入札説明書の記載が不明瞭であったため、入札説明書等に関する質問回答の公表に合わせ、表現を見直した修正版を公表します。
10	入札説明書	本事業の技術提案に関する提案上限価格	11	2	10							入札参加資格に関する質問に対する回答書No.4において、設計・施工業務と維持管理・運営業務の価格はそれぞれ参考価格であると回答がございました。これは、見積書の総額が提案上限価格：28,600,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を超なければ、設計・施工業務と維持管理・運営業務の内訳は応募者の提案と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

広島市西部水資源再生センタ－下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

※入札説明書等の対応ページ及び対応部分が質問内容と不整合のものがありますが、提出された質問書のとおり記載しています。

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分									質問内容	回答
			頁	章	節	項	())	①	ア	(ア)		
11	入札説明書	本事業の技術提案に関する提案上限価格	11	2	10							維持管理・運営業務に係る提案参考価格は、様式15-2号(別添2-1)に記載されている(1)運営・維持管理費～(6)下水汚泥再資源化物買取費までを対象としており、(7)価格評価に使用する運営費(市が負担する運転・維持管理費)は含まれないと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 入札説明書の記載が不明瞭であったため、入札説明書等に関する質問回答の公表に合わせ、表現を見直した修正版を公表します。
12	入札説明書	固定費相当分	12	2	11	1	2	1	②			「大規模修繕費相当分については、(中略)技術提案書に従って実施された業務実績に基づき、年度末に1回支払う。」とありますが、提案時点で23年間の計画を立てるものの、長期に渡る事業であることから、必ずしも計画通りに行うことが適切ではない場合も想定されます。 運営開始後、事業者のリスク負担を前提に ①修繕の実施時期を変更する ②修繕の内容を変更する ③一部の修繕を省略もしくは追加することは可能でしょうか。 また、以上の変更をした場合であっても、提案した修繕費相当分は提案通り支払われるとの理解で宜しいでしょうか。(修繕費用が増加した場合は事業者の負担であるとともに、修繕費が低減できた場合は事業者のインセンティブになる。)	提示された①から③を行うことは問題ありません。また、①から③を変更した場合における修繕費相当分の支払いはお見込みのとおりです。
13	入札説明書	スクラップ処分による収益の取り扱い	12	2	11	1	2	3				本項が維持管理・運営に関わる対価にて規定されておりますが、建設時のおいて発生するスクラップの取扱についてご教示ください。	様式集4-3-3項(3)⑧を参照ください。
14	入札説明書	本市が適用を予定している交付金等	14	2	11	3						国からの交付金等が予定通りに交付されず、設計・施工等が遅延したことによって事業者に損害等が生じた場合は、『基本契約書(案)別紙3リスク分担表』のNo.45, 47, 54に基づき、貴市にて損害費用を負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	国からの交付金等が予定どおりに交付されない場合は、交付金等を受給できない状況と今後の見通しを確認した上で、本事業への影響を最小限にとどめるため、工期の見直しや要求水準書の見直し等、必要な対策を講じるものとします。このため、損害費用の発生やその取扱いについては、当該事象の内容を確認の上で、契約条項及びリスク分担表に基づき、双方と協議の上で、適切に対応するものとします。

広島市西部水資源再生センターアンダーウォーターリサイクル施設更新・運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

※入札説明書等の対応ページ及び対応部分が質問内容と不整合のものがありますが、提出された質問書のとおり記載しています。

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分									質問内容	回答
			頁	章	節	項	())	①	ア	(ア)		
15	入札説明書	著作権	17	3	4	3	1					「～審査結果の公表において必要な場合、本市は必要な範囲において公表を行うことができる。ただし、固有の特殊技術に関する情報は公表しない。」とありますが、貴市の公表前に応募者が内容を確認できるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
16	入札説明書	統括責任者	26	4	2		1	3	②	ス		統括責任者は担当技術者や建築担当技術者との兼務は問題ありませんでしょうか。	機械工事施工企業から担当技術者及び建築担当技術者を選任する場合は、問題ないものとします。 入札説明書等に関する質問回答の公表に合わせ、修正版を公表します。
17	入札説明書	技術対話の実施	34	5	2		2					「～広島市西部水資源再生センターアンダーウォーターリサイクル施設更新・運営事業に係る技術対話実施要領」を電子メールで通知する。」とありますが、技術対話時に貴市から応募者へ確認する内容についても事前に送付頂けるとの理解でよろしいでしょうか。出席者の人数制限があった場合、技術対話当日に正確な回答ができない可能性があるためお願いするものです。	確認事項は事前に送付しますが、技術対話時において追加で確認することがあります。
18	入札説明書	技術対話実施要領	34	5	3		2					技術対話において、 ①貴市の予定出席者は、別紙1に記載される審査委員でしょうか。または、貴市担当部局及びアドバイザリー業務受託者でしょうか。 ②技術提案書への質問事項等は、貴市からの実施要領に同封されると理解してよろしいでしょうか。	①本市の出席予定者は、事務局として下水道局施設部施設課、地方共同法人日本下水道事業団及び株式会社東京設計事務所を予定しています。 ②質問事項については、当該実施要領送付後に別途送付します。
19	入札説明書	改善技術提案書及び見積書の提出	34	5	4							「～技術提案書の改善に係る過程について、その概要を公表する。」とありますが、 ①全ての入札参加者が対象でしょうか。 ②ここでいう「改善に係る過程」とは、入札参加者の技術内容は含まれないと理解でよろしいでしょうか。	①改善通知を行った全応募者の改善に係る過程について、その概要を公表します。 ②改善に係る過程のみを公表するため、技術内容は含まれません。
20	入札説明書	技術審査	35	5	5	5						技術審査結果の通知内容には、参加事業者全体での審査結果順位も含まれますでしょうか。それとも技術審査に通過可否のみが通知されるのでしょうか。ご教示願います。	審査結果の順位は含まれません。

広島市西部水資源再生センタ－下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

※入札説明書等の対応ページ及び対応部分が質問内容と不整合のものがありますが、提出された質問書のとおり記載しています。

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分									質問内容	回答
			頁	章	節	項	())	①	ア	(ア)		
21	入札説明書	プレゼンテーションの実施	35	5	6							技術審査通過者による技術提案に関する説明に加え、別紙1に記載される審査委員からの質疑応答も予定されていると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
22	入札説明書	プレゼンテーションの実施	35	5	6		2					「～なお、プレゼンテーションは、技術提案に関する説明とし、それ以外の項目については原則として対象としない。」とありますが、プレゼンテーションは技術対話および改善技術提案書をもとに行うことになるため、当日はプレゼンテーションのみで質疑応答の機会はないとの理解でよろしいでしょうか。もし、質疑応答があるとすれば、 ①質疑応答内容は技術評価点に加味されるのでしょうか。 ②貴市から応募者へ確認する内容について、事前に送付頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	①質疑応答は予定していますが、技術評価点に加味されるものではありません。 ②質疑内容について、事前に通知は行いません。
23	入札説明書	予定価格	35	5	7	1						「（前略）技術提案書（改善技術提案書を含む。）の審査結果を踏まえて、品確法第19条の規定に基づき、予定価格を定めるものとする。」とありますが、具体的には技術評価点最上位の見積書（改善見積書）の金額を予定価格の基準とするとの理解でよろしいでしょうか。	予定価格の設定は、技術提案書の審査結果を踏まえ、関係法令に基づき本市において適切に定めるものであり、詳細についてはお答えできません。
24	入札説明書	予定価格	35	5	7	1						予定価格を（中略）作成し、（中略）本市のホームページにおいて公表する。と明記されていますが、設計・施工業務並びに維持管理・運営業務についてもそれぞれ内訳として公表されるのでしょうか。	お見込みのとおりです。
25	入札説明書	予定価格	35	5	7	1						「（前略）技術提案書（改善技術提案書を含む。）の審査結果を踏まえて、品確法第19条の規定に基づき、予定価格を定めるものとする。」とありますが、具体的には技術評価点最上位の見積書（改善見積書）の金額が予定価格となるのですか。	No. 23の回答を参照ください。

広島市西部水資源再生センターアンダーウォーターリサイクル施設更新・運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

※入札説明書等の対応ページ及び対応部分が質問内容と不整合のものがありますが、提出された質問書のとおり記載しています。

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分									質問内容	回答
			頁	章	節	項	())	①	ア	(ア)		
26	入札説明書	予定価格の作成	35	5	7	1						公表される予定価格には、様式15-2号(別添2-1)等に記載される(7)価格評価に使用する運営費(市が負担する運転・維持管理費)は含まれないと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 入札説明書の記載が不明瞭であったため、入札説明書等に関する質問回答の公表に合わせ、表現を見直した修正版を公表します。
27	入札説明書	入札方法等	37	6	1	3			⑦			「調査基準価格及び総額失格基準は設けない。」とのことです。評価下限価格を下回った入札をした場合において、低入札価格調査及び失格もないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
28	入札説明書	入札書類の公表	38	6	2				⑨			貴市は公表が必要と認めた書類な内容を無償で使用できるとのことですが、内容によっては応募者の秘密事項も含まれていることが想定されることから、公表をする際には応募者へお問い合わせいただくとともに、内容によっては公表をお控えいただくこともある旨、ご了解いただきたくお願いいたします。	公表内容に不正競争防止法上の営業秘密に該当し得る情報が含まれるおそれがある場合には、事業者と事前に協議の上、公表するものとします。
29	入札説明書	責任分担の考え方	44	9	2	1						「(前略) ~～ここでいうリスクを最もよく管理することができるとは(中略) ①リスクの顕在化をより小さな費用でふさぎえる対応能力」などありますが、リスクが顕在化した場合の責任の比重だけでなく、市または事業者のどちらがより小さな費用でリスクの顕在化をふさぎえるかもリスク分担の判断根拠になりますとの認識でよろしいでしょうか。	本事業開始後にリスクが顕在化した場合の負担者は、9-2-1項「責任分担の考え方」を踏まえて作成した基本契約書(案)の別紙3リスク分担表に基づき負担者を決定します。
30	入札説明書	維持管理・運営業務期間中の保険	45	9	3	4	2					「第三者賠償責任保険等に加入する」とあります。第三者賠償責任保険以外の保険付保は、受託者が適宜判断し加入することによろしいでしょうか。仮に加入を前提とする保険があれば、その旨ご教示いただけますでしょうか。	前者については、お見込みのとおりです。後者については、加入を前提とする保険はありません。
31	要求水準書	基準・仕様	8	1	4	2	1					広島市緑化推進制度について、現状の施設緑化率及び緑化施設等面積のわかる資料は配布資料に含まれているでしょうか。含まれてない場合は資料をご教示願います。	緑化計画書の提出は不要となる想定です。契約後の詳細設計時に資料提供を行います。

広島市西部水資源再生センターアンダーウォーターリサイクル施設更新・運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

※入札説明書等の対応ページ及び対応部分が質問内容と不整合のものがありますが、提出された質問書のとおり記載しています。

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分								質問内容	回答	
			頁	章	節	項	())	①	ア	(ア)		
32	要求水準書	基準・仕様	9	1	4	2	2					土木基準にて地盤改良を検討する場合の適用基準等の選択は、事業者にて提案してよろしいでしょうか。	適用基準等の選択は、事業者提案とします。
33	要求水準書	本事業に関する既設施設	20	2	3	4			④			脱水汚泥移送ポンプについて、下記の理解でよろしいでしょうか。 1. 制御及び電源供給は事業者範囲外 2. その場合、脱水汚泥移送ポンプと新設汚泥燃料化施設との信号取合いは貴市と協議の上決定される。 3. 脱水汚泥移送ポンプの信号取合いに関する改造計画・設計は事業者範囲外	1については、お見込みのとおりです。 2については、脱水汚泥移送ポンプと下水汚泥再資源化施設の信号取合いは、4-6-7項(1)-(3)④を参照ください。信号項目等、詳細は、契約後の詳細設計時の協議事項とします。 3については、お見込みのとおりです。
34	要求水準書	本事業に関する既設施設	20	2	3	4			⑥			温水循環ポンプについて、下記の理解でよろしいでしょうか。 1. 制御及び電源供給は事業者範囲外 2. その場合、温水循環ポンプと新設汚泥燃料化施設との信号取合いは貴市と協議の上決定される。 3. 温水循環ポンプの信号取合いに関する改計計画・設計は事業者範囲外	1については、お見込みのとおりです。 2については、温水循環ポンプと下水汚泥再資源化施設の信号取合いは、4-6-7項(1)-(3)④を参照ください。信号項目等、詳細は、契約後の詳細設計時の協議事項とします。 3については、お見込みのとおりです。
35	要求水準書	本事業に関連する既存施設	20	2	3	4			⑦			別途工事にて更新される各機器の機器仕様は既設同様との理解でよろしいでしょうか？また、更新後の設置場所、責任分界点における各流体の供給圧力をご提示願います。	脱臭設備においては別途工事で更新する機器はありません。その他設備においては、詳細は契約後に、事業者提案を踏まえ、令和8年度に予定している実施設計業務において決定します。
36	要求水準書	汚泥消化タンク	21	2	3	4						汚泥消化タンク（高温消化）×6槽とありますが、消化タンクの容量と運転槽数をご教示ください。また設計上の消化日数についてもご教示ください。	汚泥消化タンクの条件について、以下に示します。 汚泥消化タンク容量：5,660m ³ /槽 現状の運転（加温）槽数：4槽 設計上の計画消化日数：10日間
37	要求水準書	施工内容及事業方式	22	2	4							既設汚泥燃料化施設の景観壁は、R17年度末の段階では全て撤去するものと考えてよろしいでしょうか。	既設汚泥燃料化施設の景観壁の撤去完了時期については、事業者に特段の制約を設けおらず、事業者提案によるものです。

広島市西部水資源再生センターアンケート下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

※入札説明書等の対応ページ及び対応部分が質問内容と不整合のものがありますが、提出された質問書のとおり記載しています。

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分									質問内容	回答
			頁	章	節	項	()	()	①	ア	(ア)		
38	要求水準書	施工内容及事業方式	22	2	4							電気・管理棟を新設する場合、必須な諸室については、事業者提案で設定できるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
39	要求水準書	余剰ガス燃焼装置の撤去について	24	2	5	4			④			余剰ガス燃焼装置の撤去について、配布資料に平面図で撤去範囲を示したが、基礎は残置でしょうか？杭が埋設されていますか？	既設余剰ガス燃焼装置の基礎は、本市が別途工事にて撤去します。また、既設余剰ガス燃焼装置の基礎に杭はありません。
40	要求水準書	本市が行う別途事業	25	2	5	4			④			図3-1-2に示す余剰ガス燃焼装置は、2025年度（令和7年度）から2026年度（令和8年度）の2か年で、事業用地外に更新する予定である。とありますが、予定通りに更新工事が完了せず脱水汚泥受入施設等の建設着工が遅れた場合は、脱水汚泥受入施設等の完成期限は延長されると考えて良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
41	要求水準書	切り離し工事	25	2	6	1	2		②			既設汚泥燃料化施設の1系と2系の切り離しに伴う機械工事の施工計画策定にあたり、既設汚泥燃料化施設の定期修繕計画（実施時期・期間）を提示頂けないでしょうか。	既設汚泥燃料化施設の定期修繕実績は以下のとおりです。 令和6年度（1系）：6月17日から7月4日及び11月28日から12月5日 令和6年度（2系）：5月6日から5月23日及び12月2日から12月9日 令和7年度（1系）：5月12日から5月29日及び11月30日から12月8日（予定） 令和7年度（2系）：6月23日から7月10日及び11月26日から12月4日（予定） なお、下水汚泥燃料化事業（延長）においては、定期修繕計画が異なる可能性があります。
42	要求水準書	仮置き場・駐車場・現場事務所	26	2	6	2						「施工に必要となる施工ヤードの確保」とありますが、西部水資源再生センター内に空き用地がある場合（西系の空き用地など）、貴市と協議の上で、仮置き場などの施工ヤードとして使用することは可能でしょうか。	事業用地内又は西系建設事業用地の一部を使用することは可能です。ただし、西系建設事業用地は他事業でも使用していますので、契約後の詳細設計時の協議事項とします。

広島市西部水資源再生センタ－下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

※入札説明書等の対応ページ及び対応部分が質問内容と不整合のものがありますが、提出された質問書のとおり記載しています。

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分									質問内容	回答
			頁	章	節	項	())	①	ア	(ア)		
43	要求水準書	脱水汚泥性状、事業者及び本市の業務範囲	27 40	2 3	6 3	2 1	2 1 2		①④ ⑤			脱水汚泥量、脱水汚泥性状について維持管理包括委託業務受注者と協議することは業務調整の範囲に含まれるのでしょうか。	お見込みのとおりです。
44	要求水準書	維持管理・運営権者が行う業務範囲 本市が行う業務範囲	27	2	6	2	2		⑤			「維持管理包括委託業務受注者(第7期以降)との業務調整」は市が支援し、受託者が主体として行うものとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
45	要求水準書	本市が行う業務範囲	27	2	2	6	3		①			既設汚泥燃料化施設の一般危険物取扱事業所の変更手続きは貴市にて実施頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
46	要求水準書	部分引き渡しに係わる指定部分	28	2	6	3	2					①脱水汚泥受入施設等に係る工事目的物に建築物がありますが、2029年（令和11年）3月31日の部分引き渡しの際は、建築検査済証の取得が必要でしょうか。仮使用検査の合格までは法的に可能です。 同日までに下水汚泥再資源化施設等の設計業務を完了させるためには、脱水汚泥受入施設及び管理・電気棟の建築計画通知を提出し、確認済証を取得する必要がありますが、管理・電気棟の建築計画通知を一旦提出してしまうと、建築完了検査は、管理・電気棟の受電が完了したのちに、脱水汚泥受入施設と管理・電気棟を同時に受検する必要が出てくるため（1棟ごとに検査済証は取得できない）です。	脱水汚泥受入施設等に係る建築物については、検査済証の交付を受けるまで、部分引き渡しを受ける部分の仮使用認定を適切に維持する場合に限り、部分引き渡しの時期と検査済証の取得時期は同時期である必要はありません。
47	要求水準書	既設利用又は更新	29	2	2	7	2					既設基礎版（土木構造物）の既設利用に当たって、鉄骨アンカーは計算上で強度確認の上、流用可能との理解でよろしいでしょうか。	鉄骨アンカーは、事業者の判断により流用可能ですが、一定の経過年数を経ているため、安全性に懸念があると判断した場合は、別途対策を講じてください。

広島市西部水資源再生センターアンダーウォーターリサイクル施設更新・運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

※入札説明書等の対応ページ及び対応部分が質問内容と不整合のものがありますが、提出された質問書のとおり記載しています。

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分									質問内容	回答
			頁	章	節	項	())	①	ア	(ア)		
48	要求水準書	既存利用	29	2	7		2					「居室や機械室などの既設利用を行わない範囲に設定した場合においても、事業期間を通して、近隣環境、他の業務の従事者及び当該業務の維持管理従事者に対して、影響又は危険が及ぼない措置を講ずるものとする。」とありますが、影響又は危険が及ぼない措置とは具体的にどういうもの想定されていますでしょうか。	他の業務の従事者及び当該業務の維持管理従事者の維持管理活動線上において、壁や天井の剥離、機器の落下等による怪我を想定しています。
49	要求水準書	既存利用	29	2	7		2					入札公告にて受領しております資料では、既設基礎版の現時点での劣化状況が把握できないため、許容応力度の低減を行わない前提にて工事費の積算および工程立案を進めてよろしいでしょうか。 また、受注後に実施するコンクリート圧縮強度試験等の結果、所定の強度を満たさない場合には、費用増加・工程延長等について協議させて頂けないでしょうか。	基礎版の現時点の劣化状況については、土木基準において、劣化状況に応じた劣化係数の規定がないため、許容応力度の低減は不要です。ただし、契約後の詳細設計時ににおいて、事業者にてコンクリート圧縮強度試験を実施し、その結果が構造計算書に記載された所定の圧縮強度を満たさない場合は、本市との協議により、対応方法を決定することとします。
50	要求水準書	既設管理棟の利用	29	2	7		3					既設管理棟（建築設備）の利用は原則令和17年4月1日以降に実施することと記載があります。一方で、下水汚泥再資源化施設等（1系列目）は令和14年4月1日から維持管理・運営業務が開始するため、操作室等を既設利用する場合は、既設管理棟が利用可能になるまでの期間は仮設操作室にて対応することは問題ないでしょうか。	問題ありません。
51	要求水準書	計画高潮位	31	3	1	2			⑪			要求水準書には計画高潮位TP+3.6mと記載されています。一方で、貴市のハザードマップによると、戦後最大規模の高潮で浸水深30cm以上50cm未満、想定最大規模の高潮で浸水深1m以上3m未満の被害が想定されています。 本事業における高潮対策に対する設計条件および見積条件においては、要求水準書記載の計画高潮位を基準として考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
52	要求水準書	事業用地の基本条件	31	3	1	2			⑪～⑬			津波、高潮等の浸水対策については、記載された計画高潮位及び最大津波水位を基準として計画することでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

広島市西部水資源再生センターアンダーウォーターリサイクル施設更新・運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

※入札説明書等の対応ページ及び対応部分が質問内容と不整合のものがありますが、提出された質問書のとおり記載しています。

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分									質問内容	回答
			頁	章	節	項	())	①	ア	(ア)		
53	要求水準書	現地盤高	31	3	1	2			⑬			今回事業予定地は既設燃料化設備範囲よりも広い範囲となります。⑬現地盤高が今回事業予定地の最低地盤高と認識してよろしいでしょうか。	⑬現地盤高は、既設燃料化事業における計画地盤高（間地の地盤高）を示すものであり、今回事業予定地の最低地盤高を示すものではありません。詳細は、「卷末資料2 No.1」の「01_下水汚泥燃料化事業」の「01_土木」P. 15/698～24/698を参照ください。
54	要求水準書	事業用地	33	3	1	3						事業用地内の土中からの可燃性ガスの発生はないと考えてよろしいでしょうか。	これまで事業用地内において、可燃性ガスの発生を検知した事例はありません。
55	要求水準書	施工区分 既設脱臭設備	33	3	1	3	1					余剰汚泥濃縮棟内の既設脱臭設備の撤去範囲に薬液洗浄脱臭付属の薬液タンク・ポンプ類は含まれますでしょうか。含まれる場合は責任分界点（機械・電気）をご提示ください。	撤去範囲に含まれます。 機械の責任分界点は、卷末資料1「別紙4 責任分界点図」に示すとおりですが、着色漏れがあつたため、入札説明書等に関する質問回答の公表に合わせ、修正版を公表します。 電気の責任分界点は、現場設置機器及び電気室盤内の端子台までの配線撤去を事業者範囲とします。
56	要求水準書	脱臭設備の設置場所	33	3	1	3	1					表3-1-1において、更新及び新設の項目となる脱臭設備について、施設配置条件等に「脱水汚泥受入施設等の建屋内設置」との記載がありますが、脱臭設備は屋外設置の実績も多いことから、雨水等による機器への影響が生じない構造とするなど、性能上支障がない場合には、屋上への設置も可能と考えてよろしいでしょうか。	屋外設置は不可とします。

広島市西部水資源再生センターアンダーウォーターリサイクル施設更新・運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

※入札説明書等の対応ページ及び対応部分が質問内容と不整合のものがありますが、提出された質問書のとおり記載しています。

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分									質問内容	回答
			頁	章	節	項	())	①	ア	(ア)		
57	要求水準書	施工区分について	33	3	1	3	1					既設脱臭設備の撤去は事業者所掌になりますが、活性炭吸着塔に設置する活性炭と薬品洗浄塔内の薬品の産廃処分は広島市所掌でしょうか？	活性炭と薬品の産廃処分は事業者範囲とします。なお、脱臭設備の薬品については、撤去の時期に合わせて残量の低減に努めます。
58	要求水準書	汚水排水基準	39	3	2	2	5					現地確認にて排水槽へ機械濃縮の分離液が投入されておりましたことより、脱水汚泥受入施設から発生する生物脱臭排水やタンクや配管の洗浄時に発生する排水は、汚水排水の制限によらないものとの考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
59	要求水準書	消化ガス使用可能量	45	3	3	2	2					「本事業において、事業者提案による廃熱利用により、汚泥消化タンク加温用蒸気ボイラの消化ガス使用量を削減できる場合は、削減した量の消化ガスを使用することができます」とありますが、西部水資源再生センターの熱交換器や消化ガス発電機の不具合などにより、汚泥消化タンク加温用蒸気ボイラの消化ガス使用量が削減できない場合は、消化ガス使用可能量をどのように考えればよいでしょうか。	消化ガス供給量が余剰消化ガス量を下回った場合は、市のリスクとなります。ただし、本市帰責事由により汚泥消化タンク加温用蒸気ボイラの消化ガス使用量が削減できない場合は、基本的には本市において重油により汚泥消化タンク加温用蒸気ボイラを運転することにより、消化ガス量を調整する考えです。
60	要求水準書	返還熱量	46	3	3	3						「本事業の下水汚泥再資源化施設の計画に当たっては、汚泥消化タンクの加温熱量に対し、既設汚泥燃料化施設、消化ガス発電設備及び下水汚泥再資源化施設の返還熱量を優先的に活用し、不足する熱量については、消化ガスを燃料とする汚泥消化タンク加温用蒸気ボイラの運転により補填すること。」との記載がございますが、今回施設からの熱返還は必須との理解でよろしいでしょうか。	「巻末資料1 別紙3」の表3-1に示す余剰消化ガス量で下水汚泥再資源化施設の運転が可能であれば、下水汚泥再資源化施設からの熱返還は不要です。
61	要求水準書	返還熱量	46	3	3	3						汚泥消化タンク加温用蒸気ボイラの定期修繕期間においては、蒸気ボイラを用いずに必要加温熱量を供給できるような設備構成とする必要があるとの認識でよろしいでしょうか。	事業者に対して、下水汚泥再資源化施設からの熱返還を必須としていません。汚泥消化タンク加温用蒸気ボイラの定期修繕時期の調整等、既存施設の運用により汚泥消化タンク必要加温熱量の確保に努めます。下水汚泥再資源化施設等に熱返還設備がある場合は、可能な限り汚泥消化タンク加温用熱量の確保に協力してください。

広島市西部水資源再生センタ－下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

※入札説明書等の対応ページ及び対応部分が質問内容と不整合のものがありますが、提出された質問書のとおり記載しています。

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分									質問内容	回答
			頁	章	節	項	())	①	ア	(ア)		
62	要求水準書	処理水使用量	47	3	4				①			注記15の機械濃縮機の洗浄水及びシール水等は、処理水の使用上限量(1m ³ /min)に含まれますでしょうか。含まれる場合は、最大使用量及び使用頻度をご提示願います。	既存設備で使用する洗浄水及びシール水等は、処理水の使用上限値に含まれます。最大使用量及び使用頻度について、以下に示します。 【洗浄水ポンプ】 最大使用量：421m ³ /日 使用頻度：令和7年度の洗浄水ポンプ稼働実績を巻末資料2に追加し、別途提供します。 【シール水ポンプ】 最大使用量：0.25m ³ /分（計画値） 使用頻度：24時間/日（遠心濃縮機が稼働している間常時運転）
63	要求水準書	ユーティリティの接続条件	47	3	4	1			①			既設の機械濃縮機洗浄水及びシール水が同時に使用される場合に供給圧がどの程度まで下がる見込みかご教示下さい。	詳細は、契約後に事業者提案を踏まえ、詳細設計時に協議して決定します。

広島市西部水資源再生センターアンダーウォーターリサイクル施設更新・運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

※入札説明書等の対応ページ及び対応部分が質問内容と不整合のものがありますが、提出された質問書のとおり記載しています。

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分								質問内容	回答	
			頁	章	節	項	())	①	ア	(ア)		
64	要求水準書	ユーティリティの接続条件	47	3	4	1			②			雑用水の上限値に「参考値」との記載がございますが、どのような意味での記載となりますでしょうか？また、既設燃料化設備撤去後に上限値の見直しは可能でしょうか。	下水汚泥再資源化施設へ供給できる雑用水の一日最大水量が1,800m ³ /日であるという意味です。事業者提案を踏まえ、令和8年度に予定している本市実施設計業務により、上限値の変更の可否を決定します。
65	要求水準書	処理水水質について	49	3	4	2	1					「処理水」の供給元は砂ろ過水槽と記載されていますので、滅菌前の処理水と理解してよろしいですか？	滅菌後の処理水となります。
66	要求水準書	上水	49	3	4	2	3					「・・・上水は、事業用地近傍の給水管から分岐して供給する」とあり、巻末資料2「10-4_上水_屋外引込図」に給水管の位置が記載されています。現地には、この給水管のほかにも、汚泥燃料化施設の東側壁面に緊急用シャワー・洗顔器向けの給水管もあります。実際に上水を使用する位置に応じて、より近傍の給水管に分岐を設くことができると考えてよろしいでしょうか。	技術提案に当たっては、「巻末資料2 No.10」の「10-4_上水_屋外引込図」に示す分岐位置を責任分界点としてください。変更については、契約後の詳細設計時において、協議によりその可否を決定します。
67	要求水準書	污水排水（事業系）	49	3	4	2	4					下水汚泥再資源化施設から発生する汚水排水（事業系）とは下水汚泥再資源化施設の処理工程から発生した既設設備に返流する全ての排出水（雨水を除く）を指すとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
68	要求水準書	污水排水（事業系）	49	3	4	2	4					下水汚泥再資源化施設等から発生する汚水排水（事業系）は消化槽や加温設備等で利用する場合であっても、下水汚泥再資源化施設等から発生した汚水排水（事業系）については、排水性状が、3-2-2(5)汚水排水基準 表3-2-8に示される基準を満足する必要があるとの理解でよろしいでしょうか？	汚水排水（事業系）を再利用する場合であっても最終的な排水性状に対して、3-2-2(5)に示す汚水排水基準を満足する必要があります。
69	要求水準書	ユーティリティの供給・排水条件	49	3	4	2	4					事業系の汚水排水について、下水汚泥再資源化施設等から発生するものと、脱水汚泥受入施設等から発生するものがございますが、3-2-2(5)の排水基準は下水汚泥再資源化施設等から発生する事業系の汚水排水についての記載との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

広島市西部水資源再生センターアンダーウォーターリサイクル施設更新・運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

※入札説明書等の対応ページ及び対応部分が質問内容と不整合のものがありますが、提出された質問書のとおり記載しています。

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分									質問内容	回答
			頁	章	節	項	())	①	ア	(ア)		
70	要求水準書	ユーティリティの供給・排水条件	49	3	4	2	4					脱水汚泥受入施設等から発生する汚水排水の接続先である余剰汚泥濃縮棟の排水槽について排水水量の制限があるかご教示ください。	汚水排水の水量制限は、基本的に設けていませんが、既存排水ポンプの能力内とし、詳細は、契約後の詳細設計における協議により決定します。
71	要求水準書	汚水排水（事業系）	51	3	4	3						下水汚泥再資源化施設等から発生する汚水排水（事業系）は消化槽や加温設備等で利用する場合であっても、下水汚泥再資源化施設等から発生した汚水排水（事業系）については表3-4-3に記載の50円/m ³ の単価が適用されるとの理解でよろしいでしょうか。	西部Cの既設処理系内に排水する場合は、お見込みのとおりです。
72	要求水準書	消化ガス単価	51	3	4	3						消化ガス単価である2.6円/MJについて、表3-4-3 ※2において「下水汚泥再資源化物を製造するために必要となる熱量を維持管理・運営業務費の算定の対象とする。」との記載がございます。 これは消化ガスの直接燃焼に限らず、下水汚泥再資源化物の製造に必要となる熱量については算定対象との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
73	要求水準書	消化ガス単価	51	3	4	3						表3-4-3 ※2にて「下水汚泥再資源化物を製造するために必要となる熱量を維持管理・運営業務費の算定対象とする。」との記載があり、また、下水汚泥再資源化施設の施設計画（要求水準書p.87、4-5-5(4)）にて「燃料は3-3-2項に示す本市が供給する消化ガスを原則とする。」との記載がございます。 これらの記述から、再資源化物製造に必要な熱量を全て消化ガスでまかなう前提として2.6円/MJにて費用計算されるとの理解でよろしいでしょうか。	下水汚泥再資源化物の製造に必要な燃料は、本市が供給する消化ガスを原則とします。ただし、熱需要の変動や燃料供給の状況等により、必要に応じて外部燃料を使用する場合も想定しています。 消化ガス以外の外部燃料の費用については、消化ガス単価を前提にするのではなく、事業者の調達単価を適用して算定してください。
74	要求水準書	責任分界点	55	3	5	2			②			消化ガスの責任分界点は、余剰汚泥濃縮棟の東側の配管切替フランジ部とされておりますが、合理的な提案である場合、事業者提案もしくは改善提案等で変更は可能でしょうか？	技術提案時においては、要求水準書に沿った計画としてください。変更については、契約後の詳細設計時において、協議によりその可否を決定します。

広島市西部水資源再生センターアンダーウォーターリサイクル施設更新・運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

※入札説明書等の対応ページ及び対応部分が質問内容と不整合のものがありますが、提出された質問書のとおり記載しています。

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分									質問内容	回答
			頁	章	節	項	()	()	①	ア	(ア)		
75	要求水準書	責任分界点 消化ガス	55	3	5	2			④	ア		既設汚泥燃料化施設への消化ガス配管の切替について、脱水汚泥受入施設等・下水汚泥再資源化施設等の更新までの一定期間は仮設配管を敷設し、更新後に本設配管を敷設する計画は可能でしょうか。また仮設の場合、配管材質については事業者提案として良いでしょうか。	問題ありません。
76	要求水準書	ユーティリティ 希釈水	56	3	5	3	1					余剰汚泥濃縮棟設備の運転への影響を避けるため、処理水（希釈水ポンプ設備）の取水位置を、既設ヘッダー管（200A）以外の個所に変更することを提案可能でしょうか。	技術提案時においては、要求水準書に沿った計画としてください。変更については、契約後の詳細設計時において、協議によりその可否を決定します。
77	要求水準書	ユーティリティ 上水	56	3	5	3	3					脱水汚泥受入施設等・下水汚泥再資源化施設等の更新までの一定期間は仮設配管を敷設し、更新後に本設配管を敷設する計画は可能でしょうか。また仮設の場合、配管材質については事業者提案として良いでしょうか。	脱水汚泥受入施設等及び下水汚泥再資源化施設等それぞれの引渡し時までに本設配管が敷設されていれば、前者及び後者共に問題ありません。
78	要求水準書	温水用仮設配管	57	3	5	3	4		③			温水（行き/戻り）の仮設配管接続位置をご教示願いします。温水ポンプから再資源化設備までの温水（行き）管のみ仮設して、再資源化設備から既設汚泥熱交換器までの温水（戻り）管は既設流用して、責任分界点まで接続する理解でよろしいですか？	本市にて新設する温水循環ポンプに温水（行き）仮設配管を接続してください。温水（戻り）配管については、仮設又は本設にて責任分界点で接続してください。なお、温水循環ポンプは汚泥処理棟1階の空きスペースに新設する想定ですが、詳細は本市による令和8年度に予定している実施設計業務において決定します。
79	要求水準書	汚水排水仮設配管	58	3	5	3	5	2	④			再資源化設備の汚水排水を仮設配管で既設污水管に接続すると記載されていますが、接続位置をご教示願います。既設污水排水管に仮設接続する場合、排水量の上限はありますか？	汚水排水管の仮設配管は、汚泥処理棟内の既設污水排水管に接続してください。この接続位置は、本設管への切替えが容易な位置として計画してください。排水量の上限は設けておりませんが、西部Cの運用に支障のない範囲で計画してください。詳細は、契約後の詳細設計時における協議により決定します。
80	要求水準書	ユーティリティ 汚水排水	58	3	5	3	5	3				余剰汚泥濃縮棟設備の運転への影響を避けるため、汚水排水（脱水汚泥受入施設等）の排水位置を、排水槽のスラブ貫通以外の個所に変更することを提案可能でしょうか。	技術提案時においては、要求水準書に沿った計画としてください。変更については、契約後の詳細設計時において、協議によりその可否を決定します。

広島市西部水資源再生センターア下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

※入札説明書等の対応ページ及び対応部分が質問内容と不整合のものがありますが、提出された質問書のとおり記載しています。

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分									質問内容	回答
			頁	章	節	項	())	①	ア	(ア)		
81	要求水準書	雨水排水能力	58	3	5	3	6					既存の雨水排水の排水能力がわかる資料を提示願います。	「巻末資料2 No. 10」を基に排水能力を検討してください。
82	要求水準書	溶解汚泥	60	3	5	5			④	ア		余剰汚泥濃縮棟設備の運転への影響を避けるため、溶解汚泥の供給位置を、濃縮汚泥貯留槽のスラブ貫通以外の個所に変更することを提案可能でしょうか。	技術提案時においては、要求水準書に沿った計画としてください。変更については、契約後の詳細設計時において、協議によりその可否を決定します。
83	要求水準書	下水汚泥再資源化物の要求水準	62	3	6	2						下水汚泥再資源化物を製造し菌体リン酸肥料として登録を行う際、脱水汚泥に薬品を添加する場合は、肥料の品質の確保等に関する法律施行規則第4条第4項で規定する「補助材料」に明確に合致する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。 また、その根拠を提示する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	本市は、事業者が製造する下水汚泥再資源化物について、「菌体りん酸肥料」として肥料の品質の確保等に関する法律に基づき登録を受けることを求めるものであり、製造工程における個々の材料が同施行規則第4条第1項第4号に該当するか否か、又は同号に該当しない材料の添加の可否について、本市が判断を行うものではありません。 したがって、肥料登録制度を所管する機関において確認の上、事業者の責任において適切に対応してください。
84	要求水準書	下水汚泥再資源化物の買い取り	62	3	6	3						「…また、事業者は下水汚泥再資源化物の肥料利用拡大のために本市が行う施策に協力するものとし、その際の下水汚泥再資源化物の事業者の買取量については、本市と事業者が協議の上決定するものとする。」とありますが、どのような協力を想定されているのか具体的にご教示願います。 また、事業者にて既に確立した販路がある場合、既利用先業者と個別に販売量調整が必要になるため、事業者側の都合も尊重して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	前者については、No. 2の回答を参照ください。 後者については、お見込みのとおり、事業者計画を尊重し、共同で取り組むことを想定しています。
85	要求水準書	下水汚泥再資源化物の買い取り	62	3	6	3						肥料利用拡大のために貴市が行う施策に協力する内容については、『実施方針及び要求水準書（案）に関する質問に対する回答』のNo.8にてご回答いただきましたが、協力にあたって、事業者の業務負荷や都合によりご協力することが難しい場合はご配慮いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	下水汚泥再資源化物の肥料利用拡大に関して、合理的な範囲における本市施策への協力は、事業者の義務となります。 したがって、事業者の業務負荷や都合を理由として、本市の協力要請を免れることはできません。

広島市西部水資源再生センターアンケート下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

※入札説明書等の対応ページ及び対応部分が質問内容と不整合のものがありますが、提出された質問書のとおり記載しています。

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分									質問内容	回答
			頁	章	節	項	())	①	ア	(ア)		
86	要求水準書	その他	65	3	8							「設計業務、施工業務及び維持管理・運営業務に当たっては、周辺住民への事業説明等に対して、本市に協力すること。また、本市の要請に応じて、事業説明に係る資料作成を行うこと。」とありますが、事業者の過度な負担にならない範囲での協力及び資料作成という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
87	要求水準書	事前調査	66	4	1	2						「卷末資料2 No.4」の調査結果を踏まえ、工事請負事業者は、適宜土壤汚染状況調査を実施し、その結果を反映した設計業務を行う旨の記載があります。「おそれが少ない」との記述内容からすると、土壤汚染状況調査は必要となるかと思慮します。その場合、調査費用は請負事業者にて負担し、土壤汚染対策工事が必要となつた場合の工期・費用のリスクについては、貴市にて負担いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
88	要求水準書	事前調査 高压ケーブル	66	4	1	2			③			南門の移設に伴い、消化ガス発電設備高压ケーブルの布設替えが必要になった場合、その施工・および停止期間中の売電・売ガス収入の補償等は、工事請負事業者範囲外と考えてよろしいですか。	高压ケーブルの敷設替え及び補償は工事請負事業者の業務範囲です。 消化ガス発電事業は、民設民営事業であることから、売電収入の補償等については、工事請負事業者側から見積依頼等を行い金額設定及び補償交渉を行ってください。 なお、消化ガス発電事業における売電単価は39円/kWh（税抜）、売電量は年間9,642,000kWh程度です。 本市への売ガス収入の補償は必要であり、工事請負事業者の負担となります。技術提案時においては、想定する停止時間により補償費の額を個別に提示しますので、本事業に関する担当部局（下水道局施設部施設課）に問い合わせください。
89	要求水準書	高压ケーブル	66	4	1	2			③			現状の消化ガス発電事業の年次点検時期及びその期間についてご提示願います。 また消化ガス発電事業者の連絡先をご提示願います。	前者について、年次点検（停電作業）の実施時期は決まっていませんが、令和6年度は9月に年次点検を実施しています。年次点検の停電作業期間は1日（平日昼間の半日程度）です。 後者については、本事業に関する担当部局（下水道局施設部施設課）に問い合わせください。

広島市西部水資源再生センターアンケート下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

※入札説明書等の対応ページ及び対応部分が質問内容と不整合のものがありますが、提出された質問書のとおり記載しています。

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分									質問内容	回答
			頁	章	節	項	())	①	ア	(ア)		
90	要求水準書	高压ケーブル	66	4	1	2			③			消化ガス発電事業の高压ケーブル布設替えにつきまして、当該ケーブルは発電設備の一部として機能し、消化ガス発電設備の維持管理や性能等へ密接に関係すると思われるところから、消化ガス発電事業者で布設替えすることが合理的と考えます。 また、当該高压ケーブルの布設替えに伴い必要となる官公庁への各種申請・協議・届出においても、発電設備と当該高压ケーブルで一体的な維持管理を担う発電事業者が主体的に対応することが、手続きの整合性および責任の一元化の観点から適切であると考えます。 従い、貴市、消化ガス発電事業者と事業者で布設替えのルート等は綿密に協議いたしますが、布設替え自体は消化ガス発電事業者の所掌として頂けないでしょうか。	消化ガス発電事業は民設民営事業であることから、消化ガス発電事業者との協議により決定してください。
91	要求水準書	高压ケーブル	66	4	1	2			③			高压ケーブルの布設替えを行う場合の当該工事に関する品質保証期間、維持管理所掌、発電事業に影響を与えた場合の事業者責任に関する考え方をご提示いただくことは可能でしょうか。	工事に関する品質保証期間、維持管理所掌、発電事業に影響を与えた場合の対応等については、No.90の回答を参照ください。
92	要求水準書	高压ケーブル	66	4	1	2			③			高压ケーブルの布設替えを行う場合は既設設備と同等仕様での設計・施工と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおり想定していますが、仕様については、No.90の回答を参照ください。
93	要求水準書	高压ケーブル	66	4	1	2			③			「卷末資料2 No.9_関連設備図面等 0-10 高压ケーブル」に記載されたHH3（ハンドホール3）について現地調査を実施したところ、図面には記載されていないと思われる高压ケーブルが東西方向に布設されていることを確認しました。この高压ケーブルの配線ルートが確認できる資料についてご提示いただけないでしょうか。	ハンドホール3内に敷設されているケーブルは以下のとおりです。 ・PAS～受電遮断器盤間高压ケーブル ・受電遮断器盤～変圧器盤2間高压ケーブル ・PAS～受電遮断機盤 SOG制御配線 卷末資料2に追加し、別途提供します。

広島市西部水資源再生センターアンケート下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

※入札説明書等の対応ページ及び対応部分が質問内容と不整合のものがありますが、提出された質問書のとおり記載しています。

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分									質問内容	回答
			頁	章	節	項	())	①	ア	(ア)		
94	要求水準書	施工業務に係る要件	68	4	2	2			④			施工業務に係る要件として「広島市の休日を定める条例第1条第1項に規定する本市の休日に工事の施工を行わない」との記載がございますが、本要件は施工業務に係るものであり、試運転業務等においては24時間の連続運転対応などがあることから、本要件には該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	試運転等の連続運転の対応が必要なものについては、別途協議の対象とします。
95	要求水準書	工事監理	69	4	2	4						4-2-4項に記載の工事監理とは1-3 ⑯に記載された用語の定義からして、建築工事に関するものと解釈してよろしいでしょうか。	4-2-4項に示す工事監理は、各工種に係る工事監理を指すものであり、1-3項(1) ⑯に示す建築土法第2条第8項に規定する建築物に関する工事監理を含みます。 要求水準書の記載が不明瞭であったため、入札説明書等に関する質問回答の公表に合わせ、表現を見直した修正版を公表します。
96	要求水準書	時間当たりの脱水汚泥受入量	72	4	3	1	1					日搬入量が10時～17時のうち車両都合などで午前中ですべて搬入される場合などもあると思慮します。 そのため脱水汚泥受入施設については1日分以上の貯留量を必ず確保する必要との認識でよろしいでしょうか。	脱水汚泥受入施設の貯留量については事業者提案とします。午前中で全て搬入される場合も踏まえ、脱水汚泥受入施設等全体で処理可能な計画としてください。
97	要求水準書	下水汚泥再資源化施設	73	4	3	1	2		⑥	ウ		下水汚泥再資源化施設（片系列）または既設汚泥燃料化施設（片系列）の一方が、定期修繕や突発的修繕により停止している間において、処理できない脱水汚泥については、貴市の負担のもと処分していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	下水汚泥再資源化施設（片系列）及び既設汚泥燃料化施設（片系列）の並列運転時期において、既設汚泥燃料化施設（片系列）の定期修繕期間や突発的修繕時の脱水汚泥処分は本市にて負担します。 また、下水汚泥再資源化施設（片系列）の事業者提案による定期修繕期間の脱水汚泥処分は本市にて負担しますが、突発的修繕時の脱水汚泥処分は事業者が負担してください。
98	要求水準書	汚泥消化タンク移送ポンプ仕様	75	4	3	1	5		③	オ	(キ)	「濃縮汚泥貯留槽から汚泥消化タンクへ送泥するポンプ能力は、上記の条件を考慮し、事業者側が提案すること。本市は、この提案を基に詳細設計及び工事を行う。」とありますが、提案書にての提示ではなく、受注後の協議事項との認識でよろしいでしょうか。 提案書に記載必要な場合、既設の消化槽投入汚泥濃度および時間当たり投入汚泥量の変動幅をご提示願います。	前者については、技術提案書で提案してください。 後者については、卷末資料2に追加し、別途提供します。

広島市西部水資源再生センタ－下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

※入札説明書等の対応ページ及び対応部分が質問内容と不整合のものがありますが、提出された質問書のとおり記載しています。

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分									質問内容	回答
			頁	章	節	項	())	①	ア	(ア)		
99	要求水準書	既設版状基礎	77	4	4	1	3					耐震性能の確認にあたっては、既設構造計算書に記載された設計準拠図書について、現行基準と当時基準の相違点を比較・整理し、その変更項目に基づき計算書を更新します。さらに、設備荷重に変更がある箇所について条件を見直し、既設計算書に示されている許容値を超えないことを確認することで照査を行う、という理解でよろしいでしょうか。	質問のとおり、既設構造計算書を基本とし、当時の設計準拠図書と現行基準の相違点を整理の上、変更項目を反映して構造計算書を更新し、事業者提案による設備荷重等の変更内容を踏まえて照査を実施してください。 また、設備荷重等が変更となる箇所については、現行基準に基づき条件を見直し、応力度等が現行基準に基づく許容値を超えないことを確認し、必要な補強等の措置を講じた上で、当該構造物を使用してください。

広島市西部水資源再生センターアンダーウォーターリサイクル施設更新・運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

※入札説明書等の対応ページ及び対応部分が質問内容と不整合のものがありますが、提出された質問書のとおり記載しています。

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分									質問内容	回答
			頁	章	節	項	()	()	①	ア	(ア)		
100	要求水準書	施設計画	77	4	4	1			②	ア		脱水汚泥受入施設の室内換気について、建屋外への臭気拡散防止に万全を期すために、換気ではなく常時脱臭する提案は可能でしょうか。	技術提案時においては、要求水準書に沿った計画としてください。変更については、契約後の詳細設計時において、協議によりその可否を決定します。
101	要求水準書	施設計画	77	4	4	1			②	ア		脱水汚泥をダンプトラックから搬入する際は、室内換気を停止し、室内脱臭が行えるよう考慮した計画とありますが、常時室内脱臭をする計画としてもよろしいでしょうか。	No. 100の回答を参照ください。
102	要求水準書	施設計画	77	4	4	1			④			「・・・事業用地近傍の既設門扉の位置が施設計画上支障となる場合には、門扉を更新し、別位置に設置してよいものとする」とありますが、その場合は不要となった門は存置のうえ、常時施錠するものと考えてよろしいでしょうか。	関係機関との協議によりますが、既設門扉が利用可能な状況である提案の場合は、お見込みのとおりです。詳細は、契約後の詳細設計時の協議事項とします。
103	要求水準書	車両動線について	78	4	4	2	2	1				「新西門」と「南門」の用途が限定されていますが、安全に配慮した対応であれば提案は可能でしょうか？	技術提案時においては、要求水準書に沿った計画としてください。実際の運用においては、本市と協議の上変更可能とします。
104	要求水準書	施工期間中の動線計画	78	4	4	2	2	1	②			施工業務期間中の動線計画について、「上記①のアからウについては、新西門を利用した動線計画とする。」とありますが、貴市と協議の上で、ア本事業に係る施工車両も南門の動線を使用できるという理解でよろしいでしょうか？	技術提案時においては、要求水準書に沿った計画としてください。実際の運用においては、本市と協議の上変更可能とします。
105	要求水準書	動線計画 南門移設	78	4	4	2	2	1	④			図4-4-1に南門の移設範囲が図示されていますが、その範囲内は消化ガス発電設備高圧ケーブルが布設されており、移設の支障となります。高圧ケーブルの敷設されていない箇所（北東の方向）まで南門の移設、もしくは新設（既設南門は残置し別場所にあらたな門を設置）を提案することは可能ですか。	左記の提案を可とし、入札説明書等に関する質問回答の公表に合わせ修正資料を示します。 ただし、現在、南門は工事での機器搬出入時や薬品搬入時の低床車両のポンプ棟までの動線として使用していますので、移設又は新設した門扉で対応可能な計画としてください。

広島市西部水資源再生センタ－下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

※入札説明書等の対応ページ及び対応部分が質問内容と不整合のものがありますが、提出された質問書のとおり記載しています。

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分									質問内容	回答
			頁	章	節	項	())	①	ア	(ア)		
106	要求水準書	段階的施工	80	4	4	2	3		⑨			事業者提案による設備荷重等の変更を行わない場合に関しましては、切り離し後の荷重分布の検討を行う必要はない理解してよろしいでしょうか。	設備荷重の変更の有無に関わらず、1-4-2項に示す基準・仕様等に基づき必要となる検討及び計算を実施し、必要となる対策を講じてください。
107	要求水準書		81	4	4	5						景観壁を設置する場合の範囲は、1系列目の周囲が対象となると考えてよろしいでしょうか。	下水汚泥再資源化施設、脱水汚泥貯留施設及び脱水汚泥受入施設等の機器を建物内に格納せず、外部に配置する場合は、その周囲に景観壁を設置してください。また、下水汚泥再資源化施設の全系列が対象です。
108	要求水準書	脱水汚泥受入施設	83	4	5	2						脱水汚泥受入施設にて安定的な脱水汚泥の受け入れを継続するため、既設汚泥処理系や汚泥混合溶解施設のトラブルなどの緊急時でも、受け入れた脱水汚泥を送泥可能なバイパスライン（濃縮汚泥貯留槽以外への送泥ライン）を設けても問題ないでしょうか。	送泥先が下水汚泥再資源化施設等であれば、問題ありません。
109	要求水準書	汚泥混合溶解施設	85	4	5	3	1	4	④			汚泥消化タンクの加温に寄与する返還熱量増加のために、脱水汚泥を溶解・希釈する工程に処理水以外の水（下水汚泥再資源化施設の温排水等）を希釈水として用いる提案をしてもよろしいでしょうか。	「処理水以外の水」が上水又は雑用水であれば可とします。 ただし、上水を利用する場合は、事業者負担とし、雑用水を利用する場合は、価格評価に使用する運営費の対象とします。
110	要求水準書	施設計画	87	4	5	5	4					下水汚泥再資源化施設の燃料について「燃料は3-3-2項に示す本市が供給する消化ガスを原則とする。」との記載がございます。 また、別紙7 温室効果ガス排出量算定方法(1)①において「温室効果ガス排出源は電力由来のエネルギー消費及び汚水排水であり、非常時における補助燃料の使用は加算しない。」との記載がございます。 これらの記載から補助燃料の使用は非常時の利用が前提であるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
111	要求水準書	トラックスケールについて	90	4	5	8						トラックスケールを設置する場合、事業者以外が使用することは想定していないという理解でよろしいでしょうか。事業者以外が使用する場合、年間の使用頻度をご教授願います。	お見込みのとおりです。

広島市西部水資源再生センタ－下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

※入札説明書等の対応ページ及び対応部分が質問内容と不整合のものがありますが、提出された質問書のとおり記載しています。

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分									質問内容	回答
			頁	章	節	項	()	()	①	ア	(ア)		
112	要求水準書	トラックスケール設備計画	90	4	5	8	4		②			再資源化施設側に設置するトラックスケールは脱水汚泥受入車両の計量にも使用する予定でしょうか？	予定はありません。
113	要求水準書	脱臭設備の形式	91	4	5	9	2	1				脱水汚泥受入施設等及び余剩汚泥濃縮棟の脱臭設備について、生物脱臭方式+活性炭吸着方式とありますが、高濃度臭気に対しでは生物脱臭方式+活性炭吸着方式とし、低濃度臭気に対しては活性炭吸着方式のみとするなど、発生する臭気の特性・適性に合わせた処理フローの提案は可能でしょうか。	技術提案時においては、要求水準書に沿った計画としてください。変更については、契約後の詳細設計時において、協議によりその可否を決定します。
114	要求水準書	脱臭設備 余剩汚泥濃縮棟	92	4	5	9	2	4	⑥			余剩汚泥濃縮機棟内の既設脱臭設備の撤去は、新設の脱臭設備の稼働（2-5-2項①）の後と考えてよろしいですか。	新設の脱臭設備の稼働後に撤去するものとし、撤去を含め2029年（令和11年）3月31日までに脱水汚泥受入施設等の施工業務を完了させる必要があります。
115	要求水準書	受変電設備	96	4	6	2	2	1				脱水汚泥受入施設へ給電する汚泥処理棟動力分岐盤内MCCB（予備）の容量が足りない場合、容量の増加は可能でしょうか。あるいは、脱臭ファン用の余剩汚泥濃縮棟分岐盤内MCCB（予備）を脱水汚泥受入施設で不足分を補うために利用することは可能でしょうか。	前者については、技術提案書作成時に既設メーカーに確認の上、機能増設可能であれば容量の増加を前提とした提案をすることは可能です。 後者については、脱臭ファン用の余剩汚泥濃縮棟のNo.1 440V 分岐盤（HL2）のMCCB（予備）を利用することは可とします。 ただし、余剩汚泥濃縮棟の受変電設備を更新後は、当該受変電設備から脱水汚泥受入施設等に電源供給する計画であることを踏まえ、脱水汚泥受入施設等の受変電設備の設計を行ってください。
116	要求水準書	非常自家発電設備	97	4	6	3	2					脱水汚泥受入施設等には、西部Cの非常用自家発電設備から給電されますが、停電中も受入・溶解・移送を行うために必要な容量をまかなうことができると考えてよろしいですか。供給される容量・範囲と供給開始されるまでの時間をご教示ください。また、西部Cの自家発電設備からの配線は本事業にて布設が必要でしょうか。必要な場合は取り合い点をご教示ください。	脱水汚泥受入施設等における受入・溶解・移送等の電源供給は、非常用発電機の対象としません。ただし、電源設備（無停電電源、監視用電源等）や最低限の保安用電力については、非常用電源を供給します。なお、汚泥処理棟の受変電設備は非常用発電機の電源を受ける構成となっており、脱水汚泥受入施設へ電源供給するMCCB（予備）から非常用発電機の電源供給が可能です。

広島市西部水資源再生センタ－下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

※入札説明書等の対応ページ及び対応部分が質問内容と不整合のものがありますが、提出された質問書のとおり記載しています。

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分									質問内容	回答
			頁	章	節	項	())	①	ア	(ア)		
117	要求水準書	特殊電源設備	98	4	6	4	2	3	②	イ		無停電電源装置(ミニUPS)は脱水汚泥受入施設等に設置する機器ではなく既設余剰汚泥濃縮棟2階への設置が必須でしょうか。また、制御盤内に設置するUPSとは別と捉えるのでしょうか。(ミニUPSは盤内設置の計装機器用と捉えております。)	前者については、脱水汚泥受入施設等に設置する特殊電源設備(汎用ミニUPS含む)は脱水汚泥受入施設等に設置してください。 後者については、要求水準書4-6-4項(2)3)②に示す汎用ミニUPSは、制御盤内に設置するUPSではなく、余剰汚泥濃縮棟の無停電電源装置を更新するまでの期間、脱水汚泥受入施設等の無停電電源装置として使用するものとなります。
118	要求水準書	計装項目	100	4	6	6	2	1	②			計装項目として、混合溶解槽の汚泥濃度がございますが常時分析できる計装の設置が必要となるでしょうか。一般的に汚泥濃度計は誤差が大きく、サンプリングして分析する方が精度が高い認識です。 汚泥濃度の調整についてもサンプリング分析での値を基準として、汚泥濃度計の設置は不要としていただけないでしょうか。	常時分析できる計装機器の設置は必要ありませんが、自動制御により、汚泥濃度が2.5%～4.0%になったことを確認して濃縮汚泥貯留槽に送泥する必要があります。
119	要求水準書	監視制御設備	101	4	6	7	1	3	④			事業者提案により既設管理棟、管理・電気棟以外の場所に中継端子盤を設置してもよろしいでしょうか。	技術提案時においては、要求水準書に沿った計画としてください。 なお、中継端子盤の設置位置は、市側の施工に極力配慮した位置を原則とし、既設管理棟及び管理・電気棟以外の場所に設置する場合は、契約後の詳細設計時において、協議によりその可否を決定します。
120	要求水準書	建設発生土について	103	4	7	2						建設発生土の場内残土置き場の想定場所があればご教示お願いします。	No.42の回答を参照ください。
121	要求水準書	建設発生土の現場内利用について	103	4	7	2			③			建設発生土の抑制に努めるとともに現場内利用の促進等により、場外搬出の抑制に努めることとありますが、埋戻土以外に建設発生土の現場内利用を行うことを想定されているのでしょうか。	想定していません。

広島市西部水資源再生センターアンケート下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

※入札説明書等の対応ページ及び対応部分が質問内容と不整合のものがありますが、提出された質問書のとおり記載しています。

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分									質問内容	回答
			頁	章	節	項	())	①	ア	(ア)		
122	要求水準書	汚水排水（家庭系）	104	4	7	4	1					建築機械設備区分に基づく設計・施工が可能と考えてよろしいでしょうか。	施工区分は建築機械設備における設計・施工で問題ありません。
123	要求水準書	事業用地内の場内整備	105	4	7	4	4					南門の移設、場合によっては新設を行う場合、本項（新西門）の仕様に準ずると考えてよろしいですか。	南門の移設に伴う更新に当たっては、南門の既設仕様、当該門を利用する車両及び景観等を考慮した上で、適切な仕様を選定してください。 詳細は、契約後の詳細設計時における協議により決定します。
124	要求水準書	新西門について	105	4	7	4	4					新西門に関する日常の管理（門の開閉、施錠管理、点検、消耗品交換など）や、修繕については本事業の対象外であり、貴市にて対応いただけるという理解でよろしいでしょうか。	新西門を本市に引き渡すまでの期間における管理及び修繕は、原則本事業の施工業務の範囲となります。なお、門の開閉及び施錠管理は協議により本市が行うことも可能です。
125	要求水準書	外灯について	105	4	7	4	5					外灯に関する日常の管理（門の開閉、施錠管理、点検、消耗品交換など）や、修繕については本事業の対象外であり、貴市にて対応いただけるという理解でよろしいでしょうか。	3-1-3項(2)の場内整備の要件に基づき、下水汚泥再資源化施設等に係る4-7-4項(5)に示す外灯を設置する場合は、維持管理・運営業務の範囲となります。
126	要求水準書	事業用地内の場内整備	105	4	7	4	5					植栽について詳細の指定はないものと考えてよろしいでしょうか。 事業者で想定していた内容と受注後協議による市側の要求が乖離する場合、設計変更としていただけると考えてよろしいでしょうか。	植栽の詳細な指定はありません。 ただし、各施設の維持管理に支障が生じる樹種の選定は避けてください。 基本的には、過度な植栽は想定していないため、芝及び灌木等を主とした配置してください。 詳細は、契約後の詳細設計時における協議により決定します。 なお、植栽工については設計変更の対象外とします。
127	要求水準書	外灯	105	4	7	4	5					建築電気設備区分に基づく設計・施工が可能と考えてよろしいでしょうか。また、必要な照度を確保できれば、景観壁などを利用して設置する方法でよろしいでしょうか。	施工区分は建築電気設備における設計・施工で問題ありません。 照度に関する質問は、お見込みのとおりです。

広島市西部水資源再生センターアンダーウォーターリサイクル施設更新・運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

※入札説明書等の対応ページ及び対応部分が質問内容と不整合のものがありますが、提出された質問書のとおり記載しています。

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分									質問内容	回答
			頁	章	節	項	())	①	ア	(ア)		
128	要求水準書	既設管理棟（建築物）の既設利用	107	4	8	2						既設管理棟は現行法令を満足しているものと考えてよろしいでしょうか。	既設管理棟が現行法令を満足しているか、いわゆる既存不適格建築物に該当するかどうかの確認は行っていません。 既設管理棟を継続利用するに当たり、現行法令の適用が求められる行為（大規模修繕や用途変更等）を実施する場合は、事業者の負担により必要に応じて現行基準に適合させてください。
129	要求水準書	建築機械設備	107～108	4	8	3	1					新規施設のうち、1)給排水衛生設備、3)消火設備に関しては、法令上、維持管理上、必要な場合に設置するものと考えてよろしいでしょうか。	4～8～3項(1)(1)の給排水衛生設備は要件のとおり設置してください。3)の消火設備は所轄消防署等との協議の上、その指導に従ってください。
130	要求水準書	建築電気設備	109～110	4	8	4	1					新規施設のうち、4)電話設備、5)自動火災報知設備、6)雷保護設備、7)拡声設備に関しては、法令上、維持管理上、必要な場合に設置するものと考えてよろしいでしょうか。	電話設備については、管理・電気棟及び脱水汚泥受入施設等に設置が必要です。拡声設備については、脱水汚泥受入施設等は設置が必要ですが、下水汚泥再資源化施設等は設置は任意とします。その他設備については、法令等に従い設置してください。
131	要求水準書	工事範囲	112	4	9	1	1		①			【トラックスケール】 「既設汚泥燃料化施設に係わるプラント機械及びプラント電気設備」とありますが、基礎（躯体）は撤去対象外との理解でよろしいでしょうか。 また機械撤去後の躯体凸凹は碎石材による埋め戻し程度と考えています。	トラックスケールは基礎（躯体）を含め、撤去対象です。撤去後は、適切に場内整備等を行ってください。 詳細は、契約後の詳細設計時における協議により決定します。
132	要求水準書	工事範囲	112	4	9	1	1		①			【雨水油分離槽】 「既設汚泥燃料化施設に係わるプラント機械及びプラント電気設備」とありますが、基礎（躯体）は撤去対象外との理解でよろしいでしょうか。 また機械撤去後のピット内は碎石材による埋め戻し程度と考えています。	油水分離槽は基礎（躯体）を含め、撤去対象です。撤去後は、適切に場内整備等を行ってください。 詳細は、契約後の詳細設計時における協議により決定します。

広島市西部水資源再生センターアンダーウォーターリサイクル施設更新・運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

※入札説明書等の対応ページ及び対応部分が質問内容と不整合のものがありますが、提出された質問書のとおり記載しています。

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分									質問内容	回答
			頁	章	節	項	())	①	ア	(ア)		
133	要求水準書	工事範囲	112	4	9	1	2		③			焼却炉本体および配管等に残る残渣物については、事前に除去していただける認識でよろしいでしょうか。 もし事前除去が難しい場合は、それぞれの残渣のおおよその残量をお知らせいただけますでしょうか。	既設汚泥燃料化施設の撤去において、処理・処分が必要となる残渣物の除去を含み、事業者側での対応とします。 具体的な残渣物の種類及び想定量は、様式集4-3-3項(3)を参照ください。
134	要求水準書	工事範囲	112	4	9	1	2		③			乾燥炉の残留物につきましては、一般廃棄物に該当する認識でよろしいでしょうか。 その場合、発注者様側での処分対応で問題ございませんでしょうか。	前者については、一般廃棄物ではなく、産業廃棄物です。 後者については、事業者側での対応とします。 残渣物の種類及び想定量は、No.133を参照ください。
135	要求水準書	工事範囲	113	4	9	2			③			追加調査の結果、ダイオキシン類の除染箇所やアスベスト除去箇所が増加した場合は、追加清算いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
136	要求水準書	既設汚泥燃料化施設の撤去工事	113	4	9	3						既設汚泥燃料化施設の炭化物搬出車の搬出時間帯、1日の搬出回数、搬出が無い曜日、構内の通行ルートをご教示願います。(施工エリア、施工車両の動線計画のため必要)	質問について、回答を以下に示します。 【搬出時間】 8時頃に搬出車両が待機し、8時30分～9時30分頃に搬出します。また、ホッパの堆積状況や2系列運転時には、14時～15時にも搬出します。なお、1回の搬出は約1時間弱かかります。 【1日の搬出回数】 原則1回となります。また、2列運転時や、休日が長期継続する前後(年末年始等)については、2回搬出する場合もあります。 【搬出がない曜日】 日曜日(土曜日及び祝日は搬出あります)です。 【構内の通行ルート】 卷末資料1 別紙11を参照してください。

広島市西部水資源再生センターアンダーウォーターリサイクル施設更新・運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

※入札説明書等の対応ページ及び対応部分が質問内容と不整合のものがありますが、提出された質問書のとおり記載しています。

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分									質問内容	回答
			頁	章	節	項	())	①	ア	(ア)		
137	要求水準書	試運転	114	4	10	1			③			脱水汚泥受入施設等の試運転については、3か月以内で性能の確認が可能と判断できる場合、試運転期間を短縮してもよろしいでしょうか。また性能確認が完了した段階で脱水汚泥受入施設等の完成と考えてよろしいでしょうか。	前者については、原則、試運転期間の短縮は認めませんが、4-10-1項③に示す「各系列」の定義が不明瞭であったため、入札説明書等に関する質問回答の公表に合わせ、表現を見直した修正版を公表します。 後者については、要求水準書4-10-2項(1)に示す性能試験終了後、脱水汚泥受入施設等に係る工事目的物の施工が完了していれば完成とし、本市の検査を受検してください。
138	要求水準書	試運転	114	4	10	1			④			脱水汚泥受入施設等の電気は、既設盤からの分岐となります。分岐箇所に仮設計器を設置し、使用料に単価をかけたもので清算さるとの理解で良いでしょうか。その場合、単価について教示願います。	お見込みのとおりです。 使用料単価は実施時の単価となります。技術提案で使用する単価については、本事業に関する担当部局（下水道局施設部施設課）に問い合わせください。
139	要求水準書	維持管理・運営業務に係る要件	117	5	1	2			①			供給汚泥量が処理対象汚泥量を上回り、貯留容量を超える場合において、貴市が場外搬出処分を行う場合は、その費用は貴市にて負担するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
140	要求水準書	維持管理・運営業務に係る要件	117	5	1	2			①			「場外搬出処分費用は、本市が場外搬出先と契約した契約書に定めるところによる。」とありますが、場外搬出先の選定も貴市にて行われると理解してよろしいでしょうか。また、場外搬出先の選定補助等に関しては、本事業の安定性確保の観点から事業者からの提案も可能と理解してよろしいでしょうか。	前者については、お見込みのとおりです。 後者については、場外搬出先の提案をすることは可能ですが、場外搬出先の選定は、法令等に基づき実施します。
141	要求水準書	維持管理・運営業務に係る要件	117	5	1	2			③			「千田Cの脱水汚泥を処理水により溶解し、(中略)工事請負事業者及び維持管理・運営事業者は、改善に向けた体制づくりを進めるとともに、本市との連携を強化し、協力して改善に取り組むこと。」とありますが、事業者の設計・施工上の瑕疵によらない場合は、協力の内容や協力に伴う費用について協議いただけるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

広島市西部水資源再生センターアンケート下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

※入札説明書等の対応ページ及び対応部分が質問内容と不整合のものがありますが、提出された質問書のとおり記載しています。

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分									質問内容	回答
			頁	章	節	項	())	①	ア	(ア)		
142	要求水準書	維持管理・運営業務	117	5	1	2			① ②			停電等の不可抗力による災害時の場外搬出処分の費用については維持管理・運営事業者が負担しないという認識で良いでしょうか。 ①の突発的な施設停止との違いはどこで判断するのでしょうか。	前者について、当該事象が不可抗力に起因する場合は、お見込みのとおりです。 後者について、5-1-2項①の記述は、当該事象が不可抗力に起因しない場合を示しています。当該事象が不可抗力に起因するかどうかの判断に疑義が生じた場合は、協議により決定することになります。
143	要求水準書	下水汚泥再資源化物の品質管理について	121	5	2	2	1	1				「下水汚泥再資源化物の肥料登録及び更新手続きを含む」とありますが、実施方針及び要求水準書(案)等に係る質問回答書No.211でご回答頂いた通り、菌体りん酸肥料の登録主体(品質管理主体)は貴市を想定していると認識しています。品質管理計画責任者の選任や分析業務、更新の手続き等の業務が想定されますが貴市が行う業務内容を具体的にご提示願います。	菌体りん酸肥料の登録主体は本市を想定していますが、登録及び更新手続きに係る実務(書類作成、提出、費用負担を含む。)並びに品質管理計画責任者の選任、分析業務、更新申請等に係る作業は、事業者側での対応とします。
144	要求水準書	維持管理・運営業務の各業務等	121	5	2	2	1	2				収支、販売先及び販売量を記録し、本市に報告とあるが、収支とは製造量と販売量のことでしょうか。	収支とは、下水汚泥再資源化物の買い取りに係る費用、利活用先までの運搬費、利活用先への販売金額など、本事業における金銭の収入及び支出を想定しています。なお、報告には、本市からの買取量等も含めてください。
145	要求水準書	電気主任技術者の選任	122	5	2	1	3	2	①			電気事業法第43条第1項に定める電気主任技術者について、電気事業法施行規則第52条第2項に基づく外部委託制度による「不選任」および、受注会社以外の者を充てる「外部選任」のいずれの対応も可能と理解してよろしいですか。	非常用自家発電設備の規模等が関係法令の要件を満たす場合は、いずれの対応も可能です。 入札説明書等に関する質問回答の公表に合わせ、修正版を公表します。
146	要求水準書	電気設備に係る保守点検	122	5	2	2	3	2	①			自家用電気工作物について、施設所有者である貴市が設置者、維持・管理の主体である維持管理・運営事業者がみなし設置になると理解でよろしいでしょうか。 また、維持管理・運営事業者がみなし設置者として認められる場合、自ら電気主任技術者を選任することに加え、電気事業法施行規則第52条第2項に基づく電気主任技術者の外部委託制度も認めていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

広島市西部水資源再生センターア下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

※入札説明書等の対応ページ及び対応部分が質問内容と不整合のものがありますが、提出された質問書のとおり記載しています。

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分									質問内容	回答
			頁	章	節	項	())	①	ア	(ア)		
147	要求水準書	修繕業務	122-123	5	2	2	4		①③			「現場での修繕が困難であり、工場等における修繕又は更新等が必要な場合は、本市との協議の上対応を決定すること」とありますが、受託者の修繕範囲とみなされる小分類以下である「大規模修繕」であっても費用が大きくなる場合や長寿命化が可能だと判断される場合は協議が可能という理解で宜しいでしょうか。」	お見込みのとおりです。ただし、費用については事業者負担となります。
148	要求水準書	保全管理業務	123	5	2	2	5		④			「…なお、基礎データの保存媒体、データ形式については、本市の指示に従うこと。」とありますが、事業者が基礎データを蓄積するための独自システム等を導入する場合、保存媒体やデータ形式について協議いただけるとの認識でよろしいでしょうか。」	お見込みのとおりです。
149	要求水準書	保全歴・修繕業務基礎データ	123	5	2	2	5		②④			下水道台帳システム用の登録データは指定のものが存在するのでしょうか？また、修繕業務等の情報を記録する基礎データの保存媒体、データ形式はどのようなものを想定しているかをご教示いただけますでしょうか。」	②の下水道設備台帳システム用登録データは、基本的にはPDFとなります。詳細は「卷末資料2 No. 14」の「機械・電気関係」の「下水道工事図面データ納品要領（建築・設備編）（広島市下水道局）」及び「下水道用機械・電気設備機器データ作成要領（広島市下水道局）」を参照ください。 ④の基礎データの保存媒体は、CD-R等、データ形式はMicrosoftExcelを想定しています。
150	要求水準書	臨機の措置	124	5	2	2	8		②			「本市は、災害及び不可抗力に関する事態が発生した場合、（中略）臨機の措置として緊急点検又は応急復旧等を指示できるものとする。」とありますが、応急復旧等にかかる事業者の費用負担については、『維持管理・運営業務委託契約書（案）』第35条第3項に示される範囲内との理解でよろしいでしょうか。」	お見込みのとおりです。
151	要求水準書	環境整備業務	125	5	2	2	9		①			下水汚泥燃料化事業者（延長）と事業用地が重複している場合、環境整備業務は維持管理・運営事業者が行うという認識でよろしいでしょうか。」	事業者提案により重複範囲が異なるため、契約後の詳細設計時の協議事項としますが、基本的には維持管理・運営事業者が行うものとします。

広島市西部水資源再生センタ－下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

※入札説明書等の対応ページ及び対応部分が質問内容と不整合のものがありますが、提出された質問書のとおり記載しています。

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分									質問内容	回答
			頁	章	節	項	())	①	ア	(ア)		
152	要求水準書	業務履行に関する報告書	126	5	2	2	12	1	④			本事業は23年間と長期で、報告資料も多岐に亘ります。 紙での保管は任意とし、保管の義務は電子データのみにしていただけないでしょうか。	問題ありません。
153	要求水準書	業務書類及び業務書類の提出期限	127	5	3	1	1					維持管理・運営事業者が作成・提出する書類として、表5-3-1に①～⑩の書類が示されておりますが、⑦～⑩については試運転に関わる書類になるため、工事請負事業者が作成・提出するものと考えます。 よって、当該書類については、維持管理・運営事業者を「工事請負事業者」に修正願います。	入札説明書等に関する質問回答の公表に合わせ、修正版を公表します。ただし、⑨及び⑩は工事請負事業者と維持管理・運営事業者の双方で確認の上、提出してください。
154	要求水準書	所要経費調書について	131	5	3	2	5		④			所要経費調書を提出するとありますが、年度により事業者の支出が契約金額で定められた収入を超過する可能性もございます。 契約金額との整合が取れない可能性もございますが問題ないでしょうか。	年度により、契約金額の範囲を超える支出は事業者の負担によるものであり、本市への請求対象に含めない場合には、問題はありません。ただし、契約金額との整合が一時的に取れない場合であっても、支出超過の理由や背景については、所要経費調書に記載して提出してください。
155	要求水準書	試運転報告書及び性能試験結果報告書	132	5	3	2	8	1	①			「維持管理・運営事業者は、(中略)試運転及び性能試験を実施すること。」とありますが、試運転及び性能試験は施工業務に含まれる業務であるため、維持管理・運営事業者を「工事請負事業者」に修正願います。	入札説明書等に関する質問回答の公表に合わせ、修正版を公表します。
156	要求水準書	事業者提案による各基準の設定	132	5	4	1	2					「～各基準及び基準値超過の判断について、事業者が提案を行い、本市と協議の上、決定するものとする。」との記載がありますが、法令変更やその他事業者がコントロールできない事象により現在の各基準及び基準値超過の判断が適当でないと考えられる場合は改めて事業者が各基準及び判断基準を貴市へ提案し、協議していただけとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

広島市西部水資源再生センターアンダーウォーター汚泥再資源化施設更新・運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

※入札説明書等の対応ページ及び対応部分が質問内容と不整合のものがありますが、提出された質問書のとおり記載しています。

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分									質問内容	回答
			頁	章	節	項	()	()	①	ア	(ア)		
157	要求水準書	運転停止又は要監視状態から正常な運転への復帰対応	133	5	4	3						「是正処理及び再計測に要する一切の費用は、事業者が負担するものとする。」とありますが、運転停止又は要監視状態に至った原因が事業者の帰責事由でないことが判明した場合、貴市と事業者にてその費用負担について協議できるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
158	要求水準書	契約終了時の引継ぎ事項	134	6	1	2			①			「…その引き継ぎに係る費用は、維持管理・運営事業者の負担とする。」とありますが、次の維持管理・運営事業者が負担すべき費用については、維持管理・運営事業者は負担しなくてよいとの理解でよろしいでしょうか。	本事業の維持管理・運営事業者の負担範囲と、次期維持管理・運営事業者の負担範囲を区別するための前提が必要なため、この負担分界については、業務期間終了時に本市及び事業者の協議により決定することとします。
159	要求水準書	契約終了時の引継ぎ事項	134	6	1	2			②			「この技術指導は次の維持管理・運営事業者の業務開始までのお金ね3か月程度とする」とありますが、3か月を超える場合は別途費用について協議が可能との理解でよろしいでしょうか。	3か月を超える場合は、超えた理由を確認した上で、双方協議の上、負担者を決定することとします。
160	要求水準書	引継時ににおける機能確認	134	6	2	1			②			「改善要求書」は、次の維持管理・運営事業者への引継期間中に提出されるものであり、維持管理・運営業務終了後に提出されることはないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、改善要求書が提出された後の対応については、維持管理・運営業務終了後になる場合があります。この場合の対応期間は、要求水準書に定める内容の履行が完了するまでとなります。
161	要求水準書	対象施設の引渡しについて	135	6	2	2			③			脱水汚泥、下水汚泥再資源化物及び副生成物等の処理について、事業期間内に行うという理解でよろしいでしょうか。貴市の都合により事業期間外に実施する場合は追加費用の請求などは協議して頂けるという理解でよろしいでしょうか。	前者については、脱水汚泥、下水汚泥再資源化物及び副生成物等の引渡しは、2055年（令和37年）3月31日を想定しています。後者については、お見込みのとおりです。
162	要求水準書	対象施設の引渡しについて	135	6	2	2			③			汚泥受入れを2055年（令和37年）3月31日まで実施した場合、脱水汚泥貯留施設にあるすべての汚泥は処理が行えないことが想定されます。引き渡し時の内容物の状態や処分方法については協議して頂けるという理解でよろしいでしょうか。	原則、2055年（令和37年）3月31日時点において、脱水汚泥貯留施設には汚泥が貯留されていない状態で引き渡してください。ただし、脱水汚泥貯留施設を下水汚泥再資源化施設と兼用する場合は、脱水汚泥貯留施設に該当する容量は汚泥が貯留されていない状態としてください。

広島市西部水資源再生センターアンダーウォーターリサイクル施設更新・運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

※入札説明書等の対応ページ及び対応部分が質問内容と不整合のものがありますが、提出された質問書のとおり記載しています。

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分									質問内容	回答
			頁	章	節	項	())	①	ア	(ア)		
163	要求水準書	事業期間終了による施設引渡し	135	6	2	3	1		①			「維持管理・運営事業者は、（中略）事業終了後1年以内は大規模修繕又は不可抗力以外の不測の更新及び修繕等を要することのない状態で本市に引渡すこと。」とありますが、事業終了後1年以内であっても、軽微な補修や定期修繕等は貴市にて実施いただけるとの理解でよろしいでしょうか。 事業者の引渡し条件としては、「主要な部分に大きな破損がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽微な汚損・劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く」状態であるものとの認識です。	お見込みのとおりです。
164	要求水準書	付帯事業	137	7	1				②			「付帯事業は本事業の付加価値を高めるためのものであり、実施に当たっては、主目的の下水汚泥再資源化物の製造及び運営を妨げないこと。」との記載がございます。 上記から付帯事業の実施が本事業の前提（付帯事業の停止が本事業に影響を及ぼすような提案等）となるような提案は認められないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
165	要求水準書	付帯事業	137	7	1				③			「付帯事業の実施により本事業の要求水準を満たすことはできないものとする。」との記載がございます。また、様式No.15にて「付帯事業として提案した内容は、他の評価項目の評価対象としない。」との記載がございます。 上記から付帯事業は他の評価項目とは完全に切り離された独立した提案であるとの理解でよろしいでしょうか。	付帯事業の評価は、他の評価項目とは切り離して行います。 ただし、提案内容については、主目的である下水汚泥再資源化物の製造及び運営を妨げないことを前提に、本事業の付加価値向上に資する提案を評価の対象とします。 なお、付帯事業の内容が本事業と明確に区分できない提案は、落札候補者決定基準別紙—1 評価基準書No.15以外の評価対象には含めません。
166	要求水準書	付帯事業	137	7	1				④			「付帯事業の運営は、民設民営の独立採算による事業とする。」との記載がございますが、ここでいう独立採算とは本事業から独立した事業であることを意味し、必ずしも事業採算が取れることを要求するものではないとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

広島市西部水資源再生センターアンダーウォーターリサイクル施設更新・運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

※入札説明書等の対応ページ及び対応部分が質問内容と不整合のものがありますが、提出された質問書のとおり記載しています。

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分									質問内容	回答
			頁	章	節	項	()	()	①	ア	(ア)		
167	要求水準書	使用面積	138	7	2		3					「卷末資料1 別紙10」に示す付帯事業に関する事業用地内において敷地単位で実施できるものとする、との記載がございますが、ここでいう敷地単位とは各敷地内で付帯事業に必要な範囲を任意の面積（例えば①の敷地内の100m ² を使用する場合、181円/m ² ・円×100m ² =181,000円/月）で設定して実施できるとの理解でよろしいでしょうか。」	お見込みのとおりです。
168	卷末資料1	別紙7 下水汚泥再資源化物の有効利用に伴う温室効果ガス発生量	1				2					下水汚泥再資源化物の有効利用に伴う温室効果ガス発生量の算出において、下水汚泥再資源化物有効利用量(t-wet/年)とは、提示されている年間汚泥量から製造される再資源化物の全量を意味し、再資源化物の全量が石炭代替燃料等として利用される前提で排出量の計算を行うとの理解でよろしいでしょうか。	下水汚泥再資源化物の有効利用に伴う温室効果ガス排出量の算出においては、肥料としての利活用先を除く、全ての利活用先で石炭代替燃料等として利用する際に発生する一酸化二窒素(N ₂ O)を算出してください。
169	卷末資料1	各種規制(別紙9)	35-39									各種規制基準を満足しているかどうかを判断するにあたり、計量証明書が必要でしょうか。	排出ガスについては、第三者機関による測定を求めておりますので、当該機関が発行する計量証明書を提出してください。
170	卷末資料2	卷末資料2 No.1_対象施設の図面	2									西部C一般平面図上の南門(既設)東側にある洗車場は撤去した場合、移設する必要はない理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
171	卷末資料2	卷末資料2No.4	4									周辺河川(太田川・御幸川)の護岸情報(河川深さ等)は入札公告で受領している資料(卷末資料2含む)には示されておらず、また一般に公開されていないため、事業者では側方流動の対策要否の判断ができません。 そのため、側方流動の対策は実施しない前提での提案とし、契約後に側方流動の対策が必要だと判明した場合にはその対策に係る追加費用及び工期の延長は協議できるものと理解してよろしいでしょうか。	周辺河川(太田川放水路・御幸川)の護岸情報及び既設汚泥燃料化施設等の周辺地盤に対する地盤改良図を卷末資料2に追加し、別途提供します。これらを踏まえ、側方流動の対策要否を判断し、必要な措置を講じてください。

広島市西部水資源再生センターアー下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

※入札説明書等の対応ページ及び対応部分が質問内容と不整合のものがありますが、提出された質問書のとおり記載しています。

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分									質問内容	回答
			頁	章	節	項	())	①	ア	(ア)		
172	落札候補者決定基準	技術対話の範囲	1	2	2	1	2					技術対話の主たる目的は、事業者の提案した技術提案が要求水準を満たしているか否かを確認するためでしょうか。または、技術評価の採点をするためでしょうか。	主たる目的は、事業者の提案した技術提案が要求水準を満たしているか否かを確認するためです。
173	落札候補者決定基準	改善通知の対象	2	2	2	2	1					改善通知の対象は、要求水準の未達か否かに関する事項であり、様式11-2号に記載した要求水準を満たしている技術提案への上乗せを要望するものではないと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
174	落札候補者決定基準	落札候補者決定の手順	4	3								技術評価点の採点は、技術対話や技術審査の後ではなく、プレゼンテーション後の技術評価で行われると理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
175	落札候補者決定基準	定量評価方法	9	4	2	4						技術評価点の付与方法は、入札説明書別紙1審査委員会名簿の委員が個別に採点した得点の平均値でしょうか？それとも、委員全員による合議でしょうか。	技術評価の詳細は、お答えできません。
176	落札候補者決定基準	価格評価	9	4	3							「（前略）評価下限価格を設けるものとし、最低入札価格が評価下限価格以下の場合は、当該最低入札価格を評価下限価格に置き換えて、（後略）」との記載は、評価下限価格は絶対的なものであり、貴市にて設定したその値（＝評価下限価格）が最低入札価格より高かった場合は、最低入札価格が評価下限価格に置き換わることを意味するのでしょうか。	お見込みのとおりです。
177	落札候補者決定基準	価格評価	9	4	3							「評価下限価格未満の入札を行った技術審査通過者は、満点の40点とする。」と記載がございますが、評価下限価格と同額の入札も満点の40点であると考えますので、「評価下限価格以下の入札を行った技術審査通過者は、満点の40点とする。」と読み替えてよろしいでしょうか。	当該算定式に基づき、評価下限価格と同額の入札価格については満点（40点）となり、評価下限価格未満の入札価格についても満点（40点）となります。このため、落札候補者決定基準の記載は原案のとおりとします。

広島市西部水資源再生センターアンダーソルト水汚泥再資源化施設更新・運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

※入札説明書等の対応ページ及び対応部分が質問内容と不整合のものがありますが、提出された質問書のとおり記載しています。

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分								質問内容	回答	
			頁	章	節	項	())	①	ア	(ア)		
178	落札候補者決定基準	価格評価	9	4	3							評価下限価格は、様式15-2号(別添2-1)に示す(7)価格評価に使用する運営費(市が負担する運転・維持管理費)も含まれた金額と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 落札候補者決定基準の記載が不明瞭であったため、入札説明書等に関する質問回答の公表に合わせ、表現を見直した修正版を公表します。
179	落札候補者決定基準	価格評価	9	4	3							評価下限価格の算出にあたっては、「広島市建設工事競争入札取扱要綱」及び「広島市委託業務最低制限価格制度取扱要綱の調査基準価格算定方法等に基づくと理解してよろしいでしょうか。	評価下限価格の算出方法は、お答えできません。
180	落札候補者決定基準	価格評価	9	4	3							評価下限価格は、設計・施工業務と維持管理・運営業務のそれぞれに設定されるのでしょうか。または、設計・施工業務と維持管理・運営業務の合算値で設定されるのでしょうか。	設計・施工業務の価格と維持管理・運営業務の価格を合計した価格として設定します。
181	落札候補者決定基準	価格評価	9	4	3							価格評価点の算出は、設計・施工業務と維持管理・運営業務の入札価格の合算値が用いられるとの理解でよろしいでしょうか。 (例：①設計・施工業務30億+維持管理・運営業務70億=100億　②設計・施工業務70億+維持管理・運営業務30億=100億は、どちらも同じ価格評価点となりますでしょうか。)	お見込みのとおりです。
182	落札候補者決定基準 別紙1	別紙一 評価基準書 同種施設における設計・施工業務実績	2									「同種施設」の定義として、「炭化」、「乾燥」という区分ではなく、下水道事業団等の公的認証毎に評価されるとの理解でよろしいでしょうか。(例：炭化方式で、2つの技術認証を受けていれば、どちらか一つの方式のみが評価対象になる。)	「記載等に関する留意事項」に記載のとおり、要求水準を満たす事業者提案と同じ技術方式を採用した施設のことを指します。
183	落札候補者決定基準	別紙一 評価基準書	3									同種施設の維持管理・運営業務を行った企業が複数社いる場合、件数及び年数は当該企業の合算値を用いるとの理解でよろしいでしょうか。	運転操作及び監視業務を担う企業のうち、同種施設における維持管理・運営業務実績を複数社有する場合は、運転操作及び監視業務を担う企業のうちいずれかの1社の実績としてください。また、施設規模と年数については1施設における実績とし、年数は連続して実施した実績としてください。

広島市西部水資源再生センタ－下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

※入札説明書等の対応ページ及び対応部分が質問内容と不整合のものがありますが、提出された質問書のとおり記載しています。

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分									質問内容	回答
			頁	章	節	項	())	①	ア	(ア)		
184	落札候補者決定基準 別紙1	同種施設における維持管理・運営業務実績	3									『記載等に関する留意事項』に「維持管理・運営年数は、同種施設であれば施設規模を問わず評価対象とする。」とありますが、複数の実績がある場合、全実績の累計年数にて評価されるのでしょうか。	No.183の回答を参照ください。
185	落札候補者決定基準 別紙1	女性技術者の雇用	15									別紙-1 評価基準書のNo.14において、「主任技術者になり得る者の場合は国家資格を有する者」とは、施工管理技士資格（建築、電気工事又は管工事）と実務経験（必要年数）で主任技術者となり得る者は、「主任技術者になり得る者の場合は国家資格を有する者」に含まれません。当該資格のみで機械器具設置工事の主任技術者になり得る者を含んでいるのでしょうか。	施工管理技士資格（建築、電気工事又は管工事）と実務経験（必要年数）で主任技術者となり得る者は、「主任技術者になり得る者の場合は国家資格を有する者」に含まれません。当該資格のみで機械器具設置工事の主任技術者になり得る者のみが対象です。
186	落札候補者決定基準 別紙1	(別紙1) 評価基準書 No.15_その他_付帯事業	16									記載等に関する留意事項において、「No.15付帯事業として提案した内容は、他の評価項目の評価対象としない。」とあります。肥料利用の推進に関しては、No.10の「肥料利用の拡大推進_下水汚泥再資源化物の肥料利用促進計画」の提案と明確に区別できる内容であれば、それぞれの提案を評価対象としていただけるものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりですが、No.15の提案は付帯事業に関する事業用地で行う業務に関するもののみであり、No.10の提案は本事業用地で行う業務に関するもののみ提案することができます。 なお、付帯事業がないと本事業が成立しない提案となっている場合は、要求水準未達となるおそれがあることに留意してください。
187	様式集	文字サイズ	4	4	1				⑥			「各様式に記載する文字サイズは10.5ポイント以上」との記載がございますが、様式11-2号（技術提案書）に含まれる図表につきましては、視認性やレイアウトの都合上、文字サイズの制限の対象外としてご対応いただけますと幸いです。 また、文字書体については、明朝体、ゴシック体等自由に選択して差し支えありませんか。	図表に用いる文字フォントは、判読できれば、文字サイズを変更しても構いません。文字書体についても、自由に選択して問題ありません。
188	様式集	技術提案書等の作成・提出要領	5	4	3							添付資料に関して、特段の指定がない場合において、枚数や書式は任意と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

広島市西部水資源再生センターアンケート下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

※入札説明書等の対応ページ及び対応部分が質問内容と不整合のものがありますが、提出された質問書のとおり記載しています。

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分									質問内容	回答
			頁	章	節	項	())	①	ア	(ア)		
189	様式集	技術提案書の作成要領	6	4	3	2						技術提案書において、応募者の社名が判別できる記載を行うことは可能でしょうか。	公平性の観点から、応募者の社名が判別できる記載は認めません。
190	様式集	概要説明資料	6	4	4	3			⑥			「落札者の概要説明資料は、落札候補者の決定結果公表時にあわせて公表する予定である。」との記載がございます。手続きの透明性等の確保を尊重して作成すること、のことですが、技術提案書の概要説明書は事業者の秘密情報、ノウハウおよび提案の創意工夫が盛り込まれたものとなるため、公表により事業者が大幅な不利益を被ることになります。 概要説明資料につきまして通常の概要説明資料と併せて、公表用の2パターンの作成を認めて頂くなど、事業者の技術情報・ノウハウが守られる公表形式として頂けますでしょうか。	原則として、2種類の概要説明書の作成は必要ありません。 ただし、提出いただいた概要説明書に秘密情報（技術情報・ノウハウ・提案の創意工夫を含むもの）が含まれており、公表により事業者が大幅な不利益を被るおそれがあると判断される場合には、落札候補者決定通知後、速やかにその旨を本市へ通知のうえ、本市と協議の上、公表用に加工した概要説明書を提出してください。
191	様式集	図面集	7	4	3	2			⑧	カ		ここでいう「仮設図面」とは今回工事のための仮設配管等を示した図面を示すとの理解でよろしいでしょうか。	ここでいう「仮設図面」とは、土木工事の仮設図面を指し、各種配管の仮設配管等の図面を指すものではありません。
192	様式集	技術提案書の作成要領	7	4	3	2			⑨	ア		「適否記載」欄 (J列) とありますが、H列の誤りでしょうか。	「適否記載」欄はH列となります。 入札説明書等に関する質問回答の公表に合わせ、修正版を公表します。

広島市西部水資源再生センターア下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

※入札説明書等の対応ページ及び対応部分が質問内容と不整合のものがありますが、提出された質問書のとおり記載しています。

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分									質問内容	回答
			頁	章	節	項	())	①	ア	(ア)		
193	様式集	技術提案書の作成要領	7	4	3	2			⑨	ア		「なお、各項目において、一つでも「一」がある場合、要求水準未達と判断し、失格となる場合があるため・・・」とありますが、他方、同項ウでは、「ただし、技術提案書の提出段階において記載する提出書類の箇所の記載が行えない場合は、その理由を「提案内容の概要」欄に記載すること。」とあります。 上記を踏まえると、提案書類の箇所の記載が行えない場合においても、その理由を提案内容の概要欄に記載のうえ、適否記載欄には○を付してよいとの理解でよろしいでしょうか。	様式集4-3-2項⑨ウのただし書きにおける様式14号の「適否記載」欄は△としてください。入札説明書等に関する質問回答の公表に合わせ、修正版を公表します。
194	様式集	技術提案書の作成要領	7	4	3	2			⑨	イ		「適否記載」欄(K列)とありますが、I列の誤りでしょうか。	「提案内容の概要」欄はI列となります。入札説明書等に関する質問回答の公表に合わせ、修正版を公表します。
195	様式集	技術提案書の作成要領	7	4	3	2			⑨	ウ		「適否記載」欄(L列)とありますが、J列の誤りでしょうか。	「提案資料等の記載箇所」欄はJ列となります。入札説明書等に関する質問回答の公表に合わせ、修正版を公表します。
196	様式集	様式11-2号 No.1 事業の安定性_設計・施工業務		11	2	1						「本事業と同じ技術方式」とありますが、対象施設は下水汚泥再資源化施設等に採用する技術方式と理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
197	様式集	様式11-2号_技術提案書 設計・施工業務の実績		11	2							設計・施工業務の実績は竣工(試運転完了)したもので、稼働済みのものに限るとの理解でよろしいでしょうか。	落札候補者決定基準別紙-1評価基準書No.1記載等に関する留意事項に示すとおり、「設計・施工業務件数及び施設規模の要件における「実績」は、受注した各業務が完了しているものに限る。」ため、稼働済みである必要はありません。

広島市西部水資源再生センターアンケート下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

※入札説明書等の対応ページ及び対応部分が質問内容と不整合のものがありますが、提出された質問書のとおり記載しています。

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分									質問内容	回答
			頁	章	節	項	())	①	ア	(ア)		
198	様式集	様式11-2号_技術提案書 設計・施工業務の実績		11	2							設計・施工業務の実績は、実証プラントは含まないと理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
199	様式集	様式11-2号 No.2 事業の安定性_維持管理・運営業務の実績		11	2	2						「本事業と同じ技術方式」とありますが、対象施設は下水汚泥再資源化施設等に採用する技術方式と理解してよろしいでしょうか。	No.196の回答を参照ください。
200	様式集	様式11-2号 No.2 事業の安定性_維持管理・運営業務の実績		11	2	2						本様式では、「運転操作及び監視業務」の役割を担った企業の実績に限ることですが、SPCの管理、修繕、有効利用等の業務も本事業の安定性において、「運転操作及び監視業務」同等以上に重要な要素であると認識しております。そのため、「運転操作及び監視業務」に限らない上記業務の実績も評価の対象にしていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
201	様式集	様式11-2号 No.2 事業の安定性_維持管理・運営業務の実績		11	2	2						応募者の中に当該実績を持つ企業が複数社存在し、紙面がA4判1枚以内に収まらない場合、必要に応じて文字サイズの調整や複数ページでの記載は可能でしょうか。	運転操作及び監視業務を担う企業のうち、同種施設における維持管理・運営業務実績を複数社有する場合は、運転操作及び監視業務を担う企業のうちいざれかの1社の実績をA4判1枚内で記載してください。
202	様式集	様式11-2号 No.3 有効利用先の確約書について		11	2	3						本技術提案に添付する資料として、下水汚泥再資源化物受入確約書（様式集／様式12号）があると認識しております。様式12号について、利活用企業との引取条件等を追記させて頂いてもよろしいでしょうか。	利活用企業との取引条件を追記することは可能とします。ただし、下水汚泥再資源化物の受け入れを確約できない条件として、以下の内容を記載された場合は評価の対象としますが、他の内容を記載された場合は、内容によっては評価の対象外となる可能性があります。 ・利活用企業の倒産等により、下水汚泥再資源化物の利活用に係る事業が継続できなくなった場合 ・下水汚泥再資源化物の性状等が利活用企業の受入基準を満たさない場合

広島市西部水資源再生センターアンケート下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

※入札説明書等の対応ページ及び対応部分が質問内容と不整合のものがありますが、提出された質問書のとおり記載しています。

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分								質問内容	回答	
			頁	章	節	項	())	①	ア	(ア)		
203	様式集	様式11-2号 No. 5 設計・施工_段階的施工計画		11	2	5						「公表資料に記載されていない事項又は当該資料から読み取ることができない事項に基づく提案は、評価の対象としない。」とありますが、公平性の観点から要求水準書記載の2-5-4 本市が行う別途事業を応募者が代行して行う等の提案も評価対象外と理解してよろしいでしょうか。（例：下水汚泥燃料化事業（延長）の維持管理・運営を応募者が代行する等）	お見込みのとおりです。
204	様式集	様式11-2号 No. 11 環境への配慮_温室効果ガス排出量の削減		11	2	11						要求水準書の「巻末資料1 別紙7」を参照することとありますが、利活用先での石炭代替燃料等に伴う削減効果も本算定式に含まれると理解してよろしいでしょうか。	利活用先での石炭代替燃料等に伴う削減効果は、本算定式には含まれません。本算定式で対象とするのは、利活用先で石炭代替燃料等として利用する際に発生する一酸化二窒素 (N_2O) 排出量のみです。
205	様式集	様式11-2号 No. 12 地域への貢献_施工に関する地域企業と連携		11	2							施工業務に関する地域企業との連携についての項目となります。別紙6 施工業務における仕様書、特記仕様書(2)(3)に「下請発注する場合は、市内に本店を有する業者に発注するよう努めること。」との記載があることも勘案し、ここでいう「地域企業」とは広島市内に本店（建設業法上の主たる営業所）を持つ企業を指すとの理解でよろしいでしょうか。	ここでいう「地域企業」とは、中国地方に所在する企業を指します。
206	様式集	No. 13 地域への貢献_維持管理・運営に関する地域企業と連携		11	2					イ		ここでいう「地域企業」とは、広島市内に本社または本店所在地を有する企業を指すとの理解でよろしいでしょうか。	No. 205の回答を参照ください。
207	様式集	様式11-2号 No. 14 社会的項目_女性技術者の雇用、環境対策への取組		11	2	14						「また、本事業の配置予定技術者である必要はない。」とありますが、様式8-2号施工業務を行う企業の配置予定技術者等調書で記載していない者でも評価対象になると理解してよろしいでしょうか。（資格を有している女性技術者の雇用のみで良いという理解でよろしいでしょうか。）	お見込みのとおりです。

広島市西部水資源再生センタ－下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

※入札説明書等の対応ページ及び対応部分が質問内容と不整合のものがありますが、提出された質問書のとおり記載しています。

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分								質問内容	回答	
			頁	章	節	項	())	①	ア	(ア)		
208	様式集	様式11-2号 No.14 社会的 項目_女性技術 者の雇用、環境 対策への取組		11	2	14						設計・施工業務を複数の企業で行う場合、 代表企業だけでなく、構成員が雇用してい る女性技術者も評価対象としていただけな いでしょうか。	原案のとおりとします。
209	様式集	様式11-2号 No.14 社会的 項目_女性技術 者の雇用、環境 対策への取組		11	2	14						女性技術者の雇用に関して、機械器具設置 工事のみが対象となっておりますが、本事 業では建築一式工事でも技術者配置が必要 であることから、「ア応募者の代表企業に おける、機械器具設置工事又は建築一式工 事の主任技術者又は監理技術者となり得る 女性技術者の雇用状況」としていただけな いでしょうか。	原案のとおりとします。
210	様式集	様式12号_下水 汚泥資源化物受 入確約書 受入確約書		12								本事業は約30年後まで及ぶ事業であり、社 会情勢や市場環境等により提案時点では想 定できないことが起きることも予想されま す。 受入先企業が記載する受入確約書に条件 (当該工場が存続している場合に限る等) を追記してもよろしいでしょうか。	No.202の回答を参照ください。
211	様式集	様式12号_下水 汚泥資源化物受 入確約書 受入確約書		12								様式11-2号No.3ア④では確約書は利活用企 業に限るとの記載がありますが、JAのよう に一旦肥料として買い取り、農業者へ販売 する企業からの確約書も認められますで しょうか。	利活用企業の定義は、下水汚泥再資源化物 を自ら利活用する企業等のことをいうもの です。したがって、中間流通業者となる商 社等の確約書は認めません。ただし、商社 等が肥料製造等(加工含む。)により利活 用する場合は、利活用企業に該当します。
212	様式集	様式15号関連		15								円以下が表示されている様式がございます が金額が読みづらくなるため、円以下が生 じる場合に円以下を表示とさせて頂けませ んか。	問題ありません。
213	様式集	様式15-2号 見積内訳書及び 入札内訳書		15	2							本様式において記載を要求されている期間 が令和29年度までとなっておりますが、回 答としては令和36年度までを記載する必要 があるとの理解でよろしいでしょうか。	入札説明書等に関する質問回答の公表に合 わせ、修正版を公表します。

広島市西部水資源再生センターアンダーソル再資源化施設更新・運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

※入札説明書等の対応ページ及び対応部分が質問内容と不整合のものがありますが、提出された質問書のとおり記載しています。

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分								質問内容	回答	
			頁	章	節	項	())	①	ア	(ア)		
214	様式集	様式15-2号（別添2-2）記入内容についての確認	15	2	2	2						積算に用いる年間汚泥量（m ³ /年）を記入する欄がありますが、年間汚泥量は各社条件を統一する必要があると思われます。年間汚泥量は要求水準書43頁の計画汚泥供給量（日平均）を使用すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 入札説明書等に関する質問回答の公表に合わせ、修正版を公表します。
215	様式集	様式15-2号（別添2-2）記入内容についての確認	15	2	2	2						DX提案等を行う場合、必要な費用は「その他の経費」へ記載するという理解でよろしいでしょうか。 また、その他経費へ記載した項目について、物価変動指標の記載がありませんが、本件については記載した項目に合わせて別途協議のうえ指標を決定するとの理解でよろしいでしょうか。	様式集及び維持管理・運営業務委託契約書（案）の記載が不明瞭であったため、入札説明書等に関する質問回答の公表に合わせ、表現を見直した修正版を公表します。
216	様式集	様式15-2号（別添2-2）記入内容についての確認	15	2	2	2						(2)ユーティリティ費に「変動費単価（円/t）」の記載がありますが、各年度の欄に記載する具体的な内容が不明です。 お手数ですが、本項目の記載方法について具体的にお示しいただけないでしょうか。	(2)ユーティリティ費のうち変動費の対象となっている4費目の合計金額を「積算に用いる年間汚泥処理量」で除した値を入れてください。
217	様式集	様式15-2号（別添2-4）電力費（基本料金・従量料金）	15	2	2	4						電力費の積算は、現在価格で積算しR13年度10月に見直しを行うものと認識しています。 この現在価格とは、維持管理・運営業務委託契約書別紙1(5)算定式の指標の初回の見直しの入札時の直近12ヶ月平均値に相当するものと考えています。 また、現在価格の従量料金、基本料金等の根拠となる資料（電力会社からの見積等）を様式15-2に添付するという理解でよろしいでしょうか。	令和14年度の維持管理・運営業務費の見直しについては、技術提案時に定めた契約電力会社の電気料金とし、見直し時期は令和13年10月とします。 様式15-2号に記載する金額については、見積書又は入札書提出時点の金額としてください。 維持管理・運営業務委託契約書（案）の記載が不明瞭であったため、入札説明書等に関する質問回答の公表に合わせ、表現を見直した修正版を公表します。 また、質問に記載の最後の1文については、お見込みのとおりです。

広島市西部水資源再生センター下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

※入札説明書等の対応ページ及び対応部分が質問内容と不整合のものがありますが、提出された質問書のとおり記載しています。

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分								質問内容	回答	
			頁	章	節	項	())	①	ア	(ア)		
218	様式集	様式15-2号（別添2-4）記入内容についての確認	15	2	2	4						項目「電気使用量(kwh)」の各年度の欄には「wet-t当たりの使用量×年間の汚泥処理量」を記載すればよろしいでしょうか。また、この際の汚泥使用料は各社条件を統一する必要があると思いますが、要求水準書43頁の計画汚泥供給量（日平均）を使用すればよろしいでしょうか。 また、基本料金および従量料金の各年度の欄には「単価」もしくは「単価×使用量」のどちらを記載すればよろしいでしょうか。（仮に「単価×使用量」の場合は単価の記載は不要との理解でよろしいでしょうか。）	1つ目の質問は、お見込みのとおりです。 2つ目の質問は、No. 214の回答を参照ください。 3つ目の質問は、基本料金は年間の合計金額、従量料金は、単価×使用量を記載してください。また、単価の記載は不要ですが、単価の根拠資料を添付してください。
219	様式集	様式15-2号（別添2-4）記入内容についての確認	15	2	2	4						項目「上水使用量(m³)」の各年度の欄には「wet-t当たりの使用量×年間の汚泥処理量」を記載すればよろしいでしょうか。また、この際の汚泥使用料は各社条件を統一する必要があると思いますが、要求水準書43頁の計画汚泥供給量（日平均）を使用すればよろしいでしょうか。 また、項目には「上水」と記載を行うという理解でよろしいでしょうか。その際、各年度の欄には「単価」もしくは「単価×使用量」のどちらを記載すればよろしいでしょうか。（仮に「単価×使用量」の場合は単価の記載は不要との理解でよろしいでしょうか。） また使用する単価は様式集10頁表4-1「317円/m³」各社統一という理解でよろしいでしょうか。	1つ目の質問は、お見込みのとおりです。 2つ目の質問は、No. 214の回答を参照ください。 3つ目の質問は、空白のままで結構です。 4つ目の質問は、単価×使用量を記載してください。単価の記載は不要です。 5つ目の質問は、お見込みのとおりです。
220	様式集	様式15-2号（別添2-4）記入内容についての確認	15	2	2	4						項目「補助燃料使用量(kl)」の各年度の欄には「wet-t当たりの使用量×年間の汚泥処理量」を記載すればよろしいでしょうか。 また、この際の汚泥使用料は各社条件を統一する必要があると思いますが、要求水準書43頁の計画汚泥供給量（日平均）を使用すればよろしいでしょうか。 また、項目の空白欄には使用する燃料名を記載すると思いますが、その際各年度の欄には「単価」もしくは「単価×使用量」のどちらを記載すればよろしいでしょうか。（仮に「単価×使用量」の場合は単価の記載は不要との理解でよろしいでしょうか。）	1つ目の質問は、お見込みのとおりです。 2つ目の質問は、No. 214の回答を参照ください。 3つ目の質問は、項目欄には燃料名を記載し、各年度の欄には、単価×使用量を記載してください。また、単価の記載は不要ですが、単価の根拠資料を添付してください。

広島市西部水資源再生センタ－下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

※入札説明書等の対応ページ及び対応部分が質問内容と不整合のものがありますが、提出された質問書のとおり記載しています。

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分								質問内容	回答	
			頁	章	節	項	())	①	ア	(ア)		
221	様式集	様式15-2号（別添2-4）記入内容についての確認		15	2	2	4					項目「薬品使用量(kl)」の各年度の欄には「wet-t当たりの使用量×年間の汚泥処理量」を記載すればよろしいでしょうか。また、この際の汚泥使用料は各社条件を統一する必要があると思いますが、要求水準書43頁の計画汚泥供給量（日平均）を使用すればよろしいでしょうか。 また、項目の空白欄には使用する薬品名を記載すると思いますが、その際各年度の欄には「単価」もしくは「単価×使用量」のどちらを記載すればよろしいでしょうか。 (仮に「単価×使用量」の場合は単価の記載は不要との理解でよろしいでしょうか。)	1つ目の質問は、お見込みのとおりです。 2つ目の質問は、No.214の回答を参照ください。 3つ目の質問は、項目欄には薬品名を記載し、各年度の欄には、単価×使用量を記載してください。また、単価の記載は不要ですが、単価の根拠資料を添付してください。
222	様式集	様式15-2号別添2-9		15	2							消化ガスの単位(Nm3)に関して、様式集(P.10)の表4-1より、使用量ではなく、消化ガス使用相当熱量—返還熱量相当分を差し引いた熱量を記載するとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 様式集の記載が不明瞭であったため、入札説明書等に関する質問回答の公表に合わせ、表現を見直した修正版を公表します。
223	様式集	様式16号 入札書		16								維持管理・運営業務費(2)に関して、様式15-2号（別添2-1）にある(7)価格評価に使用する運営費（市が負担する運転・維持管理費）は含まれないと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 様式集の記載が不明瞭であったため、入札説明書等に関する質問回答の公表に合わせ、表現を見直した修正版を公表します。
224	基本協定書 (案)（SPCを設立しない場合）	表現の成否について		1	2	1						第2条「別段の定義がなされていない場合や文脈上別意に解すべき場合でない限りを除き」の表現につき、意味が不明瞭でないかと思われます。一般的には「別段の定義がなされている場合又は文脈上、別意に解すべき場合でない限り」が使われます。 ご確認をお願いいたします。 なお、基本契約書（案）、工事請負契約書（案）等にも同じ表現があります。	入札説明書等に関する質問回答の公表に合わせ、修正版を公表します。
225	基本協定書 (案)（SPCを設立しない場合）	当事者の義務	1	3	2							「発注者及び広島市西部水資源再生センタ－下水汚泥再資源化施設更新・運営事業総合評価競争入札審査委員会の要望事項及び指摘事項を尊重」とありますが、事業者の意見や意向も尊重いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約等を充足する限りにおいては、お見込みのとおりです。

広島市西部水資源再生センタ－下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

※入札説明書等の対応ページ及び対応部分が質問内容と不整合のものがありますが、提出された質問書のとおり記載しています。

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分									質問内容	回答
			頁	章	節	項	())	①	ア	(ア)		
226	基本協定書 (案) (SPCを設立しない場合)	秘密保持等	4	9	3, 4	5						第9条3項(5)、4項について、事業者側の秘密情報・ノウハウの開示によって事業者側が不利益を被らないよう、開示範囲については事前に協議できるとの理解で良いですか。	開示対象に不正競争防止法上の営業秘密に該当し得る情報が含まれるおそれがある場合には、事業者と事前に協議の上、開示するものとします。 なお、第9条第3項第5号及び第4項に基づく秘密情報の開示は、本事業の遂行に必要な範囲で行うことを前提とする趣旨です。
227	基本協定書 (案) (SPCを設立する場合)	SPCの設立	2	4								SPCを設置するのは構成員のうちSPCに出資を行う企業であるため、要求水準書の語句の定義※に基づき、本条項の主語は「事業者」ではなく「構成企業」が正ではないでしょうか。 ※要求水準書P.3 1-2 (24) 「「構成企業」とは、SPCを設立する場合において、構成員のうち、SPCに出資する企業を言う。」	「事業者」の定義には、構成企業も含まれます。質問のとおり、本条の主語は構成企業と理解していただいて差支えありません。
228	基本協定書 (案) (SPCを設立する場合)	事業契約等	3	6								「事業契約等」という語句が使用されていますが、本語句は入札説明書や要求水準書で定義されではありません。については用語の意味の明確化のため、基本契約書(案)第2条第10号の記載を踏まえ、本基本協定書第2条において「事業契約等」の定義をしていただけないでしょうか。なお、基本契約書(案)では「事業契約」の語句が定義及び使用されていますが本基本協定書では「事業契約等」の語句が使用されているので明確化のため統一いただくことをご検討願います。 【案】 (10) 「事業契約等」とは、基本契約、工事請負契約、維持管理・運営業務委託契約及び下水汚泥再資源化物売買契約の総称をいう。	第1条において事業契約の定義を行い、第3条において事業契約等の定義を行っているため、原案のとおりとします。

広島市西部水資源再生センタ－下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

※入札説明書等の対応ページ及び対応部分が質問内容と不整合のものがありますが、提出された質問書のとおり記載しています。

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分									質問内容	回答
			頁	章	節	項	())	①	ア	(ア)		
229	基本協定書 (案) (SPCを設立する場合)	事業契約等	3	6	1	1						入札前説明書 8-3 (1) の内容に基づき、基本契約の締結者は事業者のみでなく、SPCも含まれるものと理解してよろしいでしょうか。また、その場合は以下の文言となると思料いたしますが、その理解でよろしいでしょうか。 【案】 (1) 基本契約 事業者は、基本契約を締結したあと、SPCを設立し、契約協議が整ったときは、速やかに自ら及びSPCをして発注者との間で基本契約を締結せしめる。	前者の質問は、お見込みのとおりです。 後者の質問は、SPCは基本契約の前に設立する必要があります。
230	基本協定書 (案) (SPCを設立する場合)	事業契約等	4	6	4							出資者保証書を作成するのはSPCに出資を行う構成員に限られると思料いたします。ついては本項の主語は、「構成員」ではなく「構成企業」が正と理解してよろしいでしょうか。	入札説明書等に関する質問回答の公表に合わせ、修正版を公表します。
231	基本協定書 (案) (SPCを設立する場合)	事業契約等の不調	4	9	2							「事業者及びSPCが事業契約等の全部又は一部を締結することができなかつたとき及び正当な理由なく締結をしなかつたとき」において第9条第2項各号の措置を講じるとありますが、貴市の契約規則第2条第3号の規定（落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき）及び一般競争入札指名停止要綱別表（第2条関係）27イの規定（落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき）と本条項において当該措置が講じられる際の前提条件の規定の内容が異なっています。ついては貴市の規則及び要綱に基づき、第9条第2項各号の措置を講じるのは「事業者及びSPCが事業契約等の全部または一部を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき」としていただけないでしょうか。	質問のとおり、契約規則及び指名停止要綱における規定は、契約を締結又は履行することを妨げた場合を前提としています。 一方、本条項は、本事業の特性を踏まえ、事業者及びSPCが事業契約等を締結できなかつた場合又は正当な理由なく締結しなかつた場合を対象としており、適用の前提や趣旨が異なるものですので、原案のとおりとします。

広島市西部水資源再生センターア下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

※入札説明書等の対応ページ及び対応部分が質問内容と不整合のものがありますが、提出された質問書のとおり記載しています。

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分									質問内容	回答
			頁	章	節	項	())	①	ア	(ア)		
232	基本協定書 (案) (SPCを設立する場合)	秘密保持等	5	11	2							第11条第2項各号の秘密情報の例外規定について、「正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手したもの」についても秘密情報から除かれるものと思料いたします。ついては当該条項の各号への追記についてご検討願います。	本事業における秘密保持の対象には、市固有の前提条件を含む情報も多く、第三者からの適法な入手を理由に秘密情報から除外することは適当ではありません。 したがって、当該除外規定の追記は行わず、原案のとおりとします。
233	基本協定書 (案) (SPCを設立する場合)	秘密保持等	5	11	3	5						第11条第3項第5号について、以下3点ご教示願います。なお、基本契約第16条第3項第5号についても同様の規定があるため、併せてご教示願います。 ①「下水汚泥再資源化施設等の維持管理・運営業務をSPC以外の第三者に委託する場合」とありますが、この場合において想定されている事象と開示先をお教えください。（「西部水資源再生センター」において別事業で運営・維持管理業務を行う際に貴市から委託を受けた企業体を指すということでしょうか。） ②「本事業に関連する工事の受注者に対して開示する場合」で想定している事象と開示先をお教えください。（「西部水資源再生センター」において別事業で工事を行う際に貴市から業務を請け負った企業体を指すということでしょうか。） ③「これらの第三者を選定する手続きにおいて特定又は不特定のものに開示する場合」で想定している事象と開示先をご教示願います。	①から③の質問に対して、以下のとおり回答します。 ①については、当該業務を受託する外部委託業者への開示を想定しており、具体的な開示先は想定していません。また、()内の想定はお見込みのとおりです。 ②については、本事業に係る関連工事を請け負う施工業者等への開示を想定しており、具体的な開示先は想定していません。また、()内の想定はお見込みのとおりです。 ③については、見積依頼や公募等の選定手続に参加する者への開示を想定しており、具体的な開示先は想定していません。いずれも、当該業務及び当該工事の遂行に必要な範囲で行うものです。 基本協定書(案) (SPCを設立する場合に適用)の記載が不明瞭であったため、入札説明書等に関する質問回答の公表に合わせ、表現を見直した修正版を公表します。

広島市西部水資源再生センターア下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

※入札説明書等の対応ページ及び対応部分が質問内容と不整合のものがありますが、提出された質問書のとおり記載しています。

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分									質問内容	回答
			頁	章	節	項	())	①	ア	(ア)		
234	基本協定書 (案) (SPCを設立する場合)	秘密保持等	5	11	3	5						第5号について、貴市が下水汚泥再資源化施設等の維持管理・運営業務を SPC以外の第三者に委託する場合、本事業に関連する工事の受注者に対して開示する場合又はこれらの第三者を選定する手続において特定又は不特定の者に開示する場合、貴市は事業者及びSPCの承諾不要で秘密情報を相手方に開示することが可能となっています(事前通知義務のみ)。 秘密情報の中には事業者が事業活動を行う上で有用な情報であり、不正競争防止法により法的に保護される「営業秘密」も含まれる可能性があります。については貴市が第11条第3項第5号に基づき秘密情報を第三者に対し開示する場合は、当該秘密情報を保有する事業者と事前に内容を協議させていただけないでしょうか。	開示対象に不正競争防止法上の営業秘密に該当し得る情報が含まれるおそれがある場合には、事業者と事前に協議の上、開示するものとします。 なお、本市が当該維持管理・運営業務の委託、当該関連工事の実施及びこれら第三者の選定手続を行う場合に、当該業務、当該工事及び当該選定手続の遂行に必要な範囲で秘密情報を開示できる趣旨です。 したがって、同号に基づく開示に際して、本市が事業者又は SPCの承諾を得ることは不要であり、相手方への事前通知をもつて足りるものとしたものです。
235	基本契約書 (案) (SPCを設立しない場合)	契約について	2	4								第4条 「本契約」は「本基本契約」でないでしょうか。第1条、第2条などでは「本基本契約」となっております。	入札説明書等に関する質問回答の公表に合わせ、修正版を公表します。
236	基本契約書 (案) (SPCを設立しない場合)	契約について	4	12	1							第12条1項 「本契約」は「本基本契約」でないでしょうか。第1条、第2条などでは「本基本契約」となっております。	No. 235の回答を参照ください。
237	基本契約書 (案) (SPCを設立しない場合)	後継企業の確保	5	13								貴市と事業者との協議により、後継企業を選定せずとも各契約の履行に支障がないと判断された場合は、後継企業を選定しないことも可能との理解でよろしいでしょうか。	本条の規定は、構成員の離脱等により契約の履行に支障が生じる場合に備え、事業の継続性を確保するための救済措置を定めたものであり、原則として後継企業を選定することを前提とするものです。したがって、協議によって後継企業を選定しないことを認める趣旨ではありません。

広島市西部水資源再生センターア下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

※入札説明書等の対応ページ及び対応部分が質問内容と不整合のものがありますが、提出された質問書のとおり記載しています。

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分									質問内容	回答
			頁	章	節	項	())	①	ア	(ア)		
238	基本契約書 (案) (SPCを 設立しない場 合)	秘密保持等	6	15	3, 4							第15条3項(5)、4項について、事業者側の秘密情報・ノウハウの開示によって事業者側が不利益を被らないよう、開示範囲については事前に協議できるとの理解で良いですか。	No. 234の回答を参照ください。
239	基本契約書 (案) (SPCを 設立する場合)	SPCの運営	5	8	10							発注者は、SPCの各事業年度の決算期に係る事業報告とその付属明細書及び計算書類とその付属明細書並びに監査報告書を、必要があると認める場合、全部または一部を公表することができると規定しています。しかし、SPCの事業報告等の書類にはSPCの経営に関連する内容（営業情報も含まれる）が記載されており、それらが公表されることによって事業者の競争力低下につながる懸念があります。については、公表する際にSPCの承諾または公表内容につきSPCとの協議を行うことをお認めいただけないでしょうか。また、想定されている公表先をご教示願います。	事業報告書等に営業秘密等に該当し得る情報が含まれるおそれがある場合には、事業者と事前に協議の上、本市が必要と認める範囲で開示するものとします。なお、本市が本事業の安定性・透明性等の説明に必要な範囲で営業情報等を開示できる趣旨です。 想定する公表先は、本市ホームページ等による一般公表、議会、関係行政機関等への提示を想定しています。
240	基本契約書 (案) (SPCを 設立する場合)	事業報告の 公表	5	8	10							「会社法上作成が要求される各事業年度の決算期に係る事業報告とその付属明細書及び計算書類とその付属明細書並びに監査報告書を、その確定後1ヶ月以内に発注者に提出するものとする。発注者は、必要があると認める場合、受領した書類の全部又は一部を公表することができるものとする。」とありますが、どのような場合に全部公開となるのでしょうか。公開前には事前協議の場を設けていただけるものという理解でよろしいでしょうか。	No. 239の回答を参照ください。

広島市西部水資源再生センターアンダーウォーター汚泥再資源化施設更新・運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

※入札説明書等の対応ページ及び対応部分が質問内容と不整合のものがありますが、提出された質問書のとおり記載しています。

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分									質問内容	回答
			頁	章	節	項	())	①	ア	(ア)		
241	基本契約書 (案) (SPCを 設立する場合)	損害賠償及び連 帯保証	6	13	5							本項目は、いわゆる求償権等放棄特約とお見受けしますが、当該特約は、本来プロジェクトファイナンスの組成を前提とした案件において設立されたSPCが金融機関から融資を受ける際に、金融機関による確実な融資の回収を目的としてSPCの株主に対して融資連携契約(スポンサーサポート契約等)で負うことを求められる内容との認識です。また、本事業は、民間資金調達が条件とされるPFI方式ではなく、DBO方式(一部DB方式)であり、プロジェクトファイナンスの組成は募集要項における前提条件にはされていないとの認識であります。それにもかかわらず、本項によって構成企業に対し代位権・求償権等を放棄せざるを得ない場合、各構成企業においては、債権回収の手段を過剰に制限されることになり、債権回収リスクに対するリスクフィーとして事業費に計上することになり、ひいては、事業費の不必要な増大につながるものと想料します。つきましては、本条項を削除いただけないでしょうか。また、削除いただけない場合、2文目「いずれの構成員及びSPCも、発注者から請求を受けた場合、代位による権利又は順位を発注者に無償で譲渡するものとする。」の趣旨(本条文が適用される貴市が想定なさる状況、「発注者から請求を受けた場合」として貴市が請求し得る内容、プロジェクトファイナンスの組成を前提としない場合の「順位」とは何を指すのか等)について、ご教示いただけないでしょうか。	本事業は、設計業務、施工業務、維持管理・運営業務及び下水汚泥再資源化物の利活用を一体で実施するDBO事業であり、代表企業である機械企業の役割が大きく、特に設計・施工業務が中心となります。一方、維持管理・運営業務に関する債権回収リスクは、事業費が毎年度精算されるため低く、また、契約上、同業務における契約不適合の定義は設けていません。このため、本事業の一体性を重視し、構成員及びSPCには発注者に対して負担する債務について相互に連帶保証をする構成を取っています。連帶保証により発注者による回収が優先される以上、連帶保証債務を履行した場合の構成員及びSPC相互の求償権は、発注者の債権に対して劣後するのが通常です。以上のとおり、本条項は発注者の回収を優先し、構成員による求償は発注者による債権回収後とすることを目的とし、「発注者から請求を受けた場合」とは、そのような回収順位を確保する必要があると発注者が判断した場合を指し、「順位」とは構成員が取得する求償権の請求について法律上順位が発生した場合の、当該順位を指します。なお、この求償権の行使を制約する規定は、PFIであるかDBOであるかには関係がありません。
242	基本契約書 (案) (SPCを 設立する場合)	後継企業の確保	7	14	1, 2							後継企業の「選定義務」を構成員が負うとしていますが、構成員の選んだ後継企業の承諾の権利を貴市が持っていることから、企業の「選定」(後継企業の決定権を含む用語と理解しております。)は貴市が持つものであり、構成員側が負うのは探索義務ではないかと思料いたしますが、その理解でよろしいでしょうか?	発注者から後継企業の選定要請があった場合、他の構成員が最大限の努力をもって後継企業を選定(候補の探索・収集、比較・評価・選別等)し、発注者に提示する義務を負う趣旨です。発注者は当該後継企業を承諾するか否かの権限を有しますが、これにより構成員の義務が探索義務にとどまるものではありません。
243	基本契約書 (案) (SPCを 設立する場合)	秘密保持等	8	16	2							第16条第2項各号の秘密情報の例外規定について、「正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手したもの」についても秘密情報から除かれるものと思料いたします。については当該条項の各号への追記についてご検討願います。	No. 232の回答を参照ください。

広島市西部水資源再生センターアンダーソルト水汚泥再資源化施設更新・運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

※入札説明書等の対応ページ及び対応部分が質問内容と不整合のものがありますが、提出された質問書のとおり記載しています。

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分									質問内容	回答
			頁	章	節	項	())	①	ア	(ア)		
244	基本契約書 (案) (SPCを 設立する場合)	秘密保持等	8	16	3	5						第5号について、貴市が下水汚泥再資源化施設等の維持管理・運営業務をSPC以外の第三者に委託する場合、本事業に関連する工事の受注者に対して開示する場合又はこれらの第三者を選定する手続において特定又は不特定の者に開示する場合、貴市は事業者及びSPCの承諾不要で秘密情報を相手方に開示することが可能となっています(事前通知義務のみ)。 秘密情報の中には事業者が事業活動を行う上で有用な情報であり、不正競争防止法により法的に保護される「営業秘密」も含まれる可能性があります。については貴市が第16号第3項第5号に基づき秘密情報を第三者に対し開示する場合は、当該秘密情報を保有する事業者と事前に内容を協議させていただけないでしょうか。	No. 234の回答を参照ください。
245	基本契約書 (案) 別紙1	別紙 法令等の変更	1									「本事業に直接関わる関係法令・許認可の新設、変更等」に関するリスク分担について、具体的には、以下の理解でよろしいでしょうか。 (1) 当該法令等の変更により業務の履行が不可能もしくは著しく困難となった場合に義務の履行について事業者は免責されること (2) 当該法令等の変更に対応するために合理的に発生した損害や追加費用は、貴市の負担となること	本事業に直接関わる関係法令や許認可の新設、変更等が生じた場合には、原則として本市のリスク負担として取り扱うものとします。 ただし、当該変更の内容や影響の程度に応じて、事業者との協議により業務の履行方法や費用負担等の取扱いを調整するものとします。 上記を踏まえ、(1)の回答は、法令等の変更があった時点で直ちに事業者が免責されるものではありません。(2)の回答は、法令等の変更による影響の実態を踏まえた上で、合理的な範囲で対応を定めることとします。
246	基本契約書 (案) 別紙3	別紙3 法令等の変更	1									PFAS(有機フッ素化合物)に係る規制強化に伴い、下水道法や水質汚濁防止法や肥料の品質の確保等に関する法律など要求水準書に記載されている関係法令が変更された場合、基本契約書別紙3における「本事業に直接関わる関係法令・許認可の新設、変更等」に該当するという理解でよろしいでしょうか。	PFAS(有機フッ素化合物)に関する法改正や新たな規制が実施された場合であっても、その具体的な内容や影響範囲によって対応が異なることから、一律に別紙3に定める「本事業に直接関わる関係法令・許認可の新設、変更等」に該当するとは限りません。 今後、PFASに関する法的規制や関連制度の変更等が生じた場合には、その影響を踏まえ、本市及び事業者において協議の上で、適切な対応を検討するものとします。

広島市西部水資源再生センターアンダーソルト水汚泥再資源化施設更新・運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

※入札説明書等の対応ページ及び対応部分が質問内容と不整合のものがありますが、提出された質問書のとおり記載しています。

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分									質問内容	回答
			頁	章	節	項	())	①	ア	(ア)		
247	基本契約書 (案) 別紙3	別紙3										No. 12において「本事業に影響を及ぼす税制の変更について」のリスクは「※1 税制の変更内容に合わせて適切な負担者を決定する。」と規定していますが、「その他、本事業に影響を及ぼす税制の変更によるもののうち「本事業に直接影響を及ぼす税制の変更によるもの」と「その他、本事業に影響を及ぼす税制の変更によるもの」と区分し、前者は市の負担、後者は市及び事業者及びSPCが負担(※1)に変更していただけないでしょうか。	税制変更は影響範囲が多岐にわたり、「本事業に直接影響を及ぼす税制」と「その他」を客観的に区分することが実務上困難であることから、原案のとおりとします。
248	基本契約書 (案) 別紙3	別紙3 リスク分担表										No. 21「内在する契約不適合を除く」とありますが、既設建設時に起因する契約不適合はこれに該当すると解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
249	基本契約書 (案) 別紙3	別紙3 リスク分担表										No. 51「埋設物等」には杭・山留工事などに支障をきたすコンクリート殻、玉石、岩等を含むと解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
250	基本契約書 (案) 別紙3	別紙3 リスク分担表										No. 62「内在する契約不適合を除く」とありますが、既設建設時に起因する契約不適合はこれに該当すると解釈してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
251	基本契約書 (案) 別紙3	別紙3リスク分担表	4									原料・ユーティリティリスクのNo.71に「市が供給する処理水及び雑用水の量・性質が規定値から大幅に変動した場合」とありますが、「大幅に変動」の判断が難しくなるため、「規定値を超えた場合」に修正願います。	原案のとおりとします。

広島市西部水資源再生センターア下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

※入札説明書等の対応ページ及び対応部分が質問内容と不整合のものがありますが、提出された質問書のとおり記載しています。

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分								質問内容	回答	
			頁	章	節	項	())	①	ア	(ア)		
252	基本契約書 (案)別紙3	別紙3リスク分担表	5									下水汚泥再資源化物の運搬・貯蔵・利用リスクNo.89の負担者が事業者となっておりますが、不可抗力等によって肥料利用・燃料利用が行えなくなった場合の責任・費用負担は貴市であると思料します。 よって、リスク負担者として貴市及び事業者の双方を該当せるとともに、不可抗力時の扱いについて明記願います。	不可抗力については、別紙3 No. 41及び下水汚泥再資源化物売買契約書(案) 第9条の規定に基づき対応します。
253	基本契約書 (案)別紙3	別紙3リスク分担表	5									事業終了時の手続きリスクNo.91の負担者が事業者となっておりますが、事業者が負担することが不適当である諸費用については、協議いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	事業終了時において、事業者が負担することが不適当であることを明確にした資料を基に、双方で協議して決定することとします。
254	工事請負契約書 (案)	総則	1	1	1							入札説明書及び要求水準書(入札説明書等)について「これらにかかる質問に対する回答書を含む」と規定していますが、その他書類(契約書や様式集等)にかかる質問に対する回答書も「入札説明書等」に含むものと理解してよろしいでしょうか。 なお、その場合は第1条第1項なお書きについて以下2点ご確認願います。 ①「入札説明書等」の優先順位が規定されておりませんが、「要求水準書」が「入札説明書等」を意味するという理解でしょうか。また、その場合は契約文言の修正をお願いいたします。 ②①の場合、基本契約と本工事請負契約が質問に対する回答書も含む「入札説明書等」に優先することになりますが、必要に応じ文書の優先順位を踏まえ質問に対する回答書の内容を契約締結時に契約文言に反映させるという理解でよろしいでしょうか。	工事請負契約書(案)の記載が不明瞭であったため、入札説明書等に関する質問回答の公表に合わせ、表現を見直した修正版を公表します。

広島市西部水資源再生センターアンダーウォーターリサイクル施設更新・運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

※入札説明書等の対応ページ及び対応部分が質問内容と不整合のものがありますが、提出された質問書のとおり記載しています。

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分									質問内容	回答
			頁	章	節	項	())	①	ア	(ア)		
255	工事請負契約書 (案)	総則	1	1	1							第1条第1項なお書きの優先順位について、基本契約よりも本工事請負契約を優先するものとしていただけないでしょうか。（一般的なPFI/PPP案件における個別契約においては、当該個別契約が基本契約より優先されることが一般的と思料いたします。）事業契約において各業務に係る個別の契約のほうが、基本契約と比較してより詳細な契約条件が規定されているため、語句の定義や契約条件などに齟齬が生じないよう、個別の契約を優先させるほうが合理的かつ適切と思料いたします。 よって本工事請負契約の優先順位については当該契約が基本契約より優先するようにしていただけないでしょうか。（維持管理・運営業務委託契約書、下水汚泥再資源化物売買契約書及び付帯事業契約書においても同様とさせていただきたく願います。）	本事業は、設計業務、施工業務、維持管理・運営業務及び下水汚泥再資源化物の利活用を一体で実施するDBO事業であり、基本契約書を上位契約として、各契約書を不可分一体の関係に位置づけています。このため、各契約は基本契約の下位契約として整理しており、原案のとおりとします。
256	工事請負契約書 (案)	総則	1	1	5							「工事請負業者は、本工事請負契約に定められた…」とありますが、「定められた」の誤記と思料いたします。	入札説明書等に関する質問回答の公表に合わせ、修正版を公表します。
257	工事請負契約書 (案)	関連工事等の調整	2	3								第3条について、関連工事の調整に協力することにより、事業者側に増加費用が生じた場合、増加費用は市が負担するとの理解で良いですか。	原則、事業者の負担とします。 ただし、発生した事象により協議の対象とします。
258	工事請負契約書 (案)	関連工事等の調整	2	3								第3条について、関連工事の調整に協力することにより、事業者側に増加費用が生じた場合の負担は、基本契約のリスク分担表に追記頂けますでしょうか。設計段階については、No. 46、48があります。	関連工事等の調整に関する義務については、No. 257の回答を参照ください。 リスク分担表で想定している設計段階の事象は、設計リスクとして定義した上で本市が負担する対象です。これに対し、関連工事の調整に係る協力はリスク事象ではなく契約書に定めた事業者の義務であるため、原案のとおりとします。

広島市西部水資源再生センターアンダーソルト水汚泥再資源化施設更新・運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

※入札説明書等の対応ページ及び対応部分が質問内容と不整合のものがありますが、提出された質問書のとおり記載しています。

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分									質問内容	回答
			頁	章	節	項	())	①	ア	(ア)		
259	工事請負契約書 (案)	関連工事等の調整	2	3								第3条について、関連工事の調整に協力することにより、事業者側に増加費用が生じた場合は、基本契約書別紙3リスク分担表No.59の貴市負担に該当するとの理解でよろしいでしょうか。	No. 257の回答を参照ください。
260	工事請負契約書 (案)	契約の保証	4	6	1							「工事請負事業者は、本工事請負契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。」とありますが、第3号ないし第5号においては、請負代金額の10分の1以上を保証金額とし、維持管理・運営業務委託契約書(案)第42条と同様各事業年度毎に保証を付すという理解でよろしいでしょうか。本工事請負契約においては契約工期が長期となっており、工期一括にて保証を付す金融機関等が存在しない恐れもあるため、お伺いする次第です。	本規定は、広島市契約規則(昭和39年広島市規則第28号)に基づくものであり、原則として契約の全部の履行期間を対象として保証を付することを求めています。したがって、第3号又は第5号に規定する保証についても、契約全期間を対象とする保証を付することを原則としています。

広島市西部水資源再生センターアンダーソルト水汚泥再資源化施設更新・運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

※入札説明書等の対応ページ及び対応部分が質問内容と不整合のものがありますが、提出された質問書のとおり記載しています。

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分									質問内容	回答
			頁	章	節	項	())	①	ア	(ア)		
261	工事請負契約書 (案)	著作権の譲渡等	5	8	1							「(中略) 実施設計図書及び工事目的物(中略)に係る著作権(中略)は、引渡し時に発注者に無償で譲渡され」とありますが、実施設計図書及び工事目的物の著作権は著作者である工事請負事業者に帰属し、工事請負事業者は発注者に対して本事業における著作物の使用・複製等を無償許諾することとさせて頂けないでしょうか。	公共事業としての成果物を本市が一体的に管理・活用することを目的として、実施設計図書及び工事目的物に係る著作権を引渡し時に本市へ無償譲渡する旨を定めたものです。これらの成果物は、公共財として将来的の改修・更新・維持管理等にも活用されることを想定しており、本市が統一的に権利を保有することが適当です。 したがって、原案のとおりとします。
262	工事請負契約書 (案)	著作権の譲渡等	5	8	1							第8条の1文目について、「工事請負事業者は、実施設計図書及び工事目的物(中略)が(中略)著作物(中略)に該当する場合には、当該著作物に係る著作権(中略)は、引き渡し時に発注者に無償で譲渡され、著作権法の規定に従つて発注者はこれを行使できる。」と規定されていますが、冒頭の「工事請負事業者は、」の主語に対応する述語がありません。については「工事請負事業者は、」は削除願います。	入札説明書等に関する質問回答の公表に合わせ、修正版を公表します。
263	工事請負契約書 (案)	著作権の譲渡等	5	8	2							譲渡が行われた実施設計図書及び工事目的物のうち、不正競争防止法において保護対象となる工事請負事業者の営業秘密に含まれるものは、発注者の公表の対象に含まれないものと理解してよろしいでしょうか。	著作権の譲渡は、本事業の成果物を本市が管理・活用するために定めたものであり、不正競争防止法における営業秘密の保護を妨げるものではありません。 したがって、譲渡された実施設計図書及び工事目的物のうち、工事請負事業者の営業秘密に該当する情報については、事前に協議の上で、対応を決定します。
264	工事請負契約書 (案)	著作権の譲渡等	5	8	4	3						第8条第4項第3号について、工事請負事業者は、工事の完成のために下請企業等に対して実施設計図書を閲覧させる必要が生じます。については貴市及び工事請負事業者双方の手続負荷軽減のために、本建設工事請負契約に基づく工事請負事業者の義務の履行のために必要な範囲に限っては、同項但書に定める「事前に発注者の承諾を得」なくてよいとしていただけないでしょうか。	工事請負事業者が下請企業等に対して実施設計図書を閲覧させる場合であっても、発注者の承諾を得る必要があります。

広島市西部水資源再生センターアンダーウォーターリサイクル施設更新・運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

※入札説明書等の対応ページ及び対応部分が質問内容と不整合のものがありますが、提出された質問書のとおり記載しています。

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分									質問内容	回答
			頁	章	節	項	())	①	ア	(ア)		
265	工事請負契約書 (案)	特許権等の使用	9	14	2							工事請負事業者の特許権等を実施、使用等をされる際は、事前に工事請負事業者と実施、使用等に関する協議をお願いいたします。また、本項における貴市の権利が本工事請負契約終了後も永続的に有する点については、本工事請負契約終了するまで（若しくは本事業の維持管理・運営業務委託契約終了）有効としていただけないでしょうか。	工事請負事業者が保有する特許権等は、本事業の目的を達成するために必要な範囲で、発注者が使用できることを定めたものです。このため、当該実施又は使用に際して、別途工事請負事業者との協議を行うことを要するものではありません。また、発注者の権利の存続期間についてでは、当該特許権等を利用する対象施設が本工事請負契約及び本事業の維持管理・運営業務委託契約の終了後であっても、本事業の目的の範囲に限り、当該特許権等を無償で利用することができるものとし、原案のとおりとします。
266	工事請負契約書 (案)	条件変更等	16	28	1	1						第28条第1項第1号について、「要求水準書における相互矛盾があること（これらの優先順位が定められている場合を除く。）」とありますが、「要求水準書」は単一の書類のため（）内の記載と整合が合いません。本記載は「要求水準書」ではなく「入札説明書等」と読み替えるという理解でよろしいでしょうか。その場合契約文言の修正をお願いいたします。	要求水準書は、本書、巻末資料1及び巻末資料2（参考資料）で構成されています。資料間の優先順位については、本書及び巻末資料1を同順位とし、巻末資料2は参考資料として取り扱うものとします。
267	工事請負契約書 (案)	賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	20	37								物価変動による請負代金額の見直しは、工事の各費目（例：建築工事・機械設備工事、土木工事・機械設備工事等）・金額に対して、指標を設定し、請負代金額の見直しを協議させていただけるという理解でよろしいでしょうか。工種毎に物価の変動状況が異なるため、個別で見直しに際し協議をさせていただくことが可能であれば、事業者が物価変動リスクを過度に見込む必要がなくなります。	前者については、本条の規定に基づき本市と事業者の協議により、適用する物価指数等を決定するものとします。後者については、工種ごとに請負代金額の見直しに係る協議を行うことは可能ですが、請負代金額の変更の対象となる金額は、あくまで契約全体の残工事代金額を基礎として算定することとなります。

広島市西部水資源再生センターアンダーソルト水汚泥再資源化施設更新・運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

※入札説明書等の対応ページ及び対応部分が質問内容と不整合のものがありますが、提出された質問書のとおり記載しています。

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分								質問内容	回答	
			頁	章	節	項	())	①	ア	(ア)		
268	工事請負契約書 (案)	賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	20	37	2							「変動前残工事代金額の1000 分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。」とありますが、当該事業者負担については求めないこととしていただけないでしょうか。 上記は、特定非営利活動法人日本PFI・PPP協会が内閣府へ対する「PFI事業契約における「サービス対価」（建設工事費）の物価変動による改定方法に係わる提言（2023年12月15日付）」の内容です。昨今の物価高騰により多くのPFI事業にて大きな影響が生じておりますが、これは契約上の物価変動に改定方法に構造的課題があり、事業者のリスク対応費用の上乗せを招き、結果として発注者のデメリットが生じているとされています。	本条の規定は、広島市建設工事請負契約款における標準的な取扱いに基づくものであり、軽微な変動を当事者双方で負担することにより契約変更手続の煩雑化を防止する趣旨となりますので、原案のとおりとします。
269	工事請負契約書 (案)	賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	20	37	3							第1項及び第2項における協議開始日の定め方について、第3項で規定していますが、第1項に係る協議開始の日は第1項但書に規定があり、第1項各号に係る協議開始の日は第2項に規定されています。そのため、第36条第3項の記載は重複するため削除することが適切と思料いたします。 したがって、第3項は単なる重複規定ではなく、第1項及び第2項を補完する規定であるため、原案のとおりとします。	第36条第3項の質問として、回答します。第36条第3項の文言の一部は第2項の内容と重複する部分がありますが、同項は協議開始日の通知義務及び発注者が7日以内に通知しない場合の取扱いを定めたものであり、手続の明確化と双方の公平性を確保する趣旨を有しています。
270	工事請負契約書 (案)	賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	20	37	3							物価指數等は、政府の各種統計、日本銀行等の公表する物価指數、その他社会的に相当程度信頼される資料等から、貴市と協議して決定するものと考えて宜しいでしょうか。なお、上記で挙げた物価指數等の例は「公共工事標準請負約款の解説（建設業法研究会編著 大成出版社出版）」より引用しており、公共工事標準請負約款を基にした本契約において妥当なものと考えております。	お見込みのとおりです。 工事請負契約書（案）の記載が不明瞭であったため、入札説明書等に関する質問回答の公表に合わせ、表現を見直した修正版を公表します。

広島市西部水資源再生センターアンダーウォーターリサイクル施設更新・運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

※入札説明書等の対応ページ及び対応部分が質問内容と不整合のものがありますが、提出された質問書のとおり記載しています。

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分									質問内容	回答
			頁	章	節	項	())	①	ア	(ア)		
271	工事請負契約書 (案)	賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	20	37	5, 6							第5項は国土交通省による単品スライド通達、第6項は国土交通省によるインフレスライド通達が発令された場合に適用となり、請負金額の変更方法は国土交通省の各々のマニュアルに基づくものと考えてよろしいでしょうか。	本条第5項の「著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったとき」及び本条第6項の「請負代金額が著しく不適当となったとき」は、国土交通省による通達が発令された場合にのみ適用されるものではなく、工事請負事業者又は市の判断により請求することが可能です。請負代金額の変更額算定については、国土交通省マニュアル等の考え方を踏まえつつ、総価契約単価合意方式として、本条第3項に基づき決定します。
272	工事請負契約書 (案)	賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	21	37	10							本条項に基づく物価変動に基づく請負代金額の変更について、物価変動の変動率の基準日について、本事業の入札日以前としていただけないでしょうか。なお、内閣府民間資金等活用事業推進室(PPP/PFI推進室)が公表している「契約に関するガイドライン」が令和6年6月3日に改正され、物価の変動による対価の改定の基準起点について「入札公告日等とすることにより、物価変動をより的確に反映し選定事業者の負担する物価変動リスクを減じることができると考えられる」と記載されており、入札説明書の公表日または入札日を物価変動の変動率の基準日としていただくことで、過度なコストを積算する必要がなくなり貴市の事業費圧縮につながるものと思料いたします。	原案のとおりとします。
273	工事請負契約書 (案)	不可抗力による損害	21	41	4							「第14条、…まで、第33条又は第34条、第37条…又は第45条の規定により」とありますが、最初の「又は」は誤記という理解でよろしいでしょうか。	第42条第1項の質問として、回答します。入札説明書等に関する質問回答の公表に合わせ、修正版を公表します。
274	工事請負契約書 (案)	検査及び引渡し	23	43	7							「施工業務が第2項及び第3項の検査に合格しないとき」とありますが、第2項は設計業務の検査に係る規定となっており、施工業務において第2項に基づく検査を行うことはないものと思料いたします。については当該記載について、「工事請負事業者は施工業務が第2項の検査に合格しないとき及び施工業務が第3項の検査に合格しないとき」とすることをご検討いただきたいと願います。	入札説明書等に関する質問回答の公表に合わせ、修正版を公表します。

広島市西部水資源再生センターアンダーソルト再資源化施設更新・運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

※入札説明書等の対応ページ及び対応部分が質問内容と不整合のものがありますが、提出された質問書のとおり記載しています。

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分									質問内容	回答
			頁	章	節	項	())	①	ア	(ア)		
275	工事請負契約書 (案)	請負代金の支払	24	44	4							「発注者がその責めに…その期間を経過した日から起算して検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。」とあるが、「前項」ではなく、「前2項」ではないでしょうか。	入札説明書等に関する質問回答の公表に合わせ、修正版を公表します。
276	工事請負契約書 (案)	契約不適合責任	29	56	2							「前項において工事請負事業者が負うべき責任は、本工事請負契約の定めるところに従って実施設計図書及び工事目的物について発注者の検査に合格したことをもって免れるものではない。」との記載について、本工事請負契約第69条第2項「本契約の第69条第2項「前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、工事請負事業者は、その責任を負わない。」の契約条件を上書きする意図はないものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
277	工事請負契約書 (案)	発注者の損害賠償請求等 工事請負事業者の損害賠償請求等	36	67	5							第67条第5項で規定された工期内に設計業務及び施工業務を完成することができないときの工事請負事業者から発注者に対する損害賠償額の算出に用いる利率は年10.95%となっています。 公共工事約款第55条第5項の規定（政府契約の支払遅延防止に関する法律第8条第1項の規定、年2.5%）と比較して著しく高い水準となっていること及び本工事請負契約第46条第10項に規定されている前払金の返納に係る事業者の遅延利息（政府契約の支払遅延防止に関する法律第8条第1項の規定、年2.5%）との整合性が取れていないことを理由として、第67条第5項で規定される利率は、公共工事約款の規定通り「政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が定める率」としていただけないでしょうか。	本条の規定は、広島市建設工事請負契約款における標準的な取扱いに基づくものであるため、原案のとおりとします。

広島市西部水資源再生センタ－下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

※入札説明書等の対応ページ及び対応部分が質問内容と不整合のものがありますが、提出された質問書のとおり記載しています。

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分								質問内容	回答	
			頁	章	節	項	())	①	ア	(ア)		
278	工事請負契約書 (案)	あっせん又は調停	39	72								公共工事標準請負契約約款第59条第4項、第5項の規定が本工事請負契約では削除されており、法令に基づかない紛争の解決において発注者及び受注者との協議において調停人を立ち会わせ、協議解決を調停人に手伝わせることができない規定となっています。については、公共工事約款第59条第4項、第5項を本工事請負契約第4項及び第5項として追記していただけないでしょうか。 ※参考 公共工事標準請負契約約款 第59条(あっせん又は調停) 第4項 発注者又は受注者は、申し出により、この約款の各条項の規定により行う発注者と受注者との間の協議に第一項の調停人を立ち会わせ、当該協議が円滑に整うよう必要な助言又は意見を求めることができる。この場合における必要な費用の負担については、同項後段の規定を準用する。 第5項 前項の規定により調停人の立会いのもとで行われた協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合で、発注者又は受注者の一方又は双方が第一項の調停人のあっせん又は調停により紛争を解決する見込がないと認めたときは、同項の規定にかかわらず、発注者及び受注者は、審査会のあっせん又は調停によりその解決を図る。	第72条第1項第1号及び第2号において紛争解決手続を定め、当該規定により手続が完結する体系としているため、公共工事標準請負契約約款第59条第4項及び第5項は設けておらず、原案のとおりとします。

広島市西部水資源再生センターアンダーソルト水汚泥再資源化施設更新・運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

※入札説明書等の対応ページ及び対応部分が質問内容と不整合のものがありますが、提出された質問書のとおり記載しています。

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分								質問内容	回答	
			頁	章	節	項	())	①	ア	(ア)		
279	工事請負契約書 (案)	あっせん又は調停	39	72	4							第72条第4項について「設計業務」に限定して発注者と工事請負事業者間の紛争に係る民事訴訟法に基づく訴えの提起又は民事調停法に基づく調停の申立てに係る発注者または工事請負事業者の権利を規定しています。 本規定について、「施工業務」についても同様の権利が認められているという理解でよろしいでしょうか。また、その場合は契約書に反映いただきますようお願いいたします。もし異なる場合はその意図をご教示願います。	本条第4項の規定は、設計業務に限定するものであり、施工業務について同様の権利を認める趣旨ではありません。 設計業務については、成果物の性質上、専門的判断を要する紛争が生じる場合もあり、あっせん又は調停を基本としつつ、民事訴訟法又は民事調停法に基づく解決手段を確保することが適当と考えます。 一方、施工業務については、監督員等による行政的な監理・検査体制により、契約履行に関する紛争は原則として協議及びあっせん又は調停により解決が可能であること、また、これらによっても解決が困難な場合には、仲裁に付することができるることから、民事訴訟・民事調停による対応を前提とする規定の追加は行わず、原案のとおりとします。
280	工事請負契約書 (案)	あっせん又は調停	39	72	4							本項とは別に、第1条第12項において、広島裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする条件がありますが、発注者と受注者の間で紛争解決が必要となった場合、紛争解決手段は裁判と仲裁のどちらをご想定でしょうか。また、仲裁をご想定の場合、仲裁合意書の案をお示しいただけますでしょうか。	本条第4項の規定は、設計業務を対象としたものであり、設計業務に係る紛争については、あっせん又は調停を基本としつつ、民事訴訟法に基づく訴えの提起及び民事調停法に基づく調停の申立てによる解決也可能とするものです。このため、仲裁による解決を前提とする規定は設けておらず、仲裁合意書の作成も予定していません。
281	工事請負契約書 (案)	秘密保持等	39	74	2							第74条第2項各号の秘密情報の例外規定について、「正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手したもの」についても秘密情報から除かれるものと思料いたします。については当該条項の各号への追記についてご検討願います。	No. 232の回答を参照ください。
282	工事請負契約書 (案)	秘密保持等	39	74	3							基本協定第11条第3項第6号において、「事業者がSPCに開示する場合」に事業者は相手方（貴市）の承諾を要することなく秘密情報を開示することができる規定となっています。については工事請負契約でも同様に「工事請負事業者がSPCに開示する場合」には相手方（貴市）の承諾を要することなく秘密情報を開示することができる規定としていただけないでしょうか。業務遂行における貴市、事業者及びSPCの手続負荷軽減のためご検討をお願いいたします。	入札説明書等に関する質問回答の公表に合わせ、修正版を公表します。

広島市西部水資源再生センターアンダーソルト再資源化施設更新・運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

※入札説明書等の対応ページ及び対応部分が質問内容と不整合のものがありますが、提出された質問書のとおり記載しています。

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分									質問内容	回答
			頁	章	節	項	())	①	ア	(ア)		
283	工事請負契約書 (案)	秘密保持等	39	74	3	5						(1) 「発注者が、下水汚泥再資源化施設の維持管理・運営業務を工事請負事業者以外の第三者に委託する場合」とありますが、この場合において想定されている事象と開示先をご教示願います。 (2) 「本事業に関連する工事の工事請負事業者に対して開示する場合」で想定している事象と開示先をご教示願います。 (3) 「これらの第三者を選定する手続きにおいて特定若しくは不特定のものに開示する場合」で想定している事象と開示先をご教示願います。	(1)から(3)の質問に対して、以下のとおり回答します。 (1)については、当該業務を受託する外部委託業者への開示を想定しており、具体的な開示先は想定していません。 (2)については、本事業に係る関連工事を請け負う施工業者等への開示を想定しており、具体的な開示先は想定していません。 (3)については、見積依頼や公募等の選定手続に参加する者への開示を想定しており、具体的な開示先は想定していません。 いずれも、当該業務及び当該工事の遂行に必要な範囲で行うものです。 工事請負契約書(案)の記載が不明瞭であったため、入札説明書等に関する質問回答の公表に合わせ、表現を見直した修正版を公表します。
284	工事請負契約書 (案)	秘密保持等	39	74	3	5						第5項について、貴市が下水汚泥再資源化施設の維持管理・運営業務を工事請負事業者以外の第三者に委託する場合において当該第三者に開示する場合、本事業に関連する工事の工事請負事業者に対して開示する場合又はこれらの第三者を選定する手続において特定若しくは不特定の者に開示する場合、貴市は工事請負事業者の承諾不要で秘密情報を当該開示先に開示することが可能となっています。(事前通知義務のみ。) 秘密情報の中には事業者が事業活動を行う上で有用な情報であり、不正競争防止法により法的に保護される「営業秘密」も含まれる恐れがあります。については貴市が工事請負事業者以外の第三者に対して秘密情報を開示する際に、事前に内容を当該秘密情報を保有する事業者と協議させていただけないでしょうか。	開示対象に不正競争防止法上の営業秘密に該当し得る情報が含まれるおそれがある場合には、事業者と事前に協議の上、開示するものとします。 なお、本市が当該維持管理・運営業務の委託、当該関連工事の実施及びこれら第三者の選定手続を行なう場合に、当該業務、当該工事及び当該選定手続の遂行に必要な範囲で秘密情報を開示できる趣旨です。 したがって、同号に基づく開示に際して、本市が事業者の承諾を得ることは不要であり、相手方への事前通知をもって足りるものとしたものです。

広島市西部水資源再生センターア下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

※入札説明書等の対応ページ及び対応部分が質問内容と不整合のものがありますが、提出された質問書のとおり記載しています。

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分									質問内容	回答
			頁	章	節	項	())	①	ア	(ア)		
285	維持管理・運営業務委託契約書(案)	前文										要求水準書に基づき、「維持管理・運営事業者」は「維持管理・運営業務を行う事業者（本事業を委ねる民間事業者をいう。）」と規定されていますが、本維持管理・運営業務委託契約における「維持管理・運営事業者」は、表書きに「受注者」として記載されている維持管理・運営業務委託契約の締結当事者を指すという理解でよろしいでしょうか。なお、SPCを設立する場合は「維持管理・運営事業者」は「SPC」を指すという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
286	維持管理・運営業務委託契約書(案)	総則	1	1	1							入札説明書及び要求水準書について「これらにかかる質問に対する回答書を含む」と規定していますが、その他書類（契約書や様式集等）にかかる質問に対する回答書も「入札説明書等」に含むものと理解してよろしいでしょうか。 また、第1条第1項なお書きについて以下2点ご確認願います。 ①「入札説明書等」の優先順位が規定されておりませんが、「要求水準書」が「入札説明書等」を意味するという理解でしょうか。また、その場合は契約文言の修正をお願いいたします。 ②①の場合、基本契約と本維持管理・運営業務委託契約が質問に対する回答書も含む「入札説明書等」に優先することになりますが、必要に応じ文書の優先順位を踏まえ質問に対する回答書の内容を契約締結時に契約文言に反映させるという理解でよろしいでしょうか。	No. 254の回答を参照ください。
287	維持管理・運営業務委託契約書(案)	総則	1	1	2							「別段の定義がなされていない場合や文脈上別意に解すべき場合でない限りを除き」の表現について、「別段の定義がなされている場合又は文脈上別意に解すべき場合でない限り」の表現がより適当と思料するため、表現の正否をご確認願います。	No. 224の回答を参照ください。

広島市西部水資源再生センターアンダーウォーター汚泥再資源化施設更新・運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

※入札説明書等の対応ページ及び対応部分が質問内容と不整合のものがありますが、提出された質問書のとおり記載しています。

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分									質問内容	回答
			頁	章	節	項	())	①	ア	(ア)		
288	維持管理・運営業務委託契約書(案)	維持管理・運営業務期間	1	1	3							不可抗力や貴市の都合による工期延長など、工事請負契約書の定めに基づき工期が延長され、その結果として脱水汚泥受入施設等及び下水汚泥再資源化施設等に関する維持管理・運営業務期間の開始日が遅れた場合、当該工期の延長期間に応じて維持管理・運営業務期間の終了日も自動的に延長されるのでしょうか。	不可抗力や本市の都合により工期が延長され、脱水汚泥受入施設等及び下水汚泥再資源化施設等に関する維持管理・運営業務期間の開始日が遅れた場合であっても、終了日は契約書に定める期日をもって終了するものとします。
289	維持管理・運営業務委託契約書(案)	再委託	2	4								維持管理・運営事業者としてSPCを設立する場合で、業務の全部又は一部をSPCの出資者(又は出資者による共同企業体)に委託する場合は、第4条2項の第三者に該当しないという理解でよろしいでしょうか。	SPCへの出資者はSPCとは別の法人であることから、SPCから当該出資者に委託する場合は第三者に該当します。このため、維持管理・運営業務の全部又は一部をSPCへの出資者に請け負わせ、又は委任する場合は、あらかじめ発注者の承諾を得る必要があります。 SPCが主たる役割を担わない場合は、一括再委託に該当するものとして、発注者の承諾を得ることはできないことに留意してください。
290	維持管理・運営業務委託契約書(案)	権利義務の譲渡制限等	2	4	3							「下請契約」の記載がありますが、下請法の改正に伴う表現の変更をご検討ください。本条のほか第40条にも記載があります。	「中小受取取引適正化法」は、2026年1月1日から施行される予定です。落札候補者決定後の契約協議時に、適宜修正を行います。
291	維持管理・運営業務委託契約書(案)	統括責任者	5	10	1							「維持管理・運営業務を統括する代表企業」とありますが、入札説明書4-1応募者の構成③に規定する代表企業だけでなく、維持管理・運営業務の「運転操作及び監視業務」を担う企業も「維持管理・運営業務を統括する代表企業」になり得ると理解してよろしいでしょうか。	「維持管理・運営業務を統括する代表企業」を維持管理・運営事業者ごとに以下に示します。 単独企業：応募者の代表企業 運営JV：運営JVの代表企業 SPC：応募者の代表企業又は「運転操作及び監視業務」を担う企業

広島市西部水資源再生センターアンダーソルト水汚泥再資源化施設更新・運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

※入札説明書等の対応ページ及び対応部分が質問内容と不整合のものがありますが、提出された質問書のとおり記載しています。

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分									質問内容	回答
			頁	章	節	項	())	①	ア	(ア)		
292	維持管理・運営業務委託契約書(案)	維持管理・運営業務の範囲	6	11	1							(4) (5) に既設事業者等との業務調整の記載がありますが、既設事業者等との業務調整は原則として貴市を介して行われるとの理解でよろしいでしょうか。	当該業務調整については、お見込みのとおりです。 なお、第11条第1項第4号及び第5号の事業者は未定であり、既設事業者とは限りません。
293	維持管理・運営業務委託契約書(案)	契約の変更	6	13	1							「維持管理・運営業務の前提条件及び内容が変更したとき」とありますが、本契約書及び技術提案書によって、前提条件及び内容が規定されると理解してよろしいでしょうか。	入札説明書等に関する質問回答の公表に合わせ、修正版を公表します。
294	維持管理・運営業務委託契約書(案)	維持管理・運営業務の業務遂行	7	14	3							「維持管理・運営事業者は、（中略）維持管理・運営対象施設の試運転及び性能試験を実施」とありますが、試運転及び性能試験は施工業務に含まれる業務であるため、条文の見直しをお願いいたします。	入札説明書等に関する質問回答の公表に合わせ、修正版を公表します。
295	維持管理・運営業務委託契約書(案)	許認可等	7	15	2							「維持管理・運営事業者は、発注者による許認可及びその他の申請について、自己の費用により書類の作成等の必要な協力を発注者の要請に従って行うものとする。」とありますが、自己の費用負担については、合理的な範囲内との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
296	維持管理・運営業務委託契約書(案)	物品その他の調達	7	16	5							「処理水又は雑用水の使用可能な上限値若しくは性質が大幅に変動したことに起因して生じる維持管理・運営業務の増加費用については、発注者が負担するものとする。」とありますが、「大幅に変動」の判断が難しくなるため、「上限値を超えた場合」に修正願います。	No. 251の回答を参照ください。
297	維持管理・運営業務委託契約書(案)	下水汚泥再資源化物の製造	7	17	1							受け入れた脱水汚泥中に、本維持管理・運営業務の遂行過程以外のルートで異物が混入したことを維持管理・運営事業者が明らかにしたときは、第17条第1項における「受け入れた脱水汚泥のみに直接的に起因することを維持管理・運営事業者が明らかにした」ことに該当するものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

広島市西部水資源再生センターアンケート下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

※入札説明書等の対応ページ及び対応部分が質問内容と不整合のものがありますが、提出された質問書のとおり記載しています。

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分								質問内容	回答	
			頁	章	節	項	())	①	ア	(ア)		
298	維持管理・運営業務委託契約書(案)	下水汚泥再資源化物の製造	7	17	1							「受け入れた脱水汚泥のみに直接的に起因すること」とありますが、不可抗力事由や貴市の指示による下水汚泥再資源化施設の運転変更、貴市から供給される雑用水等の量・性状変動などに起因することも想定されます。 よって、『基本契約書(案)』別紙3リスク分担表のNo.85及びNo.86に示される通り、原因に応じた費用負担について協議できるとの理解でよろしいでしょうか。(第2項の副生成物の処分にかかる費用負担も同様です)。	不可抗力事由は、維持管理・運営業務委託契約書(案)第34条及び第35条に基づき対応します。本市の指示によるものは、双方の協議の上で、負担者及び負担割合を決定することとします。雑用水等の量・性状変動によるものは、基本契約書(案)別紙3のNo.71に基づき対応します。 第17条第2項の副生成物については、第1項の下水汚泥再資源化物に係る費用負担と前提条件が異なるため、発生した事象を勘案した上で、双方の協議の上で、負担者及び負担割合を決定します。
299	維持管理・運営業務委託契約書(案)	脱水汚泥及び消化ガスについて	8	19	1							脱水汚泥又は消化ガスについて、要求水準書及び技術提案書に示す性状及び供給量の範囲を逸脱している場合、受入可否は協議して頂けるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
300	維持管理・運営業務委託契約書(案)	修繕業務	8	20	2							「～ただし、突発的故障修繕の原因が発注者の責めにきすべき事由である場合は、～」との記載がありますが、「突発的故障修繕の原因」という表現を「故障の原因」に言い直したほうが良いと考えますがいかがでしょうか。	「突発的故障修繕の原因」という表現は、他の修繕区分(軽微・定期・大規模)との適用範囲を明確に区分する趣旨であるため、原案のとおりとします。
301	維持管理・運営業務委託契約書(案)	モニタリング等	9	22	1	2						「～維持管理・運営業務に係る管理経費等の収支状況等について説明を求めることができる。」とありますが、ここでいう「管理経費等の収支状況等」とはSPCの財務状況を指すものであり、JVの場合は適用されないと理解でよろしいでしょうか。同条4項にも「財務状況」との記載があるため併せて確認させてください。	維持管理・運営業務に係る管理経費等の収支状況等について説明を求める対象は、SPCに限定されるものではありません。
302	維持管理・運営業務委託契約書(案)	モニタリング等	9	22	2							「～監督員が実施するモニタリングに協力するものとする。」とありますが、ここでいう「協力」とは、事業者の過度な負担にならない範囲で協力するという理解でよろしいでしょうか。	業務履行を本市が適正に確認できる範囲に対し、協力してください。

広島市西部水資源再生センターアンダーウォーターリサイクル施設更新・運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

※入札説明書等の対応ページ及び対応部分が質問内容と不整合のものがありますが、提出された質問書のとおり記載しています。

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分								質問内容	回答	
			頁	章	節	項	())	①	ア	(ア)		
303	維持管理・運営業務委託契約書(案)	モニタリング等	9	22	5							第22条第5項において「発注者は、本条のモニタリングにより確認された維持管理・運営業務の状況について公開することができる」とされていますが、貴市が想定されている公開に係る手続き（公開に係る媒体、公開する対象、公開内容等）をご教示願います。 また、公開内容に事業者の不正競争防止法上の「営業秘密」が含まれそれらの内容が公表された場合、競合他社との競争力が失われ事業者に重大な損失を与える可能性があります。については、貴市による当該内容の公表前に、維持管理・運営事業者と事前に内容を確認したうえで公開をしていただけないでしょうか。	前者については、本市が本事業の透明性を確保することを目的として実施するものであり、主として本市ホームページ等により行うことを想定しています。公開の対象及び内容については、維持管理・運営業務の実施状況やモニタリング結果の概要などを想定しています。 後者については、開示対象に不正競争防止法上の営業秘密に該当し得る情報が含まれるおそれがある場合には、事業者と事前に協議の上、開示するものとします。
304	維持管理・運営業務委託契約書(案)	モニタリング等	9	22	5							「発注者は、本条のモニタリングにより確認された維持管理・運営業務の状況について公開することができる。」とありますが、公開にあたっては、事業者が不利益を被る内容が含まれていないか事前に協議いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	開示対象に不正競争防止法上の営業秘密に該当し得る情報が含まれるおそれがある場合には、事業者と事前に協議の上、開示するものとします。
305	維持管理・運営業務委託契約書(案)	一般的損害	12	31								「～その損害（入札説明書等に定めるところにより付された保険により補てんされた部分を除く。）のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。」とありますが、貴市の帰責事由による損害を事業者の保険にて補てんすることは不合理であり、また、保険料の増加にもつながります。 よって、「（入札説明書等に定めるところにより付された保険により補てんされた部分を除く。）」を削除願います。	本条は、本市の責めに帰すべき事由により発生した損害について、事業者が自らの保険により補てんすることを求める趣旨ではありません。 実際の損害発生時には、保険の適用要否を事業者と協議の上で、公平かつ合理的に負担を整理します。
306	維持管理・運営業務委託契約書(案)	第三者に及ぼした損害	12	32	2							その他の発注者の責めに帰すべき事由とありますが、事業者が善管注意義務を果たしても防ぐことができないような損害（例：本施設があることに伴う損害（日照、騒音、臭気、振動等））については、その他発注者の責めに帰すべき事由として貴市がその賠償額を負担いただくという理解でよろしいでしょうか。	「その他発注者の責めに帰すべき事由」として、日照、騒音、臭気、振動等を例示されていますが、これらは関係法令及び要求水準書に定める要件を遵守することが求められる項目であり、事業者が当然に免責される事象ではありません。

広島市西部水資源再生センターアンダーソルト水汚泥再資源化施設更新・運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

※入札説明書等の対応ページ及び対応部分が質問内容と不整合のものがありますが、提出された質問書のとおり記載しています。

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分									質問内容	回答
			頁	章	節	項	())	①	ア	(ア)		
307	維持管理・運営業務委託契約書(案)	第三者に及ぼした損害	12	32	2							「（入札説明書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）」とありますが、貴市の帰責事由による賠償額を事業者の保険にてん補することには不合理であり、また、保険料の増加にもつながります。 よって、「（入札説明書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）」を削除願います。	No.305の回答を参照ください。
308	維持管理・運営業務委託契約書(案)	遅延損害金	12	33								本契約は準委任契約であり請負契約ではないため、目的物の完成（業務の完了）ではなく業務の遂行がその対価の対象となる契約です。また、遅延損害金は本来遅延に伴う損害金が算定不能なためあらかじめ定めた損害賠償額の予定と推定されます。（民法420条第3項） そのため、「業務の遅延」が生じるのは「運営開始初年度（開始遅れ）」及び「最終年度（引継ぎ等の業務の遅れ）」のみであり、貴市に損害が生じる時期も同様と考えます。については第33条で規定している遅延損害金は運営開始してから2年目から最終年度の前年度までに発生しないものと理解してよろしいでしょうか？	本維持管理・運営業務委託契約は、運転操作や保守点検といった役務提供（準委任的業務）に加え、修繕等の成果の提供（請負的業務）も一体として求める混合的な契約です。また、準委任的業務のみを取り出しても、要求水準書及び要求水準書に基づき事業者が定める各種計画書等により、報告書の提出期限等、履行時期が具体的に定められているため、これらに遅れが生じれば「業務の遅延」として遅延損害金の対象となり得ます。したがって、遅延損害金の発生は運営開始初年度及び最終年度に限定されるものではありません。
309	維持管理・運営業務委託契約書(案)	不可抗力によって発生した費用等の負担	13	35	2							「（入札説明書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）」とありますが、この場合、同3項に示される当該事業年度における維持管理・運営業務費総額の100分の1に至るまでの事業者負担に保険によるてん補分も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
310	維持管理・運営業務委託契約書(案)	維持管理・運営業務の引継ぎ等	14	37	1							「維持管理・運営事業者の費用で維持管理・運営業務の引継ぎ等を行わなければならない。」とありますが、事業者と発注者又は発注者が指定する者が負担すべき費用区分について、貴市と事業者との協議により決定するとの理解でよろしいでしょうか。	維持管理・運営業務の引継ぎ等に係る費用は、原則、維持管理・運営事業者の負担です。 ただし、本市又は本市が指定する者に係る人件費等については含まれるものではありません。 なお、引継ぎ等に際して特別な措置や追加対応が必要となる場合には、その範囲や費用負担について本市と協議の上で、決定することとします。

広島市西部水資源再生センタ－下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

※入札説明書等の対応ページ及び対応部分が質問内容と不整合のものがありますが、提出された質問書のとおり記載しています。

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分									質問内容	回答
			頁	章	節	項	())	①	ア	(ア)		
311	維持管理・運営業務委託契約書(案)	引渡し義務	14	38	1							「事業終了後1年以内は大規模修繕又は不可抗力以外の不測の更新及び修繕等を要することのない状態」とありますが、事業終了後1年以内であっても、軽微な補修や定期修繕等は貴市にて実施いただけるとの理解でよろしいでしょうか。 事業者の引渡し条件としては、「主要な部分に大きな破損がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽微な汚損・劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く」状態であるものとの認識です。	No.163の回答を参照ください。
312	維持管理・運営業務委託契約書(案)	引渡し義務	14	38	2							第37条に基づき維持管理・運営業務の引継ぎを受けた者（発注者または発注者が指定する者）が維持管理・運営事業者による技術指導の内容に反した運転等を行った場合等、維持管理・運営事業者の責めに帰すべきでない事由に基づき維持管理・運営業務期間終了後から1年の間に維持管理・運営対象施設について施設の更新または修繕が必要になった場合には、発注者は第2項に基づく請求を維持管理・運営事業者に対し実施できないものと理解してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、維持管理・運営事業者の責めに帰すべきでない事由の立証に当たっては、協力をお願いすることがあります。
313	維持管理・運営業務委託契約書(案)	引渡し義務	14	38	2							第38条 第2項で「（前略）発注者は維持管理・運営事業者に対し、以下に掲げるいずれかの請求を行うことができる。（後略）」とありますが、発注者が請求を行うことができるのは、維持管理・運営事業者の責めに帰すべき事由に起因して発生した場合に限られるとの認識でよろしいでしょうか。	No. 312の回答を参照ください。
314	維持管理・運営業務委託契約書(案)	引渡し義務	14	38	3							第37条に基づく維持管理・運営業務の引継ぎ時に維持管理・運営業務の引継ぎ等を受ける者（発注者または発注者が指定する者）が維持管理・運営事業者による技術指導に反した運転等を行ったことによって、維持管理・運営対象施設が第3項の施設性能確認の条件を満たさなかった場合、維持管理・運営事業者は免責されるものと考えてよろしいでしょうか。	引渡し義務は維持管理・運営事業者にあり、質問の事象にあっても維持管理・運営事業者が免責されるものではありません。 質問の事象は、維持管理・運営事業者と維持管理・運営業務の引継ぎ等を受ける者との間で発生した事象であり、その結果生じた損害をどちらの負担とすべきかについては、当事者間で解決すべき問題であると考えます。

広島市西部水資源再生センターアンケート下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

※入札説明書等の対応ページ及び対応部分が質問内容と不整合のものがありますが、提出された質問書のとおり記載しています。

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分								質問内容	回答	
			頁	章	節	項	())	①	ア	(ア)		
315	維持管理・運営業務委託契約書(案)	(契約保証金)	17	42								第4号で履行保証保険を締結する場合、その対象期間は引継ぎ期間を除いた、令和14年度から必要になるとの認識でよろしいでしょうか。	入札説明書等に関する質問回答の公表に合わせ、修正版を公表します。
316	維持管理・運営業務委託契約書(案)	暴力団からの不当介入の排除	18	44	6							「発注者に履行期間の延長の請求を行うものとする。」ありますが、延長に伴い追加の費用が生じた場合には、その費用についても協議いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
317	維持管理・運営業務委託契約書(案)	住民対応等	19	47								本条は、基本契約書(案)別紙3リスク分担表No30,31を踏まえて、維持管理・運営事業者が行う業務に関する内容との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
318	維持管理・運営業務委託契約書(案)	住民対応等	19	47	2							「維持管理・運営事業者は、周辺住民からの意見や苦情に対する一時対応を自らの費用で行うとともに、発注者がこれに対応する際には必要な協力を行うものとする。」とありますが、基本契約書リスク分担表No.30に基づき、「本事業そのものに関する住民反対運動、訴訟、住民苦情・要望に関するもの」は貴市が自らの費用負担で行うものと理解してよろしいでしょうか。	本事業そのものに関する住民反対運動、訴訟、住民苦情・要望等については、基本契約書(案)別紙3リスク分担表No.30に基づき、本市が自らの費用負担で対応します。一方、維持管理・運営業務に起因する周辺住民からの意見や苦情については、維持管理・運営事業者が一時対応を自らの費用で行うものとします。 なお、いずれの事由に該当するか判断が困難な場合は、本市と事業者で協議の上、決定するものとします。

広島市西部水資源再生センターア下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

※入札説明書等の対応ページ及び対応部分が質問内容と不整合のものがありますが、提出された質問書のとおり記載しています。

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分									質問内容	回答
			頁	章	節	項	())	①	ア	(ア)		
319	維持管理・運営業務委託契約書(案)	特許権等の使用	19	49	2 3							第49条第1項に基づき維持管理・運営事業者が取得する特許権等の実施権又は使用権は、維持管理・運営事業者が本事業において維持管理・運営業務を遂行するために自ら又は第三者から取得するものです。第2項において本事業終了後（本維持管理・運営業務委託契約の終了後）以降も、本事業の実施目的外においても永続的に発注者及び発注者の指定する第三者を介して当該権利を実施、使用等する権利を維持管理・運営事業者に担保させることは、第1項で維持管理・運営事業者が特許権等を取得した目的から大きく逸脱し、維持管理・運営事業者に対して過度な負担を強いるものと思料いたします。また、特許権等の帰属先である第三者の都合等、維持管理・運営事業者の制御不可能な理由によって実現不可となる可能性もあります。については第2項で規定されている発注者の権利は本維持管理・運営業務委託契約が終了するまで有効としていただけないでしょうか。	当該条文は、契約の終了後も本市が継続して維持管理・運営対象施設の維持管理・運営、改造、増築その他の維持、利用等を行うことを目的としており、維持管理・運営業務を遂行するために必要な特許権等の対象となっている技術等の実施権又は使用権について、当該施設の維持管理・運営等本事業の継続に必要な範囲に限り使用するもので、本事業の実施目的外に使用することは想定していません。また、維持管理・運営業務委託契約終了後も、本市が本事業を継続するためには、本条文の効力を継続させる必要があります。なお、特許権等が第三者に帰属する場合等、維持管理・運営事業者の管理が及ばない事情があるときは、維持管理・運営事業者が当該目的の範囲で実施・使用できるよう合理的な範囲で必要な措置を講じることを前提とします。
320	維持管理・運営業務委託契約書(案)	特許権等の使用	19	49	2							「事業者が有する特許権等を無償で自由に自ら及び第三者を介して実施、使用等（改造、解析、複製、頒布、展示、改変及び翻案を含む。）する権利を有するものとし」とありますが、事業者が不利益を被る可能性があるため、使用する場合は事前に協議いただけるとの理解でよろしいでしょうか。 また、その権利を委託契約の終了後も存続することについて、貴市と事業者にて存続可否等を協議できるとの理解でよろしいでしょうか。	前者については、協議の対象としません。後者については、No. 319の回答を参照ください。

広島市西部水資源再生センターア下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

※入札説明書等の対応ページ及び対応部分が質問内容と不整合のものがありますが、提出された質問書のとおり記載しています。

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分									質問内容	回答
			頁	章	節	項	())	①	ア	(ア)		
321	維持管理・運営業務委託契約書(案)	特許権等の使用	20	49	7 8							第49条第7項において発注者は、本維持管理・運営業務委託契約に基づき維持管理・運営事業者から提供を受けた書類等の著作権およびその他知的財産権について、発注者の裁量により利用する権利及び権限を本維持管理・運営業務委託契約の終了後も存続させる規定をしています。当該著作権およびその他知的財産権は維持管理・運営事業者が事業期間に業務を遂行するため発注者に対して提供を行うものであり、第49条第7項及び第8項によって本事業終了後（本維持管理・運営業務委託契約の終了後）以降、本事業の実施目的外においても永続的に発注者の裁量により利用する権利及び権限を維持管理・運営事業者に担保させることは、当該権利を提供した目的から大きく逸脱し、維持管理・運営事業者に対して過度な負担を強いるものと思料いたします。については第7項で規定されている発注者の権利は本維持管理・運営業務委託契約が終了するまで有効としていただけないでしょうか。	No. 319の回答を参照ください。
322	維持管理・運営業務委託契約書(案)	特許権等の使用	20	49	7							貴市が行使できる権利及び権限は、本事業の維持管理・運営業務に関わる部分に限定されるとの理解でよろしいでしょうか（本契約の終了後も同様との理解です）。	お見込みのとおりです。
323	維持管理・運営業務委託契約書(案)	秘密保持等	21	51	2							第51条第2項各号の秘密情報の例外規定について、「正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手したもの」についても秘密情報から除かれるものと思料いたします。については当該条項の各号への追記についてご検討願います。	No. 232の回答を参照ください。

広島市西部水資源再生センターア下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

※入札説明書等の対応ページ及び対応部分が質問内容と不整合のものがありますが、提出された質問書のとおり記載しています。

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分									質問内容	回答
			頁	章	節	項	())	①	ア	(ア)		
324	維持管理・運営業務委託契約書(案)	秘密保持等	21	51	3							相手方の承諾を要することなく、相手方に 対する事前の通知を行うことにより、秘密 情報を開示できる情報として、(1)～ (6)が示されておりますが、そのうち (4)、(5)、(6)の場合については、事業者 の秘密情報を広範に開示されることで 事業者が不利益を被る可能性があるため、 開示範囲・内容について事前に協議いただ けるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 234の回答を参照ください。
325	維持管理・運営業務委託契約書(案)	秘密保持等	21	51	3	5						以下の理由から開示時に維持管理・運営事 業者と事前に内容を協議し決定させていた だけないでしょうか。 ①維持管理・運営業務契約以外の契約では 規定していないため。 ②秘密情報の中には事業者が事業活動を行 う上で有用な情報であり、不正競争防止法 により法的に保護される「営業秘密」も含 まれるおそれがあり、公開義務を負っている 市議会に対し維持管理・運営事業者の秘 密情報を開示することによって、事業者自 身の事業運営に著しい損害を与える恐れが あるため。	No. 234の回答を参照ください。
326	維持管理・運営業務委託契約書(案)	秘密保持等	21	51	3	5						第51条3項(5)市議会への情報開示を制限 なく認めると企業の技術情報や秘密情報・ ノウハウが不要かつ広範に開示されることにな ります。本規定の削除をお願いいたします。	開示対象に不正競争防止法上の営業秘密に 該当し得る情報が含まれるおそれがある場 合には、事業者と事前に協議の上、開示す るものとします。 なお、市議会への情報開示については、議 会対応その他本事業に関する説明責任の遂 行に必要な範囲で秘密情報を開示できる趣 旨です。

広島市西部水資源再生センターアンダーソルト水汚泥再資源化施設更新・運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

※入札説明書等の対応ページ及び対応部分が質問内容と不整合のものがありますが、提出された質問書のとおり記載しています。

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分									質問内容	回答
			頁	章	節	項	())	①	ア	(ア)		
327	維持管理・運営業務委託契約書（案）	秘密保持等	21	51	3	6						(1) 「維持管理・運営対象施設の維持管理・運営業務を維持管理・運営事業者以外の第三者に委託する場合において当該第三者に開示する場合」とありますが、この場合において想定されている事象と開示先をご教示願います。 (2) 「本事業に関連する工事の維持管理・運営事業者に対して開示する場合」で想定している事象と開示先をご教示願います。 (3) (1) 及び (2) 「の第三者を選定する手続において特定若しくは不特定の者に開示する場合」で想定している事象と開示策をご教示願います。	(1)から(3)の質問に対して、以下のとおり回答します。 (1)については、当該業務を受託する外部委託業者への開示を想定しており、具体的な開示先は想定していません。 (2)については、本事業に係る関連工事を請け負う施工業者等への開示を想定しており、具体的な開示先は想定していません。 (3)については、見積依頼や公募等の選定手続に参加する者への開示を想定しており、具体的な開示先は想定していません。 いずれも、当該業務及び当該工事の遂行に必要な範囲で行うものです。 維持管理・運営業務委託契約書（案）の記載が不明瞭であったため、入札説明書等に関する質問回答の公表に合わせ、表現を見直した修正版を公表します。
328	維持管理・運営業務委託契約書（案）	秘密保持等	21	51	3	6						第6項について、貴市が秘密情報を第三者に対して開示する場合、貴市は維持管理・運営事業者の承諾不要で秘密情報を当該開示先に開示することが可能となっています。 (事前通知義務のみ。) 秘密情報の中には事業者が事業活動を行う上で有用な情報であり、不正競争防止法により法的に保護される「営業秘密」も含まれる恐れがあります。については貴市が維持管理・運営事業者以外の第三者に対して秘密情報を開示する際に、事前に内容を秘密情報を保有する事業者と協議したうえで決定していただけないでしょうか。	No. 234の回答を参照ください。

広島市西部水資源再生センターアンダーソルト再資源化施設更新・運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

※入札説明書等の対応ページ及び対応部分が質問内容と不整合のものがありますが、提出された質問書のとおり記載しています。

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分								質問内容	回答	
			頁	章	節	項	())	①	ア	(ア)		
329	維持管理・運営業務委託契約書(案) 別紙1	維持管理・運営業務費について	1	1								大規模修繕費について、提案時点で23年間の計画を立てるものの、長期に渡る事業であることから、必ずしも計画通りに行うことが適切ではない場合も想定されます。運営開始後、事業者のリスク負担を前提に①修繕の実施時期を変更する ②修繕の内容を変更する ③一部の修繕を省略もしくは追加することは可能でしょうか。 また、以上の変更をした場合であっても、提案した修繕費相当分は提案通り支払われるとの理解で宜しいでしょうか。(修繕費用が増加した場合は事業者の負担であるとともに、修繕費が低減できた場合は事業者のインセンティブになる。)	提示された①から③を行うことは問題ありません。また、①から③を変更した場合における修繕費相当分の支払いはお見込みのとおりです。 入札説明書等に関する質問回答の公表に合わせ、修正版を公表します。
330	維持管理・運営業務委託契約書(案) 別紙1	見直し時期	2	2	3							「毎年10月に（中略）協議する」とありますが、初回の見直しは維持管理・運営業務が翌年度から開始する、令和13年10月に行うものとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 維持管理・運営業務委託契約書(案)の記載が不明瞭であったため、入札説明書等に関する質問回答の公表に合わせ、表現を見直した修正版を公表します。
331	維持管理・運営業務委託契約書(案) 別紙1	物価変動による改定	2	2	3							「見直し時期について毎年10月に翌年4月から始まる維持管理・運営業務費の見直しについて、発注者及び維持管理・運営事業者で協議をするものとする。」とありますが初回の見直し時期は維持管理・運営事業がはじまる前年であるR13年10月との理解でよろしいでしょうか。	No.330の回答を参照ください。
332	維持管理・運営業務委託契約書(案) 別紙1	例外的な見直し	2	2	4							電気料金で、燃料調整費や再エネ賦課金などのように、新しく価格変動に関する費用が発生した場合（あるいは撤廃された場合）は、例外的な見直しに該当するとの認識でよろしいでしょうか。	維持管理・運営業務委託契約書(案)別紙1の表1-2に記載のとおり、再生可能エネルギー発電促進賦課金及び燃料費調整額も考慮して変化率を算出します。

広島市西部水資源再生センターアンダーソルト水汚泥再資源化施設更新・運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

※入札説明書等の対応ページ及び対応部分が質問内容と不整合のものがありますが、提出された質問書のとおり記載しています。

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分								質問内容	回答	
			頁	章	節	項	())	①	ア	(ア)		
333	維持管理・運営業務委託契約書(案) 別紙1	別紙1	2			5						内閣府政策統括官（経済社会システム担当）のPPP/PFI事業における物価上昇の影響について（通知）（府政経シ206号令和7年3月31日）では、「市場価格に対する感応度が高い物価指数を採用するとともに、対象業務ごと、対象費用項目ごと、対象地域ごとに連動した物価指数を採用することが望ましい」とされています。については、算定式は維持管理・運営業務の合計ではなく、各費目毎で算定することが感応度が高いと考えますが、ご提示されている計算式は各費目毎に算定するとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。 維持管理・運営業務委託契約書（案）の記載が不明瞭であったため、入札説明書等に関する質問回答の公表に合わせ、表現を見直した修正版を公表します。
334	維持管理・運営業務委託契約書(案) 別紙1	維持管理・運営業務費について	2	1	5							「初回の見直しにおいては入札時の直近の12か月平均値」とありますが、入札時の直近とは2026年7月9日時点で公表されている直近の12か月平均値と読み替えていいという理解でよろしいでしょうか。	2025年8月から2026年7月までの平均値としてください。
335	維持管理・運営業務委託契約書(案) 別紙1	表1-2 例外的な見直し	3									事業期間中に、契約電力会社を変更した場合においても、直近12ヶ月に請求された電気料金を基に計算することによろしいでしょうか。	維持管理・運営業務委託契約書（案）別紙1の2項（4）の規定に基づき、本市及び維持管理・運営事業者が協議の上、別途見直し方法を定めるものとします。
336	維持管理・運営業務委託契約書(案) 別紙1	表1-2 例外的な見直し	3									入札時から維持管理・運営事業開始までの間、あるいは維持管理・運営事業期間における、契約電力会社の選定は事業者判断を行うことが可能との認識でよろしいでしょうか。	契約電力会社の選定については、電力料金が入札価格に直結する重要な費用項目であることから、原則として維持管理・運営事業者の任意の判断により変更することはできません。 ただし、契約電力会社の統廃合や制度改正等によりやむを得ず契約の継続が困難となる場合には、維持管理・運営業務委託契約書（別紙1の2項（4））の規定に基づき、本市及び維持管理・運営事業者が協議の上、別途見直し方法を定めるものとします。

広島市西部水資源再生センターアンダーソルト水汚泥再資源化施設更新・運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

※入札説明書等の対応ページ及び対応部分が質問内容と不整合のものがありますが、提出された質問書のとおり記載しています。

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分								質問内容	回答	
			頁	章	節	項	())	①	ア	(ア)		
337	維持管理・運営業務委託契約書(案) 別紙1	別紙1 維持管理・運営業務費について(表1-2)	3									表1-2に記載されている固定費及び変動費の物価変動指標について、電力料金においては、「各年度の9月30日までの直近12か月に維持管理・運営事業者が請求された電気料金(基本料金を除く電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金及び燃料費調整額とする。)の総額を当該請求期間における維持管理・運営事業者の使用電力量で除した数値」と記載されておりますが、初回見直しについては現行の下水汚泥再資源化事業の維持管理・運営業務費における電力量料金および使用電力量に基づき計算されるという理解でよろしいでしょうか。 (質問No.2の通り、初回見直しがR13年10月として) ・見直し前：入札時点=R8年2月までの直近12か月の値 ・見直し後：R13年9月30日までの直近12か月の値	令和14年度の維持管理・運営業務費の見直しについては、技術提案時に定めた契約電力会社の電気料金とし、見直し時期は令和13年10月とします。 維持管理・運営業務委託契約書(案)の記載が不明瞭であったため、入札説明書等に関する質問回答の公表に合わせ、表現を見直した修正版を公表します。
338	維持管理・運営業務委託契約書(案) 別紙1	別紙1 表1-2	3									内閣府政策統括官(経済社会システム担当)のPPP/PFI事業における物価上昇の影響について(通知)(府政経シ206号令和7年3月31日)では、「市場価格に対する感応度が高い物価指数を採用するとともに、対象業務ごと、対象費用項目ごと、対象地域ごとに連動した物価指数を採用することが望ましい」「あらかじめ入札説明書等に案を明示した上で、民間事業者との協議により決定することが望ましい」とされており、事業者側からも貴市と協議する物価改定指標を提案させて頂けないでしょうか。ご了解を頂けるようでしたら様式15号-2の余白欄、若しくは任意様式で提案書とともに提出いたします。	原案のとおりとします。 ただし、原案の見直し方法が適当でないと本市が認めた場合は、維持管理・運営業務委託契約書(案)(別紙1の2項(4))の規定に基づき、本市及び維持管理・運営事業者が協議の上、別途見直し方法を定めるものとします。

広島市西部水資源再生センターアンケート下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

※入札説明書等の対応ページ及び対応部分が質問内容と不整合のものがありますが、提出された質問書のとおり記載しています。

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分									質問内容	回答
			頁	章	節	項	())	①	ア	(ア)		
339	維持管理・運営業務委託契約書(案) 別紙1	維持管理・運営業務費について	3	1	5							表1-2の物価変動指標について、合理性及び妥当性がある場合は見直しについて協議して頂けるという理解でよろしいでしょうか。	No.338の回答を参照ください。
340	維持管理・運営業務委託契約書(案) 別紙1	維持管理・運営業務費について	3	1	5							表1-2の電気料金及び水道料金の指標について、電気料金又は水道料金の総額を事業者の使用量で除した数値となっておりますが、事業費の初回の見直しをR13年10月に行う場合の指標の考え方をご教示願います。物価変動による改定は、Y（見直し後の維持管理・運営業務費の合計）とX（見直し前の維持管理・運営業務費の合計）の差額が±1.5%を超える場合に見直すこととなっておりますが、表1-2の電気料金及び水道料金の指標の場合、当該費目の変化率を算出できないため、適切な物価変動の見直しができないものと考えます。また、昨今の物価高騰を踏まえると、入札時から維持管理・運営業務開始前までに物価等が上昇することも考えられるため、初回の見直しを維持管理・運営業務開始の前年度10月に行える制度設計をしていただきたいと願いいたします。	前者については、No.337の回答を参照ください。 後者については、No.330の回答を参照ください。
341	維持管理・運営業務委託契約書(案) 別紙1	維持管理・運営業務費について	3	1	5							表1-2の電気料金の指標について、契約内容や時期により政府の補助金や市場価格調整費などが適応される場合がございますが、それらも電力量料金として含まれるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
342	維持管理・運営業務委託契約書(案) 別紙1	算定式	3	2	5							「表1-2 固定費及び変動費の物価変動指標」の固定費に修繕費がありますが、軽微な修繕、定期修繕、突発的故障修繕も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

広島市西部水資源再生センターア下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

※入札説明書等の対応ページ及び対応部分が質問内容と不整合のものがありますが、提出された質問書のとおり記載しています。

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分								質問内容	回答	
			頁	章	節	項	())	①	ア	(ア)		
343	維持管理・運営業務委託契約書(案) 別紙1	算定式	3	2	5							維持管理・運営業務には、計量・分析業務や環境整備業務など、外部発注する業務も含まれるため、「表1-2 固定費及び変動費の物価変動指標」の固定費欄に下記項目を追加いただけないでしょうか。 外部委託費、その他経費：国内企業物価指数／総平均（日本銀行調査統計局） 理由として、昨今の物価高騰の影響により、外部委託費や諸経費も大幅に変動する可能性があるため、何卒ご配慮いただけますようお願い申し上げます。	入札説明書等に関する質問回答の公表に合わせ、修正版を公表します。
344	維持管理・運営業務委託契約書(案) 別紙1	表1-2 例外的な見直し	3									いわゆる大手電力会社10社における電気料金指標にかかわらず、契約電力会社から事業者に請求される電気料金をもとに計算されるとの認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
345	維持管理・運営業務委託契約書(案) 別紙2	要求水準未達の場合の減額について	1									維持管理・運営業務費の減額の式にある「365日」はうるう年の影響で年度により「366日」となる場合もあるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

広島市西部水資源再生センターアンケート下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

※入札説明書等の対応ページ及び対応部分が質問内容と不整合のものがありますが、提出された質問書のとおり記載しています。

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分									質問内容	回答
			頁	章	節	項	())	①	ア	(ア)		
346	下水汚泥再資源化物売買契約書(案)	総則	1	1	2							入札説明書及び要求水準書について「これらにかかる質問に対する回答書を含む」と規定していますが、「これらにかかる質問に対する回答書を含む」とありますが、その他書類(契約書や様式集等)にかかる質問に対する回答書も「入札説明書等」に含むものと理解してよろしいでしょうか。なお、その場合は第1条第2項なお書きについて以下2点ご確認願います。 ①「入札説明書等」の優先順位が規定されておりませんが、「要求水準書」が「入札説明書等」を意味するという理解でしょうか。また、その場合は契約文言の修正をお願いいたします。 ②①の場合、基本契約と本工事請負契約が質問に対する回答書も含む「入札説明書等」に優先することになりますが、必要に応じ文書の優先順位を踏まえ質問に対する回答書の内容を契約締結時に契約文言に反映させるという理解でよろしいでしょうか。	下水汚泥再資源化物売買契約書(案)の記載が不明瞭であったため、入札説明書等に関する質問回答の公表に合わせ、表現を見直した修正版を公表します。
347	下水汚泥再資源化物売買契約書(案)	買取予定量	2	3	2							第3条2項について、「維持管理・運営事業者が買取予定量を買い取れない原因が、脱水汚泥を発注者が維持管理・運営事業者に供給できない等、発注者の責めに帰する事由によるものであるときは、発注者はかかる請求を行えない。」とありますが、不可抗力により買い取れない場合は、発注者の責めに帰する事由に含むとの理解で良いですか。	不可抗力等の取り扱いについては、第9条の規定に基づき対応します。
348	下水汚泥再資源化物売買契約書(案)	買取予定量	2	3	2							第3条2項について、帰責事由が脱水汚泥を発注者が維持管理・運営事業者に供給できない等となっております。不可抗力によるものを帰責事由に追記してください。 (修正案) 「…ただし、維持管理・運営事業者が買取予定量を買い取れない原因が、脱水汚泥を発注者が維持管理・運営事業者に供給できない等、発注者の責めに帰する事由又は不可抗力によるものであるときは、発注者はかかる請求を行えない。」	No.347の回答を参照ください。

広島市西部水資源再生センターアンケート下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

※入札説明書等の対応ページ及び対応部分が質問内容と不整合のものがありますが、提出された質問書のとおり記載しています。

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分								質問内容	回答	
			頁	章	節	項	())	①	ア	(ア)		
349	下水汚泥再資源化物売買契約書(案)	買取予定量	2	3	2							発注者の責めに帰する事由による場合のほか、不可抗力及び本事業に直接関わる法令等の変更により買取予定量を買い取ることができなかつた場合、差額分の金額について事業者は責任を負わないという内容としていただきたく存じます。	不可抗力による場合については、No. 347の回答を参照ください。本事業に直接関わる法令等の変更による場合については、基本契約書別紙3 リスク分担表No. 8に基づき本市のリスク分担として対応します。
350	下水汚泥再資源化物売買契約書(案)	有効利用企業	3	5	3							「技術提案書に定める下水汚泥再資源化物有効利用企業をして技術提案書に従って利用させるもの」との記載がありますが、本事業は約30年後まで及ぶ事業であり、社会情勢や市場環境等により提案時点と変わる可能性があります。 提案時点で想定していなかつた企業での有効利用については、協議させていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
351	下水汚泥再資源化物売買契約書(案)	下水汚泥再資源化物	3	5	4							「（中略）発注者が脱水汚泥の性状等により責任を負う場合を除き、（中略）何ら契約不適合責任その他の如何なる責任も負わない。」とありますが、脱水汚泥の性状以外の事由で貴市の責による損害等が発生したと認められる場合は、貴市にて責任を負うとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
352	下水汚泥再資源化物売買契約書(案)	不可抗力等	4	9								法改正により資源化物に関するPFAS（有機フッ素化合物）への規制が実施され、当該規制により資源化物の第三者への販売など有効利用が困難となった場合、「天災その他やむを得ない事由のために、本下水汚泥再資源化物売買契約に基づく維持管理・運営事業者による下水汚泥再資源化物の買い取りの継続が不可能又は著しく困難となつた場合」に該当し、9条の定めが適用されるという理解でよろしいでしょうか。	PFAS（有機フッ素化合物）に関する法改正や新たな規制が実施された場合であっても、その具体的な内容や影響範囲によって対応が異なることから、一律に第9条に定める「天災その他やむを得ない事由」に該当するとは限りません。 今後、PFASに関する法的規制や関連制度の変更等が生じた場合には、その影響を踏まえ、本市及び維持管理・運営事業者において協議の上で、適切な対応を検討するものとします。
353	下水汚泥再資源化物売買契約書(案)	有効期限について	4	11								汚泥処理を2055年（令和37年）3月31日まで実施した場合、製造された資源化物は一部貯留設備に残ることになり売買できなくなります。2055年（令和37年）3月31日に処理した資源化物の取扱いについては協議して頂けるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

広島市西部水資源再生センターアー下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

※入札説明書等の対応ページ及び対応部分が質問内容と不整合のものがありますが、提出された質問書のとおり記載しています。

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分									質問内容	回答
			頁	章	節	項	())	①	ア	(ア)		
354	下水汚泥再資源化物売買契約書(案)	有効期間	4	11	3							本項目は、事業者の帰責事由により、工事請負契約若しくは維持管理・運営業務委託契約のいずれかが締結に至らなかった場合又は解除された場合に適用されるものとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
355	下水汚泥再資源化物売買契約書(案) 別紙1	別紙1表1-1	2									内閣府政策統括官（経済社会システム担当）のPPP/PFI事業における物価上昇の影響について（通知）（府政経シ206号令和7年3月31日）では、「市場価格に対する感応度が高い物価指数を採用するとともに、対象業務ごと、対象費用項目ごと、対象地域ごとに連動した物価指数を採用することが望ましい」「あらかじめ入札説明書等に案を明示した上で、民間事業者との協議により決定することが望ましい」とされており、事業者側からも貴市と協議する物価改定指標を提案させて頂けないでしょうか。ご了解を頂けるようでしたら様式15号-2の余白欄、若しくは任意様式で提案書とともに提出いたします。	原案のとおりとします。ただし、原案の見直し方法が適当でないと本市が認めた場合は、下水汚泥再資源化物売買契約書(案)（別紙1の4項）の規定に基づき、本市及び維持管理・運営事業者が協議の上、別途見直し方法を定めるものとします。
356	付帯事業契約書(案)	前文										前文の最終文章において、「本基本契約は、本基本契約に基づき締結される、発注者と工事請負事業者との間の工事請負契約、発注者とSPCとの間の維持管理・運営業務委託契約及び下水汚泥再資源化物売買契約により不可分一体として事業契約を構成する。」とありますが、基本契約における規定と思料いたしますので本付帯事業契約に合わせ、修正をご検討願います。	付帯事業契約書(案)の前文には、指摘の文章は含まれていません。

広島市西部水資源再生センターアンケート下水汚泥再資源化施設更新・運営事業 入札説明書等に関する質問に対する回答書

※入札説明書等の対応ページ及び対応部分が質問内容と不整合のものがありますが、提出された質問書のとおり記載しています。

No	資料	質問事項	入札説明書等の対応ページ及び対応部分									質問内容	回答
			頁	章	節	項	())	①	ア	(ア)		
357	付帯事業契約書 (案)	総則	1	1	2							入札説明書及び要求水準書について「これらにかかる質問に対する回答書を含む」とありますが、その他書類（契約書や様式集等）にかかる質問に対する回答書も「入札説明書等」に含むものと理解してよろしいでしょうか。 なお、その場合は第1条第2項なお書きについて以下2点ご確認願います。 ①「入札説明書等」の優先順位が規定されておりませんが、「要求水準書」が「入札説明書等」を意味するという理解でしょうか。また、その場合は契約文言の修正をお願いいたします。 ②①の場合、基本契約と本付帯事業契約が質問に対する回答書も含む「入札説明書等」に優先することになりますが、必要に応じ文書の優先順位を踏まえ質問に対する回答書の内容を契約締結時に契約文言に反映させるという理解でよろしいでしょうか。	付帯事業契約書（案）の記載が不明瞭であつたため、入札説明書等に関する質問回答の公表に合わせ、表現を見直した修正版を公表します。
358	付帯事業契約書 (案)	施設使用料	3	7								「本付帯事業を実施する場合に生じる水処理及び汚泥処理に係る費用の増加分に対し、これらを施設使用料として請求を行うことができる。」との記載がありますが、付帯事業で使用する電力について、必要なメーター等を設置したうえで西部Cより分岐いただき、施設使用料として支払うことは可能でしょうか。	問題ありません。 なお、ユーティリティ等の分岐場所、使用量等については、契約後の詳細設計時の協議事項とします。